

令和6年 第5回定例会

横瀬町議会会議録

令和6年9月10日 開会

令和6年9月11日 閉会

横瀬町議会

令和6年
第5回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

9月10日(火)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 8
- 会議録署名議員の指名 9
- 会期の決定 9
- 諸般の報告 9
- 一般質問 14
 - 4 番 向 井 芳 文 議員 14
 - 5 番 黒 澤 克 久 議員 28
 - 6 番 宮 原 みさ子 議員 34
 - 9 番 若 林 想一郎 議員 43
 - 1 番 森 沢 望 美 議員 49
 - 2 番 関 貴 志 議員 52
- 請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決 55
 - ・ 請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願
- 報告第4号の上程、説明、質疑 56
 - ・ 報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について
- 散 会 58



9月11日(水)

- 開 議 61
- 議事日程の報告 61
- 議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決 61
 - ・ 議案第37号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
・議案第 38 号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例	
○議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第 39 号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○認定第 1 号～認定第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
・認定第 1 号 令和 5 年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 2 号 令和 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 3 号 令和 5 年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 4 号 令和 5 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・認定第 5 号 令和 5 年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
○議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
・議案第 40 号 令和 6 年度横瀬町一般会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
・議案第 41 号 令和 6 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
・議案第 42 号 令和 6 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第 43 号 令和 6 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第 44 号 令和 6 年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 45 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 2
・議案第 45 号 横瀬町自治功労者の顕彰について	
○議案第 46 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 3
・議案第 46 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第 47 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 4
・議案第 47 号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第 48 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 5
・議案第 48 号 横瀬町教育委員会委員の任命について	

○閉会中の継続審査の申出	1 0 5
○閉 会	1 0 6

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第59号

令和6年第5回横瀬町議会定例会を、令和6年9月10日横瀬町役場に招集する。

令和6年9月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員	
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員	
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み	さ	子	議員
7 番	新	井	鼓	次	郎	議員	8 番	内	藤	純	夫	議員
9 番	若	林	想	一	郎	議員	10 番	関	根		修	議員
11 番	小	泉	初	男	議員	12 番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

令和6年第5回横瀬町議会定例会 第1日

令和6年9月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 向 井 芳 文 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

1 番 森 沢 望 美 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願の委員長報告、質疑、討論、採決

1、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関	貴	志	議員		
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長							
山	中	正	広	教	育	長	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	長					
				課	管	長				課									
島	田	伸	子	税	務	会	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	担	当													
				管	理	者													
平	沼	朋	子	福	祉	介	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	長							課							
守	屋	則	子	健	子	育	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				課		長													
小	泉	達	美	建	設	課	久	古		武	建	設	課	担	当	課	長		
				長							担								
町	田	一	生	教	育	次	大	沢	賢	治	代	表	監	査	委	員			
				長							員								

本会議に出席した事務局職員

加	藤	勉	事	務	局	長	渡	辺	岬	書	記
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和6年第5回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入り、若干朝夕は涼くなりましたが、まだまだ残暑も厳しく、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

さて、先月発生した台風7号及び台風10号は、全国各地で大きな被害をもたらしました。関東地方においても直撃は逃れたものの、その影響により、数日間にわたり激しい降雨が断続的に続き、埼玉県内においても南西部を中心に河川の氾濫や住宅の浸水など被害が発生しました。横瀬町においては、幸いにも大きな被害は発生しませんでした。台風7号では大雨、土砂災害警報発令に伴い、自主避難所を開設しました。また、台風10号では、それほど多くの降雨はありませんでしたが、生川地内の町道で落石が発生し、撤去作業を行いました。今後も、いつ発生するか分からない様々な災害に対応できるよう、危機管理体制をしっかりと整えてまいります。

それでは、各事業の一部について進捗状況等を報告させていただきます。初めに、自治体間連携の推進についてです。今年5月に締結した鳥取県北栄町との官民の人材交流に関する協定に基づき、互いの先進事例をはじめ、各種施策の取組の共有をするため、相互に職員を派遣し交流を深めました。北栄町からは、7月22日から26日までの5日間で4名の職員を横瀬町で受け入れ、横瀬町からは8月19日から23日までの5日間、4名の職員を北栄町に派遣しました。今後も各自治体の得意分野のノウハウを共有し、優秀な人材の育成につながる人事交流に期待し、新たな自治体運営にチャレンジしてまいります。

また、埼玉県伊奈町と3月に締結した未来につなぐ森づくり連携協定に基づき、森林や地域資源を活用した地域間交流として、スポーツ少年団員の交流を実施しました。8月11日に伊奈町のスポーツ少年団員及び関係者総勢30名が横瀬町を訪れ、午前中に少年野球の交流試合を行い、午後には活性化センターで森林環境教育として、両町の小学生が森林整備の現状や森林の大切さについて学びました。その中で実際のこぎりを使った丸太切り体験も行いました。今後も森林環境の保全や地域資源を活用した地域間交流の活性化を図り、未来につなげるための新たな事業を展開してまいります。

次に、地域活性化起業人についてです。4月1日、地域活性化企業人として西武レクリエーション株式会社の小泉春人さんが着任しました。派遣期間は3年です。小泉さんは、西武レクリエーションが持つ販売経路などの強みを生かして、横瀬町の特産品をより多くの人にお届けする活動を目指し、地域商社ENg a WAと一緒に農業支援、農家支援を中心に活動をしています。

また、8月1日には横瀬町出身の方が起業し、現在は日本経済新聞社のグループとなったイベントレジスト株式会社の新井健一さんが着任されました。派遣期間は同じく3年です。新井さんは、イベントやコミュニティマーケティングに関するノウハウを生かし、都内で開催されたイベントに横瀬町の特産品を提供するなど精力的に活動をしています。今後は、歩きたくなる町プロジェクトをはじめとする町のイベントに対するサポートやマーケティングなどを中心に活動していただく予定です。

次に、集落支援員についてです。地域の自治活動の促進、集落機能の強化を図るとともに、地域の防犯対策強化に向けて、7月1日から須藤正弘さんが集落支援員として活動を開始しました。須藤さんは、町として現役2人目の集落支援員です。根古屋にお住まいで、埼玉県警で長い間刑事として活躍された経験をお持ちです。オレオレ詐欺や空き巣被害対策、防犯よろず相談、地域の見守り活動など様々な面で活躍していただき、さらなる地域の治安向上に期待しています。

次に、地域おこし協力隊についてです。7月1日付で遠藤匡胤さんが、9月1日付で堀口万綾さんと西野葉子さんが着任しました。

遠藤さんは、東京都三鷹市出身で、芸術活動を続ける傍ら福島県南相馬市を拠点に、サウナやゲストハウスの立ち上げに関わるなどの活躍をされてきました。その経験を生かし、地域商社ENg a WAの一員となり、情報発信や地域の活性化に貢献したいと応募をされました。

堀口さんは、東京都杉並区から地域商社ENg a WAにインターンとして着任し、この9月から正式に地域おこし協力隊として着任しました。地域資源を活用することや地域経済を活性化することの重要性に気づき、今後も地域活性化のために何が必要かを具体的に考え、新しいことにチャレンジしたいとの思いから応募をされました。

西野さんは、東京都小平市出身で、社会福祉施設で直接支援の仕事をしていました。新たなことへのチャレンジや人の役に立ちたいとの思いから応募され、小学生のお子さんを含む家族3人で横瀬に移住をされました。

以上3名には、地域商社ENg a WAの一員として、様々な分野でチャレンジし、様々な経験を積み上げ、それぞれの成長とまちの発展につなげることを期待しています。

現在横瀬町では、23名の地域おこし協力隊員が空き家対策、鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及啓発など様々な分野で活動をしています。町では、今年地域おこし協力隊インタ

ーン制度もつくりましたが、今後の横瀬町の未来をつくるための新たな担い手、まちづくりの仲間として、より多くの人材が隊員として応募してくださることを期待しています。

次に、今年で8回目となる災害時初動訓練についてです。6月16日、台風接近による大雨、土砂災害等を想定し、情報伝達訓練をはじめ、町内5か所の避難所を開設し、対策本部と避難所パトロール現場をつないでのオンライン中継、ドローンでの被災後の現場確認などの訓練を実施しました。今年は、活性化センターにおいて赤十字奉仕団の皆様炊き出し訓練も実施していただきました。また、各地区の自主防災組織では、避難訓練に併せて防災講話など、地区独自の訓練を積極的に実施していただくなど、当日は676名もの多くの方に参加をいただきました。災害時初動訓練全体では、役場職員などを含めると合計838人が参加をしました。訓練の積み重ねが万一の有事の際に効果を発揮します。マイタイムラインの普及啓発を進めながら、引き続き安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

また、災害時対応として、新たに株式会社温泉道場と災害時における入浴機会の提供に関する協定書を、この先9月20日に締結することになりました。主な内容としては、災害発生時において被災者への入浴機会の提供をするものです。今後もいつ発生するか分からない災害に備えて、被災者への支援体制づくりを進めてまいります。

次に、ホテルかがり火まつりです。寺坂棚田保存会の皆様をはじめ、関係者のご努力により、7月6日、ホテルかがり火まつりが開催されました。今年は好天にも恵まれ、町内外から1,950人もの来場をいただきました。来場された皆様には、水田に映る約500個のかがり火を鑑賞いただき、一夜限りの幻想的な空間をお楽しみいただきました。

次に、7月27日、28日に開催したヨコゼ音楽祭です。今年で37回目となるヨコゼ音楽祭は、5年ぶりにコロナ前と同じ2日間での開催となりました。1日目のふれあいコンサートでは、文化協会の会員による歌声や演奏と、るるるミュージックによるすてきなコンサートが行われました。2日目の名曲コンサートでは、吉田兄弟による三味線コンサートが行われ、満員の観客は三味線とは思えないその迫力に終始圧倒されていました。当日は、実行委員を中心に多くのボランティアスタッフのご協力をいただき、お客様をお迎えすることができ、素晴らしい音楽の世界を堪能していただけたものと思います。今後も、これまで大切に育んできた伝統あるヨコゼ音楽祭を引き続き人々に感動を与えられる音楽祭となるよう協力をしてまいります。

次に、今年で25回目となる子ども懇談会です。8月1日、芦ヶ久保駅に隣接した休憩スペースアスタバと、今年3月にフロアを改修した役場内を見学した後、議場で懇談会を行いました。当日は、横瀬小学校6年生12名の児童が参加し、自分たちの考えた町や学校のこうしたら、これは改善点です。について発表をしてもらい、様々な提案をいただきました。町の将来を担う子供たちの貴重な提案を今後のまちづくりの参考にしていきたいと思います。

次に、ミドルベリー大学との国際交流事業についてです。今年も昨年に引き続き、国際キリスト教大学内にあるミドルベリー大学日本校の留学生との国際交流事業を実施しました。8月24日は、留学生と町民の方との交流イベントを、25日は横瀬中学校生徒との交流イベントを開催しました。中学生や町の皆さんにとっては異文化体験ができる貴重な機会、留学生にとっては町を、ひいては日本を理解するための貴重な機会となり、有意義な交流事業ができたと思います。今後も引き続き、国際交流、異文化体験の機会を

提供し、お互いに実りある事業になるよう継続して実施をしております。

次に、よこらぼについてです。4月から新たに新規案件受付を再開したよこらぼですが、4月以降受け付けた提案11件に対し、5件を採択しています。その中で事業展開しているものの一例として、「9マスで誰でも美文字」プロジェクトを紹介させていただきます。分かりやすく学べる文字の学習法「9マスメソッド」を紹介し、児童生徒の書写力の向上を図るもので、美しい文字を書く喜びを体験できるプロジェクトです。夏休み放課後子ども教室の児童を対象に3回実施しており、延べ人数112名の児童が参加しました。4月から再び動き出したよこらぼは順調に滑り出してきています。今後はより一層町にとって効果的で、町民の方にとって有益なよこらぼとなるよう創意工夫し、知恵を絞りながら進めてまいります。

次に、先進的グリーンインフラモデル形成支援の重点支援団体についてです。グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方で、当町がここまで進めてきている人と自然が調和した景観環境づくりや中心地づくりに活用できるものです。6月28日に国土交通省が進める先進的グリーンインフラモデル形成支援の重点支援団体に横瀬町が決定されました。全国でいうと熊本県、杉並区、さいたま市と横瀬町の4団体が重点支援団体になります。重点支援団体に対しては、コンサルタントや専門家の派遣等を通じて計画づくりや推進体制の構築を支援し、グリーンインフラの実装を加速します。横瀬町では、武甲山や寺坂棚田などを含めた町全体が人と自然が調和し共存する町及び地域となることを目指し、まずは横瀬駅含む町なかエリアを産学官民が交流、共創できるグリーンインフラ推進拠点として整備する方向で検討を開始していきます。

最後に、当町が進める日本一歩きたくなる町プロジェクトのウォーキング教室が評価をされ、埼玉県が毎年開催している令和6年度健康長寿優秀市町村表彰式で優良賞を受賞しました。町では、コロナ禍をきっかけとして健康づくり、にぎわいづくり、人の輪づくりを進めるためにこのプロジェクトを立ち上げ、ウォーキングの推進に取り組んでいます。その中で展開しているウォーキング教室は、毎月1回開催しており、令和5年度には延べ405名が参加しています。同時に体力測定を実施し、参加者の健康づくりに役立てています。また、ウォーキングリーダーの育成も実施しており、現在14名のリーダーが誕生しています。このリーダーがいてくれることで、歩育プログラムや地球五周チャレンジマーチなど他の事業との連携も進んできました。今後もウォーキングの普及啓発や健康長寿につながる取組を引き続き積極的に推進してまいります。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業が円滑に進みますよう一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案ですが、報告1件、条例の制定1件、一部改正2件、決算認定5件、補正予算5件、自治功労者の顕彰1件、人事案件3件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

5番 黒 澤 克 久 議員

6番 宮 原 みさ子 議員

8番 内 藤 純 夫 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、9月3日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、9月10日、11日の2日間と決定いたしました。

本委員会の決定に賛同され円滑な議会をお願いいたしまして、報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第4回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定しましたので、ご了承願います。

次に、令和6年6月、7月及び8月実施分の例月出納検査結果報告が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和6年6月20日、7月19日及び8月20日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、6月20日の実施分については令和5年度、令和6年度の一般会計、3つの特別会計、令和6年度の下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分につきましては、令和6年度が対象でございます。

また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和6年7月31日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は7億5,422万3,927円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件及び審議された審査事件について、審査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告します。

開催日時、令和6年8月28日午後2時より、横瀬町役場302会議室、出席者委員5名、執行部11名、事務局2名、会議録署名委員、森沢望美委員、関貴志委員。

審査事件等、1、委員会付託案件、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願について、2、教育委員会報告、3、その他。

審査経過・まとめ、1、委員会付託案件、事件の番号、請願第1号。件名、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願について。

審査経過。本件は、令和6年6月定例会で本委員会に付託となった案件でございまして、委員会審査は8月28日に行い、委員から意見を聴取いたしました。

審査結果。委員に対し意見を聴取した後、採決とすることでよいかを確認し、異議がなかったため、採決を行った。採決の方法は挙手とし、請願に対し採決のほうの挙手を求めたところ、採択はゼロ名、不採択が4名であり、委員会として、不採択とすべきものとして決定をいたしました。

2、教育委員会報告、教育長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明があり、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上報告といたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○**黒澤克久産業建設常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、審査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和6年8月28日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員5名、議長、執行部6名、事務局2名であります。会議録署名委員に町田多委員、宮原みさ子委員をご指名いたしました。

初めに、町長より挨拶をいただき会議に入りました。

今回の審査事件等は、(1)、所管事務調査、道路事業における第6次横瀬町総合振興計画（前期基本計画）の達成状況について、(2)、その他であります。

審査経過・まとめ、資料に基づき建設課長より、道路事業における第6次横瀬町総合振興計画（前期基本計画）の達成状況について説明を受けました。質疑では、歩道の幅員について、補助率について、国道299号線の渋滞に伴うバイパスについて等がありました。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、その他、執行部から9月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上を報告いたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○**宮原みさ子広報常任委員会委員長** 議長よりご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行わせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告

いたします。

開催日時、令和6年7月12日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、関貴志委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第143号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第143号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定し、7月17日に正副委員長による最終確認を行い、8月1日に発行をいたしました。

開催日時、令和6年9月3日午後3時30分より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、会議録センター1名で行いました。会議録署名委員といたしまして、向井芳文委員、黒澤克久委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより144号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより144号の編集について協議、検討を行いました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長より指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

まず、全員協議会が令和6年7月22日月曜日午前9時55分より、秩父クリーンセンターの3階大会議室で行われました。出席委員は14名、関係職員であります。議事は、(1)、諸報告、(2)、議会運営についてであります。

続きまして、令和6年第2回7月定例会、令和6年7月29日月曜日午前10時より、秩父市役所本庁舎4階議場で行われました。出席議員は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程であります。第1として、議席の指名であります。これは、秩父市議会の1人の改選、皆野町議会の2名の改選がありました。秩父市議会は、議席が4番で内田均議員であります。皆野町議会は、議席が11番、若林光雄議員、12番、四方田実議員であります。これに伴い、委員会所属がありまして、副委員長が欠員でありますので、総務委員会、厚生衛生委員会、両委員会とも副委員長が決まっておりませんでした。総務に配属された若林光雄議員が副、厚生衛生委員の四方田実議員、内田均議員であります。秩父市選出の内田議員が副ということになりました。

会期の決定は、当日1日。

第4、諸報告。

第5、管理者提出議案の報告でありました。

一般質問は2名であります。一般質問は、秩父市選出の清野議員と本橋議員であったと思います。

議案第10号は専決処分であります。専決の内容であります。令和5年度秩父広域市町村圏組合一般

会計補正予算（第5回）であります。内容的には繰越明許の追加起債で、消防費が269万3,000円の追加であります。10号は承認で、総員起立であります。

議案第11号については、令和5年秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてであります。原案可決及び認定で、総員起立であります。

議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父市町村圏組合水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例であります。原案可決、総員起立であります。

第10として、議案第13号 秩父広域市町村圏組合管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。これも原案可決、起立総員であります。細部につきましては資料がありますが、概要としては、管理者及び理事者が科目設定の1,000円でありました。近隣とか過去の減額前の金額等を勘案して、管理者が16万円程度に増額になりました。そういう改正内容でありました。

第12、議案第15号 令和6年秩父市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）であります。原案可決、総員起立でありました。

議案第16号 条例改正、補正予算、財産の取得について、原案可決、総員起立であります。

秩父広域市町村圏組合公平委員の選任について、同意、総員起立であります。

広域議会資料は、控室に置いてありますので御覧ください。内容細部につきましては、控室等で質問ください。

以上、報告を終わります。

○**新井鼓次郎議長** 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○**8番 内藤純夫議員** 総務文教厚生常任委員会の教育委員会報告についてちょっとお聞きしますが、この報告書の7番、不登校の未然防止がありますが、一般質問でもお聞きしましたが、大変すばらしい考えだと思いますが、この報告に対して、今現在不登校の児童生徒に対する対策、対応について、委員からそういう質問は出なかったのかお伺いいたします。

○**新井鼓次郎議長** この件につきまして、報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

○**若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長** ただいまの8番、内藤議員のご質問に対しまして、そういう意見はなかったと思います。

○**新井鼓次郎議長** 再質疑ございますか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎議長** なければ質疑を終結いたします。

以上で、日程第3、諸般の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎一般質問

○新井鼓次郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 皆様、おはようございます。4番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。また、本日は朝から傍聴のほうありがとうございます。質問は大枠で3つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

今回の質問、全体としては社会体育施設についてですが、便宜上3つに分けさせていただきました。まず1つ目は、人工芝グラウンドについてです。町民グラウンドの人工芝グラウンドは、平成27年4月1日に竣工しており、来年で10周年を迎えますが、当初より耐用年数は10年とのことでありました。実際にグラウンドのコンディションは悪く、早めの張り替えが求められております。

そのような中、直近では昨年12月定例会にて黒澤議員が、本年6月定例会にて私向井がそれぞれ一般質問をしており、利用団体の声等様々なことを踏まえ判断していく、それまでは修繕を繰り返す。また、改修工事をする場合を想定して今できることは、補助金として考えているtotoの補助金において、撤去や新設などでどの部分が補助対象となるのか、どのくらいの補助率なのか、またこの補助金においては非常に応募が多いと聞いており、当町が申請した場合、採択される可能性があるかなど、様々な内容をtotoの補助金を管理している独立行政法人の日本スポーツ振興センターに直接確認することである。ちなみに総工費は、概算ではあるが、現在と同じで2億円、下をアスファルト舗装にして3億円、それに設計委託料や施工管理費用等、そのような答弁をいただいておりますが、totoの補助金申請における現状についてお聞かせください。また、黒澤議員の一般質問の要望でもありましたが、国や県の補助金等の状況もお聞かせください。そして、利用団体との話し合い等の状況もお聞かせください。こちらが質問1の要旨明細(1)でございます。

また、照明の明るさが当時の背景等もあり、周辺住民への配慮で最大の明るさではなかったと思いますが、現在の状況をお聞かせください。こちらが質問1、要旨明細(2)でございます。

また、上グラウンドとの間の斜面を利用しての観客席の設置について、当初から要望があったかと思

ますが、張り替えの機会と一緒にご検討いただけないでしょうか。こちらが質問1、要旨明細（3）でございます。

また、日よけの設置について前回の定例会にてご質問させていただき、町民グラウンド下の日よけについてですが、一部の団体から要望は聞いております。しかしながら、グラウンドにはベンチが既に設置されておりまして、教育委員会としてはそちらの利用を促しております。毎回簡易テントを立てるのが面倒だという訴えがあり、場所の遠さなどを理由に、そちらのベンチのほうを利用しておりません。特定の場所に固定の施設を設置するという事は、ほかの利用者にとっては不利益となるため、総合的に判断して現在設置は考えておりません。逆に本当に気温が高くて日陰がなければ活動できない状況であれば、学校と同じように考えていただければ、利用を控えさせていただくほうが体のために安全かという考えもあるかと思っておりますという答弁をいただき、まとめますと、ベンチはあり、簡易テントを張っていただくことをご対応いただきたいが、遠いとの理由でそのような対応をしてくれないと、また特定の団体の意向には従えないというような内容と私は解釈いたしました。まず日よけがあったほうがよいのかという中で、休憩する際等あったほうが良いと思っておりますし、簡易テントで対応してくれというのも不親切な感じがいたしますが、いかがでしょうか。また、利用団体と建設的な話し合いをするべきだと思いますが、そのような話し合いはされているのでしょうか。それらを踏まえ、やはり設置を検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。こちらが質問1、要旨明細（4）でございます。

また、オンライン予約に関しましても、前回の定例会にてご質問させていただき、借用条件で料金が変わってしまう、ほか団体との連絡調整が入ることもあり、人と人とで分かり合えることもあるというような内容のご答弁をいただきましたが、料金がかわるかどうかは変えなければいけないと思っておりますし、ほか団体との連絡調整や人と人とで分かり合えるということも分かりますが、窓口業務の一部オンライン化等、横瀬町としてDXを推進している中におきまして、逆行しているようにも思いますが、再度導入についてのお考えをお聞かせください。こちらが質問1、要旨明細（5）でございます。

続きまして、2つ目の質問ですが、スポーツ交流館・中学校体育館についてです。昨今の気候変動により夏は暑い日が多く、自然災害も多発していることから、日頃の子供や大人の活動だけでなく、災害時の避難所としての観点も踏まえ、スポーツ交流館並びに中学校体育館へのエアコン設置を検討すべきだと思います。この案件に関しましては、本年8月1日に開催されました子ども懇談会におきましても提案としてあったかと思っております。

また、本年3月定例会におきまして黒澤議員が一般質問をされており、防災の観点は抜きにしての質問でしたが、エアコンは必要だが、工事費、電気代を考慮すると現段階では難しい。スポーツ交流館は令和14年に長寿命化改修、中学校体育館は近年予定しているB棟と特別棟の改築後に改築する計画があり、その際にエアコン設置を盛り込むのが効率的と考えている。ちなみに学校側希望している。現段階の対策としては、ミスト扇風機の導入を予定しており、工業用扇風機やヒーターとともに活用していくというような内容のご答弁がありました。災害時の避難所としての観点を踏まえるといかがでしょうか。柔道場、剣道場も含めご回答ください。また、工事費及び電気代の概算が分かれば教えてください。また、それぞれの改修及び改築のタイミングでエアコンを設置することを盛り込むのはある程度決定しているのでしょうか。こちらが質問2、要旨明細（1）でございます。

また、スマート機導入についても前回の定例会にてご質問をさせていただき、初期投資で40万円前後、維持管理費として年間27万円の費用がかかり、費用面を考えると厳しい、また使用後の各種確認や連絡調整のためにはご来庁いただくのがよいというような内容のご答弁がありましたが、初期投資は横瀬町が活用しているスーパーシティプロジェクト等の補助金で賄えると思えますし、維持管理費に関しましても利便性を踏まえたと、そこまで高い額とは思えず、導入にしてもよいのではないかと考えます。また、各種確認や連絡調整に関しましても、インターネットを使用してできるのではないかと考えますが、再度導入に関してのお考えをお聞かせください。こちらは質問2、要旨明細(2)でございます。

また、オンライン予約に関しましては、質問1、要旨明細(5)とかがぶりますので、ここでは割愛させていただき、さらなるご答弁があればお願いいたします。こちらが質問2、要旨明細(3)でございます。

最後に、3つ目の質問ですが、その他の社会体育施設についてでございます。まずは、テニスコートに関してです。当町には、テニスコートが中学校内のコート2面しかなく、それもクレーコートで、雨が降ると数日間使用できないこともあり、水道ができてしまう、水の道です。等コート全体を水平に保つのが難しい状況です。また、2面しかないため、1度にプレーできる人数が限られてしまいます。そのような中、以前横瀬中学校テニス部の保護者より、横瀬中学校テニスコートオムニコートへの改修提案があったかと思えます。また、体育館へのエアコン設置と同じく、子ども懇談会におきましても提案としてあったかと思えます。思うように練習ができず、環境の整っている秩父市や皆野町の子に負けたときの悔しさが切実に語られておりました。実際秩父郡市1市4町で公営のテニスコートがないのは横瀬町のみです。また、テニスコートはダブルスコートでも10.97メートル掛ける23.77メートルで、2面の設置で約37メートル掛ける40メートルのスペースがあれば設置できます。これはサッカーコートの約4分の1です。できれば4面欲しいところではありますが、それでもサッカーコートの約半分です。テニスは、老若男女楽しめるスポーツであり、健康長寿に寄与するとも考えます。テニスコート、オムニコートになりますが、の新設は検討されているかお聞かせください。こちらは質問3、要旨明細(1)でございます。

次に、小中学校プールの一般開放についてです。現在、秩父ミューズパークのプールは、施設の老朽化による不具合の発生により使用できない状況にあります。また、以前は秩父市の別所や聖地公園、小鹿野町のみどりの村等にも大きなプールがあり、当町におきましても中学校プールや三菱マテリアルのプールが一般開放されておりました。しかし、現在は夏休み等にプールに行きたくても気軽に行けるプールが近くにない状況にあります。そのような中、町内にプールが欲しいというご要望をいただく機会が何度かありました。また、子ども懇談会におきましても提案としてありました。暑い日が続く、プールの授業がなかなか予定どおりできていない状況にあり、安全面等の観点もあるかとは思いますが、プールは子供たちの成長においても、大人の健康づくりにおいても、高齢者の転倒防止と健康づくりにおいても、様々な面で有効な施設であると考えます。新設は無理にしても、小学校または中学校のプールの一般開放は可能なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。こちらが質問3、要旨明細(2)でございます。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、人工芝グラウンドについてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1の人工芝グラウンドの張り替えについてでございます。t o t oの補助申請でございますけれども、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接問合せをしております。内容につきましては、10年以内の申請の場合返金が発生する、改修事業については事業費上限額4,000万円、補助率4分の3、ゆえに3,000万円の補助が上限とのことでした。

国、県の補助金についてでございますけれども、現在のところ見当たりはございません。

利用団体との話し合いについてですが、今現在、張り替えの実施を決定しておりませんので、現在の段階ではしていません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○町田一生教育次長 失礼いたします。それでは、要旨明細(2)、照明器具の照度についてご答弁させていただきます。

照度につきましては、この人工芝グラウンド設置時に近隣住民の生活配慮と農作物の被害等を考慮し、住民と話し合いをして折り合いがついているものでございます。時間がたったからといって照度を上げるという考えはございません。利用者にも説明をしており、理解した上で利用をいただいているものでございます。

(3)、観客席の設置についてでございます。人工芝グラウンド設計時にトイレ側のほうにベンチがもう一つ予定されておりましたけれども、工事費削減のためカットされているという経緯がある中で、今の形となっております。しかしながら、10年がたち、人工芝の張り替え、これを今後検討していく段階では、そちらのことも検討課題として含めることは可能かと考えます。

(4)、日よけの設置についてでございます。まず、ご質問の中で、簡易テントを張っていただくことで対応いただきたいというご発言、それから簡易テントで対応してくれというのは不親切であるとの発言がございしますが、まず簡易テントについては、こちら行政側で対応依頼したものではありません。利用団体自らが話されていることを申し述べたまででございます。教育委員会事務局から指示したことでないことを誤解のないようにご理解いただければと思います。

今回の質問は、同様の質問を何度もされ、また誤解も多々あるようですので、一度お時間をいただき経緯を説明させていただきます。今回のケースの対応といたしましては、まず最初に役場に利用団体が相談に来られました。そのときに同様の説明をしております。現在のあるベンチを使っていただくことでご説明をしております。別日に、今度は現地での説明、こちらにおきましては、名前を使って失礼ではございますけれども、若林想一郎議員からの連絡によりまして現地に赴き、立ち会っていただいた上で利用団体にご説明をしております。このときには、南側のほうのベンチの説明をしておりましたので、その近い場所に倉庫を移設してはいかがかとこちらのほうでも譲歩案をお話をさせていただいております。その後の申出で、今度は北側のサッカーゴールにブルーシートを張ってもよいかとのお問合せがございました。それに対して、サッカーの利用団体と協力依頼をいたしまして、サッカー利用団体が片づけるときに利用団体、北側のほうで利用している団体です。そちらが占有的に使用しているベンチ、そちらに近いほうにサッカーゴールを片づけていただくことの協力依頼をし、そちらを協力していただくということでしたの

で、そのサッカーゴールにビニールシートを張っていただくこと、こちらについては承諾をいたしました。次には、そのままサッカーゴールにシートを張りっ放しでよいかとの占用の訴えをしてきました。親切で協力までしていただいているサッカーの利用団体に、これは迷惑となることですので、こちらは了解せず、利用するときに張っていただきたいことの回答をしております。

このように何度もお話をさせていただいている中で、団体の要望が通らないため、何人もの議員さんにお話をされ、何度も質問をされ、それに対して私も真摯に答弁をさせていただいております。今回のケースは、要望が通るまで続くのでしょうか。私としては、今回の説明でご理解をしていただくことを希望します。今回のケースは、職員として時間と手間もかけ、各利用団体に寄り添いながら対応しているつもりであります。私たち行政職員も信念を持って、公平公正を心がけ業務を執り行っております。そして、私はそれを監督する立場にあります。決して不親切な対応をしているわけではございません。ご理解ください。

教育委員会事務局といたしましては、最初から一貫してグラウンド利用のルールにのっとり、既存のベンチに屋根もついており日陰になるので、どちらの団体も同様にこのベンチを利用させていただきたいということを訴えているものでございます。以上のことから、現在北側への日よけの設置は考えておりません。

続きまして、(5)、オンライン予約についてでございます。まず、ご質問の中で、料金が変わるかどうか、変えなければいけないわけではないと思うとの発言がございますが、私が回答している内容は、固定の利用料金が変わるということではございません。実際にICTが進み機器投資があれば、今後基本料金等を検討しなければならないと思いますけれども、今現在私が申し上げているのは、例えば天候などで利用ができない場合など、返還手続が申請時にできたり、スポーツ協会やスポーツ少年団の利用団体は3か月前の予約が可能で、それ以外の一般の方は2か月前の申請になります。1か月の差がありますので、一般の方が申込みをされた段階で、町内の利用団体が予約済みとなっている状況でございます。融通が利く場合などは間に入って、これは例えば横瀬町の利用団体と練習試合をしていただくとか、そういう融通を協議して、うまくいく場合は利用していただくなど、利用者の状況に相談に乗る、そういったことをお話を申し上げている所存でございます。この場合に料金変更があり得るということでございます。これがシステムを使うことで一律に決定してしまうことにより、きめ細かな対応ができなくなるのではと現場では危惧をしております。私たちは、利便性もですが、住民に対することをより大切に考えております。その上で、実証実験できるメーカーもありますので、調査研究は可能かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからは、(5)について、DXの観点からのご質問をいただいておりますので、ご答弁をさせていただきます。

DXに逆行しているのではないかのご指摘でございますけれども、以前より私のほうでもご説明をさせていただいているように、技術、テクノロジーは手段であり道具であるというふうに考えております。役場として住民サービスを進めていく中で、よりよくなる、今までできなかったこともできるようになる、より広い人たちに提供できるようになる等々のために技術も導入していく、これが我が町において今目指

しているDX、デジタルトランスフォーメーションだと考えております。今次長のほうからご説明がありましたように、オンライン予約について現在の運営は、現段階においては横瀬らしい最善の方法だというふうに考えております。したがって、それを進めるに当たって、このDXの考え方から逆行しているという表現にはならないかなというふうに考えております。

一方で、施設の利用者の方の状況や技術、テクノロジーの進捗、進歩、活用分野等というのは将来どんどん変わっていくものと考えられます。私たちといたしましても、常にそれらの状況は見ながら、テクノロジーの活用が明らかに住民サービスの向上につながると判断できる段階では、柔軟に前向きに検討していくものだというふうに考えております。

私からは以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 まず、1の人工芝、ご答弁ありがとうございました。人工芝からになります。この人工芝に関しましては、先ほどのご発言の内容から、恐らく張り替えをするかどうか、それ自体がまだ決まっていないということなのだと思います。率直に言ってしまえば、前のグラウンドに戻すことも恐らく含め、一番いい形を検討していくということだと思います。それはそれでいいと思います。

その中で国や県、まずt o t oの助成に関してなのですが、やり取りをしているというところだったのですが、これに関してはご確認をいただきたいので、この場で答弁とかではなく、今後ご確認いただきたいのですが、私の得た資料だと上限が3,000万円ではなく……すみません、失礼いたしました。3,000万円で4分の3というところになっております。ただ、これは一つの助成金の形であって、スポーツ施設に関してはこれになるのだとは思いますが、t o t oの助成にはいろいろなメニューがありますので、それは多分承知の上だとは思いますが、その辺りも含めご検討いただきたいということと、ちょっとお聞きしたいのは、国、県への要望というか、どういう補助金があるかというのはどのように確認をしたのか、資料で確認をしたのか、それとも実際にかけ合っているのか。実際に過去に、スポーツ交流館もそうですし、小学校の建設もそうですが、国会議員の先生にお願いすることで、後から出た補助金もあります。そういった動きというのを取られているのかどうか、実際にかけ合っているのかどうか、そこを一つお聞かせください。

それから、照明に関しましては、双方の理解の上で今の状態があるということなのだと思いますが、ただ実際は明るくしたほうが安全面からいいのではないかと、これは要望云々って、私も要望として聞いていますけれども、ただそれを直接やったときには、グラウンドを使わせてもらっているからいいよってなる可能性もあります。ただ、実際行ってみると暗い感じはします。もっと明るくできるという、その機能があるので、この辺りというのはもう一回考えていただいて、本音を引き出していただいて、話し合いを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、観客席に関しましては、先ほど前向きなご発言いただきましたので、ぜひそのように進めていただければと思います。昨日行われました秩父市議会の一般質問の中でも、そのような秩父市のほうも人工芝のグラウンドを造りましたけれども、そのグラウンドにも今後観客席も検討していくというような内容がありましたので、その辺りももしでしたら連携を取っていただいて、人数、規模が違いま

すので、状況は違いますが、情報交換していただければと思いますが、これは要望としてお願いします。

先ほどいただいた4番の日よけに関してですが、これは職員の皆様頑張っていただいているのも十分承知しておりますし、何度もこのようにお聞きするというのも心苦しい部分もあります。ただ、誰がどこまで本当のことを言っているかとかというのが見極められない部分がありますので、これはちょっと何とも言えません。ただ、その中でこのやり取りを聞いていると、相手の立場に立ったやり取りというのができるのかどうかというところ、自信を持ってそう言えるのかどうか、やはりこういったことというのはあくまでも先に使っていた団体がいるわけですね。実際に使っている団体がいると、例えば具体的にはグラウンドゴルフさんが使っていて、いつも拠点この辺で休憩していると、サッカーグラウンドになったから、今度はちょうどここにベンチがあって、日よけがちょうどそこに建てるのにサッカーとしてはいいかもしれないから建てたと、それを使ってくれというのは自然な流れなのですけれども、それをお願いする経緯として、あっちにできたのであっちを使ってくださいってただ言うだけでは駄目で、その辺りの対話ですよ。また、物置を移動すればいいというのも分かりますけれども、では誰がいつ移動するのというところまで話ができているのかどうか、やはり先にいた人というのは大事にしないといけないと思うのです。直近であそこの例として出していいか分からないですけれども、町民会館のところのサロンの件もありました。あれは、継続してくれるということでよかったのですが、そのようにやはり対話というのが重要になるのだと思います。そういったところというのがどのようにされているのか、先ほどこうにしているということはお聞きしましたが、ちゃんと建設的にしっかりと相手の立場に立って対話ができているのかどうか、これをここはお聞きしたい。

もう一つ、一部の意見という見方もあるかもしれませんが、特に要望しているグラウンドゴルフさんに関しては、横瀬町全体から集まっています人数も結構います。そして、グラウンドの利用状況を見ると、大体1か月間の中でグラウンドゴルフ週3でやっているの、約12日間使っています。下のグラウンドだけです。それから横瀬のサッカー、これは土日祝日しかできないので、時にもよりますが、8日とか9日とか。クラブチームのサッカー、これも週3なので12です。そのほかで10、下のグラウンドを使っている団体としてはかなりメインの団体なのです。そういった団体の要望というの、できる、できないにしろ、真摯に聞いているのだとは思いますが、一応やる方向も含めて検討していただけるということがあって、その上で駄目だったという回答がされているのであればいいですけれども、基本的にお話を町民の方が聞いている限りだというと、話はしてくれたけれども、何かほぼ受け入れてくれていないというような感じのニュアンスの、そういう言い方になってしまうのだと思いますけれども、なのでその辺り、事実がどこかというのははっきりしませんが、ただ実際に日よけもここにあるからいいということではないのだと思います。日よけはグラウンドに1個って決まっているわけではないので、必要があれば幾つあったっていいのだと思います。必要がなければ一個もなくともいいのだと思います。そういった中で、1個あるからそこを使うというのはすごくよく分かります。ただ、離れていますし、今までの活動の経緯も踏まえ、いろいろとあるのしょうけれども、それを踏まえ再度ご検討いただければありがたいなと思いますが、ここに関していかがでしょうかと。

あと、オンラインに関しましては、ありがとうございます、分かりやすいご答弁をいただきまして。この辺りちょっとオンライン予約、そしてほかのこの後の議題のスマートキー等も関わってきてお聞きした

いので、それはこの後に質問させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの再質問に対してご答弁させていただきます。ご質問内容がちょっと多岐にわたりますので、漏れていることがありましたらご了解いただけたらと思います。

ご発言の中で、誰がどこまでそれを見極めているかとか、あっちにできたからそれを使ってもらうとか、そういう表現がちょっとあるのですけれども、実際のところ誰がどこまでそれを見極めているかというのは、先ほど答弁をさせていただいた中でご理解をしていただけないでしょうか。今回は、時間を使って経緯を説明させていただきまして、利用団体様と職員で実際に立会いをしたり、現場でお話をしたりとか、そういうことでこちらも譲歩案を出したりしている中でやっております。相手の立場というものを考えているのかという質問であれば、相手の立場を考えているからこそ、駐車場で車を置いた近くに倉庫があって既存のベンチがあると、そういうところのほうが便利ではないのですかというご説明をしております。どうしても北側が使いたいというお話の中では、ブルーシートを使ってもいいのではないのですかというご回答もしております。これが対話ということではないのでしょうか。それでご理解していただけないでしょうか。

それから、一部の意見という話が内容に出ておりますけれども、利用団体の人数が多いから、そこが占めているから、その意見を通すという考えはございません。実際に今既存である横瀬町民グラウンドの管理規程に基づいて、どの団体も既存であるグラウンドを公平に使っていただくために私たちは対応しているのです。ですから、利用団体が多いからここに融通するとか、利用団体が少ないからここには無視するとか、そういう対応はしておりません。ですから、グラウンドゴルフという名前が出ましたけれども、グラウンドゴルフの団体さんであっても、サッカーの団体さんであっても、既存のグラウンドであるものをちゃんと使っていただくと、それが毀損されればちゃんとそれも補修をしていただくとか、そういうところまで含めて対応しておりますので、ご理解をしていただけたらと思います。

それから、照明の話です。照明の話につきましては、安全面からの一方的なお話でございますけれども、確かに暗い状況ではあるのは承知でございますが、利用団体に説明をしているということは先ほどの答弁の中で申し上げました。ただ、向井議員もこれを建築するときには多分立ち会われてあると思いますけれども、近隣の住民の生活面、それから農作物の被害面、そちらも考えなくてはいけないのではないのでしょうか。利用団体だけの一方的に安全面を考えて明るくしろ明るくしろという話をされても、やはりどちらかのご意見を立つのではなくて、要するに両方の意見のかち合ったところで今のところが成り立っている状態でございます。それをご理解いただいて利用団体も使っていただいているし、今までもそれで事故なく過ごしてきております。ですから、先ほども申し上げましたけれども、住民の方と話し合いはしていない、これから建設的にとかというお話ありますけれども、新規で例えば人工芝のグラウンド、また改修、改築をすることということになればもちろんのことですけれども、今の段階で何も環境が変わっていない状況の中で話し合いをするということは今のところ考えておりません。私どもは、別に安全面を無視している

わけではございません。安全面も、地域住民の安全であったり、農作物の被害であったり、そういうところを総合的に勘案して、今の段階で行っているとご理解いただけたらと思います。

それから、国、県への内容についてですけれども、これは補助金メニューがございますので、財政のほう、もしくは私どものほうで資料等を使って調べております。そのところでないということがございます。今の段階で私どものほうから国会議員にお願いをして、県のほうにその補助金をつけていただくとかという、そういう行動は一切取っておりません。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。こちら、まず日よけの件に関しましては、この事実関係等、また状況、これははっきりしない部分がありますので、これは私自身も勘違いしていることだったり、それはあるかと思えます。それは認めさせていただいた上で、今後また再度いろいろとそういう方の声を聞き、実際私もそういう方と話したときに伝えております。スポ少がゴールをこっち側に向けてくれている、それも話行っているわけですから。それから、例えばこっちの片方の今グラウンドゴルフさんがやっている側のグラウンドを使っているときにもう片方をサッカーが使うとかということがあるのであれば、それは考えなければいけない。でも、ほぼそれはないという、こういうやり取りをしているわけです。なので、この先も私としても、そういった意見を聞きながら公平に見て、また再度判断をして、状況によって要望することもまたあるかもしれませんし、取りあえず形がよくなるようにということで私も努めていきたいと思っておりますので、こちらに関しましては、このやり取りはもうこれでということではいいかと思っております。

ただ1点、この話合いができていくかどうか、これ事実的にできていくかもしれません。それに真摯に対応しているからこそ、現地に行っているのかもしれませんが、ただ、やはり人間関係というのは入り口が大事だったりしますので、その辺りもしっかりできていくのかもしれませんが、今後その辺りも含め、対話を重視している町でございますので、そういう不満が出るというのはどこかに何かがあるということが多いのです。確かに一方的に言う人もいます、中には。でも、大抵はどこかに原因があって、やり取り次第ではご納得いただける方法って絶対にあるので、その辺りというのを含め、今後ご対応していただきたいと思います。こちらは要望ですが、もし何か答弁があればということではございます。

それから、国、県への要望に関しまして、人工芝、これは今後ぜひそれも含めさせていただきたいなと思っておりますので、いかがでしょうかという部分。

それから、照明に関して、ちょっと前後して申し訳ないのですが、安全面を考慮するというのは、これは確かに安全面を考慮するという角度の質問をしておりますが、私はこれは周辺住民との話合いを持っているのかという部分も含んでいます。これは、確実に一方的なものではなく、もちろん作物の生育、周辺住民への配慮、これも含めた上で当初のそのような形がありますので、それも含め再度対話をしていってほしいと、そういう思いでの質問でございます。なので、当初そういうやり取りで納得しているからそのままにしているのかどうかという、そこが私としては暗くしている、暗いという状況を認識しているのであれば、やはりそれは再度ちょっと周辺住民の声を聞くとか、それで駄目だと言われれば、それはしょう

がないです。ただ駄目だと言われて、そこで下がるかどうかというのがありますけれども、ご理解いただく、そのために努力をするというのは大事なのかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。こちらでお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは最後、今の再々質問に関して、それからこれまでの補足的に私のほうから答弁させていただきますと思います。

まず、ここまでの答弁、少々こちら執行部側にも、表現としては少しきついところもあったかというふうに思います。ただこれは、この町民グラウンドの問題に関しましては、職員それなりの力と手間と対話をしてきた結果もあり、その自負もあり、その発露であるということもぜひご理解いただきたいというふうに思います。教育次長のほうから寄り添いという発言がありましたけれども、本当にこちらとしてはそのつもりでやっている、そこの思い入れがあるというところは、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

というところをした上で、まず人工芝の今後、これは実はかなり難しい問題だと思っています。というのは、この人工芝を続けるのだとすると、相応の財政的な負担は避けられないであろうということが分かっている、一方でこの人工芝を利用してくださっている方たちもたくさんいるということです。ここから先は、町全体でこれをどうするかは考えていきたいというふうに思っています。当然その中には、利用者団体の声や周辺住民の声を聞きながら進めていきたいというふうに思っています。タイミングとしては、これ今中で相談を始めているのですけれども、今月ぐらいから庁舎内で教育委員会と私のほうを含めて、この先の議論をスタートしたいなというふうに話をしています。その中でやりましようになったら、観覧席も検討テーマ、それから照明の問題もきっとそこで、10年たっているのです、今どうなのだというのを改めてやっていくのだというふうに思っています。

いずれにしろ、最終的にこのまま続ける、人工芝をやめる、どっちにしても賛成と反対は必ず出るというふうに思います。こういう問題は、早めにテーブルに上げて多くの人の意見を聞きながら、合意形成を図っていく必要があるかなというふうな問題意識を持っています。まず、これが前提です。

それから、ここまで我々なりに一生懸命管理をしてきたつもりなのですが、やはり向井議員のおっしゃるとおり、対話は常に必要です。これまではこれまでとして、これからは改めて各団体との膝詰めの話や本音を引き出すみたいなものも必要になってこようかというふうに思っています。横瀬町は、そういう町でありたいというふうに思っていますので、そこはしっかり今日いただいたお言葉を受け止めて進めさせていただきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、スポーツ交流館・中学校体育館についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、スポーツ交流館・中学校体育館についての要旨明細1について答弁させ

ていただきます。

防災の観点も踏まえてのエアコンの設置についてですが、防災の観点で申し上げますと、スポーツ交流館と中学校体育館の避難所としての活用は、町民会館と活性化センターの次の避難所として活用することとなります。実際に災害が発生した場合、その災害の状況や時期を考慮し、過ごしやすい施設からまず開設していくこととなります。災害発生時において避難してきた方の生活環境を考えた場合、昨今の気象状況を踏まえると、体育館を利用する場合には、7月から9月にかけての間は空調設備についてはあるにこしたことはありません。しかしながら、利用頻度と設置や維持管理コストを考えますと、空調設備の設置に関しましては関係箇所と協議を重ね、学校、社会体育施設と避難所との両方の観点から総合的に判断をしていく必要があると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 続きまして、ご質問の中で工事費及び電気代の概算、改修及び改築のタイミングで盛り込むのはある程度決定しているのでしょうかとのご質問がありましたけれども、現在の段階ではお答えしようがございません。

理由につきましては、中学校においては今年度予算で耐力度調査を実施しております。議員ご承知のこととは思いますが、その結果により、小学校の建築と同様、中学校の改修もしくは改築等、検討委員会の組織づくりや議会の説明、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計とそういう段取りを取ろうかということになるかと思えます。その段階で初めてお答えができるような状況でございますので、ご理解をいただけたらと思えます。

続きまして、要旨明細2及び3についてご答弁させていただきます。スマートキーの導入についてですが、前回もご説明をしましたが、スマートフォンなどを利用し、町担当から入退室の曜日、時間帯を指定した鍵権限のURLを代表者に付与、それを各団体の鍵当番へ転送してもらい、自分のスマホで開錠や施錠を行う形のものでございます。この段階で危惧されることは、代表者から鍵当番への転送の手間が毎回かかるということでございます。今現在は、鍵当番がそれぞれ決められており、鍵当番の方が役場に来られておりますけれども、それを代表者の方が毎回やっただく形になると思えます。教育委員会事務局といたしましては、利用団体が鍵を借りに来るときに次の予約を入れてもらったり、前述したとおり、いろいろな相談に乗ったり、鍵の当日返却ができるボックスも設置しております。私たちは利便性もですが、住民に接することで、よりきめ細かな住民サービスを提供できることを大切に考えております。その上でオンライン同様の回答になりますが、実証実験ができるメーカーもございますので、調査研究は可能かと考えます。

オンライン予約については、前回答弁をしたとおりでございますので、以上答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからスマートキーについて、同じくこれはインターネットを通じてというところでございますけれども、先ほどと同様にDXの観点からのご質問かと思われますので、ご答弁のほうを

させていただきます。

先ほど質問1の(5)でご答弁させていただいたとおり、現時点では今の運用が横瀬らしく最善ではないかということで取り組んでおります。住民に接し、より細やかなサービスを提供できると判断できる間は、こちらのほうを優先して進めていきたいというふうに思います。一方で、先ほども申し上げましたが、今後利用者の状況、それから利用形態、それから施設の数等々、あるいはオンラインの活用の仕方の進歩、多様化については常に注意をしながら、より住民サービスの向上につながると判断できる場合には、先ほど同様になりますが、柔軟に前向きに検討しておくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。エアコンに関しましても、前の答弁でもあったとおり、今後の改築等のタイミングで、ぜひチャンスだと思いますので、今すぐというのはなかなか実際費用面では難しいと私も思っています。なので、その辺を含め検討いただければ。

そして、避難所に関しての部分では、やはり実際にシミュレーションすると、恐らく町民会館よりも高い位置にある小学校とかに避難する可能性が高いと私は思うのです。そうしたときに、いざというときは恐らく小学校の教室もエアコンついていますから、その辺は緊急のときはそういうものもありますので、いろんな考え方がありますが、ただやはり1回避難してまた移るというのも難しい状況もあると思いますので、その辺も含めご検討いただければというところで、これは引き続き、今前向きにご検討いただいていると思いますので、いただければという要望をお願いします。

スマートキーとオンライン予約に関してなのですが、これも実証実験等という今言葉もいただきましたし、恐らくいろいろご検討されていると思いますので、引き続き幅広くご検討いただければなのですが、調べてみてもいろんな料金形態、いろんな内容のものがあります。先ほどご答弁いただいた中で、代表者に送信、その中で鍵開ける人とのやり取りというの、これも今のこのシステムだったら、恐らくどっちがやってもできるように、その中の枠の中のこの人この人という判断が全部できますので、そういった問題というのは恐らくないのではないかなと思います。例えばVACANという、秩父市が災害避難場所の空き状況をお知らせするのに導入したかと思いますが、このVACANのシステムなんかでやりますと、これはマイナンバーとか必要になって、またいろいろ複雑な部分もありますが、そういったもので管理をし、空き状況が分かって予約ができて、そのままキャッシュレス決済ができて、もってそこに送られてきたやつでそのまま鍵も開けられると、全てが管理されるというようなサービスも、これ結構行政向けで企業評価も高いのですが、もありますし、そういったところも含め、あと費用面と町民の意見等を含め、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思いますと思いますが、最後に一言いかがでしょうかという、こちらお聞きできればです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁させていただきます。

今具体的なサービス名も出していただきましたけれども、我々のほうで利用者、利用形態、その他状況を踏まえて何が一番いいのだろう、合理的に住民サービスの向上につながるのだろうというところは常に議論をしていくつもりでございますので、その中で取り上げられる話題かなというふうに思います。これがよいと思えば、柔軟に対応していくというところは変わりません。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、その他の社会体育施設についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、その他の社会施設、要旨明細1、テニスコートの新設についてご答弁をさせていただきます。

まず、先ほどのご質問の中で、横瀬中学校テニス部の保護者より、横瀬中学校テニスコートへの改修提案があったかと思いますがとの発言がございますけれども、向井議員から直接こんな話があるみたいよとのお話は聞いておりましたが、保護者から教育委員会への要望は一切出ておりません。誤解のないようにご理解ください。

さて、テニスコートでございますけれども、横瀬町も過去に町民グラウンドに2面のテニスコートがございました。時代の流れとともに、利用頻度や様々な観点から撤去されていると認識しております。また、横瀬中学校においても男子テニス部がなくなり、2面テニスコートがございましたけれども、そちらが不要となり、PTAとも協議の上、そちらを撤去しております。先ほど子ども懇談会での環境の整っている秩父市、皆野町の子に負けたときの悔しさが切実に語られたと言われておりますけれども、どちらの施設につきましても、しっかりとした財源の中で整備された環境であることを子供たちはご存じなのでしょうか。誰かがご説明されているのでしょうか。横瀬町については、その発言をされた子供たちの先輩も、今までのこの環境の中で努力をして結果を出してきていると思われまます。現在のところ、先ほどの経緯も含めまして、横瀬町でのテニスコートの新設は考えておりません。今後、公営の総合グラウンドなどを考察する機会があるのであれば、こちらも構想であったり、財源であったり、関係人口であったり、様々なものを調査して総合的に判断をしていくこととなるのではないのでしょうか。

続きまして、(2)、小中学校プールの一般開放についてでございます。現在、学校のプール授業におきましては、教諭の人数の数も限られ、実際に少ないものですから、授業自体を民間委託にするところも出てきております。これは横瀬も例外ではなく、教職員の人事異動の内容によってはあり得ることでございます。また、施設の老朽化も否めません。大人の健康づくりや高齢者の転倒防止を理由におっしゃっておりますけれども、現存している横瀬小中学校のプールは室内ではございませんので、昨今の酷暑やゲリラ豪雨など天候にも左右され、夏の期間だけでそちらの内容が賄えるものではないと思います。逆に高齢者の問題については、デイケア等福祉面、そちらの違うサービスで賄うことと考えます。公費を利用して学校のプールの開放ではなく、民間施設の利用や他のサービスで賄える問題だと考えます。その上で、人事的管理面、施設の維持管理面、それから費用対効果の観点から、現在一般開放は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問でございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。まず、すみません、保護者からの提案があったかと思えますというのは、私が持っていったそれ自体なのですけれども、ちょっと表現が分かりにくくて申し訳ございませんでした。以前、これは保護者からもらったものとして持っていておりますので、そちらはご理解いただければ。また、あとこれに関しましては、t o t oの助成等も利用できるはずですが、これはまた別の項目で恐らく。なので、いろんなそういう助成金もありますので、それを含め検討いただきたいと。

あと、先ほどの小学校が財源分かっているかという、これに関しましては財源分かって発言する小学生ほぼいないと思います。これは小学生が希望として、こういうのあったらいいなと言っているわけで、財源が大きいところって話したら、逆に秩父市から見たら横瀬は人工芝があっただけいいなって言われていたわけですが、皆野とか長瀬とかからも。それを考えたら、そういう財源でも努力してできるということがあるわけですから、その辺は今後とも引き続きご検討いただきたいと。

あと、プールに関しましては、なかなか暑さの問題もありますので、難しいかと思いますが、ただ民間施設といっても近くに施設がないので、その辺りも含めご検討いただければと思います。

以上です。いかがでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、ただいまの再質問に関しまして、私のほうから包括的に答弁をさせていただきますと思います。

まず、横瀬町のスタンスとしては、前提としては町の声を大切にしていきたいと思っています。住民の皆さんからの要望があれば、一つ一つ丁寧に検討していくというのがまず大前提です。要望に応える努力をするというのが大前提だと思います。一方で、設備や施設をつくるということには様々な負担があります。この負担は、とりわけ分かりやすいのはお金の負担です。お金の負担があって、これはぐるっと回って町民の負担になります。この手の施設は、入り口のところで補助金を使ったにしても、その維持管理、更新で必ず負担はかかります。その負担と町民の思いやニーズやというところのバランスを取りながら判断していく必要があるというのが、そこのバランスがすごく大事ななという思いでやっています。秩父郡市の場合には、実は人口減少が進む中で設備はやや過剰であります、残念ながら。皆野の温水プールの議論は記憶に新しいと思います。秩父の市民プールもそうなのです。例えばダムができることに伴って、豊かな財源があって様々な設備がつくられて、それを皆で活用している。しかし、それがこれから維持できるかどうかは分からないという状況だと思います。と考えると、大きな方向性としては自治体ごとに施設をまたつくっていくというよりも、できるだけあるものを活用するだし、あとはシェアするです。秩父郡市の中で施設をみんな活用し合うみたいなことが大きな流れとしては、考え方としては必要なという問題意識を持っています。

今回子ども懇談会でもテニスコートや、あるいはバスケットボールコートとか要望をいただきましたので、一つ一つはもちろん検討させていただくのですが、そのときには将来的な町民負担がどうかというところとのバランスで判断をしていくということかなというふうに思います。いずれにしろ、大事なのは入り口で町の声をしっかり聞くということですし、ニーズをしっかりと確認する、実現し得るかもちゃんと確認するということだと思しますので、そこはしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 大変心強いお言葉を聞きました。残り10秒というところで、10秒しゃべろうとしたわけではございませんが、いろいろ対話を重ねて、ぜひいい形をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○新井鼓次郎議長 以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

○向井芳文副議長 ただいま町政に対する一般質問中です。

次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。今回は2項目の質問になります。

大項目1、学校給食について。要旨明細(1)、ジビエ肉を用いた食育について。近年、野生鳥獣による様々な被害が発生し、大きな問題となっています。農林水産省では、鳥獣被害を防止するため、鳥獣の捕獲等の強化や捕獲鳥獣のジビエフル活用の取組等を進めています。特にジビエの利用推進に当たっては、捕獲、処理加工、提供、消費の各段階において、利用推進に必要な対策に各種支援を行っており、外食産

業での利用の拡大、定着やペットフードなどの新用途の開拓により、着実に利用量が増加しています。

学校給食は、地産地消、食文化、生命や自然環境の理解を深める観点から、地域の食材が積極的に活用されています。学校給食において、イノシシ、鹿など地域で捕獲したジビエを活用することは、子供たちにイノシシ、鹿などによる農作物被害の問題のほか、関係者の方々の捕獲、処理加工、流通、消費までの間を衛生的に取り扱う等の努力の過程を知る機会となり、町獣被害防止対策への関心や生き物の大切な命を感謝していただく気持ちを深めることにもつながります。さらに、子供たちの成長と健康に配慮した献立の提供や郷土料理などの食文化の継承にもつながり、健全な心や体を養い、豊かな人間性を育む基礎にもなります。一方、食肉処理業者にとっても、自ら処理、加工したジビエを学校給食に提供することは、新たな販路開拓となるとともに、教育現場との連携体制の構築も期待できます。また、子供たちの食を支えるという観点から、狩猟者や食肉処理施設などジビエ関係者のやりがいにもつながり、地域振興にも貢献するものと考えます。このように地域での捕獲、処理加工したジビエを学校給食に導入することは、教育現場と地域社会との連携による鳥獣被害防止対策の理解促進と地産地消の食育効果を期待できます。さらに、子供たちの関心を高めるよい機会にもなります。

以上のことを踏まえて、学校給食に年一、二回程度のジビエ肉を食材として組み入れることができるかお伺いいたします。

大項目2、災害対策の方針について。要旨明細(1)、南海トラフ地震に備えて。8月8日、宮崎県で震度6弱、マグニチュード7.1の地震が発生。この地震を受けて気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表しました。翌日の8月9日には神奈川県西部で震度5弱、マグニチュード5.3の地震も発生しました。災害に対する意識は高まっており、備蓄品、防災グッズなど、各ご家庭でも備えている方が増えていると思います。町としても備えていますし、防災訓練を行い、初動時のマニュアル、避難所の開設など、対応策は準備できていると思います。

今回の質問は災害対策の方針、南海トラフ地震に備えてです。東日本大震災が発生したときに被災者の受入れが話題になりました。南海トラフ地震や首都直下型地震が発生した場合、かなりの避難者が出る予想データが内閣府のホームページに上がっております。秩父地域は地震に強いとPRしていることから、避難者の受入れを要請されることもあるかと思いますが、現状横瀬町で受け入れできるのかお伺いいたします。

以上、壇上での質問といたします。

○向井芳文副議長 質問1、学校給食についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

学校給食の食材等についての基準ですが、学校給食法第9条第1項に基づき、学校給食衛生管理基準が定められております。この中で、食品製造業者や食品納入者について、以下業者と表現をさせていただきますが、施設の衛生面及び食品の取扱いが良好で、衛生上信用の置ける業者を選定すること、必要に応じて衛生管理状況の確認をすること等が規定されております。また、原材料及び加工食品について、業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果、または生産履歴等の提出をさせること、また納入検収時

には、こちらは給食センターで行うことですが、品名、数量、納品時間、納入業者、製造者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れ、その他の包装容器の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限及び賞味期限、製造年月日、品質温度、年月日表示、ロット番号等、毎日点検記録することが細かく規定されております。ジビエ肉ということですので、保健所等からの情報提供をいただき、地域における感染症、放射能の汚染状況、食中毒の発生状況等も考慮事項となります。また、現場といたしましては、数の安定供給、現在570食前後になりますが、こちらの安定供給や児童生徒、保護者がジビエ肉を給食で食することへの意識調査等を事前に調査することによる必要があるかと思われま

す。以上、学校給食となると規制項目が多くなりますが、これらをクリアできるのであれば、地元の有害鳥獣駆除の一助ともなるジビエの対策事業でございますので、食育のイベント的な運用も考慮できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 教育次長、答弁ありがとうございます。今のお話を聞く限りだと、ある程度のジビエ肉の食数が確保できれば、実験的にやれるかなというふうな解釈を今しています。実際例えば鹿肉のヒレ肉の部分は何キロとかってなるとなかなか大変だと思うのですが、今町内で実施されているものでいくと、鹿肉コロケとかであれば多分製造個数がある程度予定していけばそろえられるのではないかなと思ったりもしました。

そもそも一番問題になるのは、鹿肉の提供量が去年、おとしぐらいは多分多かったと記憶しているのですが、今年度についてもし振興課のほうでそのデータがちょっと持っているようであれば、それを教えていただきたい部分が1点と、あと意識調査というのは教育委員会としてするのか、学校長のほうからそういう調査をかけるのか、どちらを選択するのか、ちょっとそここの2点をお伺いいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

捕獲頭数の現状でございますけれども、現在、武甲猟友会員19名で捕獲作業に当たっておるところでございます。昨年につきましては、有害鳥獣捕獲、ニホンジカ約180頭、狩猟期間70頭、合計250頭を捕獲しておるものでございます。ジビエ加工施設に入れたものでございますけれども、月約8頭、年間約100頭を予定しておるところでございます。今年度もこの体制は変わっておりません。

今年度の捕獲状況でございますけれども、今年度につきましては、ニホンジカにおきましては4月、5月、6月は順調にジビエ加工施設のほうに入れておりますが、7月、8月は猛暑のため、ニホンジカが山の上のほうに多く生息しているという状況もございまして、捕獲頭数は7、8は数頭になっております。それによりまして、ジビエのほうもそういう結果になっておるところでございます。今後、また秋になって気温等の低下に伴いまして、有害鳥獣駆除、本来の農地を中心にわな等をかけてございますので、今後は例年どおりに戻ると予想されます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 先ほどの再質問ですが、調査における学校長名か教育委員会名かということなのですが、今回のご質問等が出たときに現場の栄養士のほうにも一応協議をかけております。そのところで要望が出て、今後こちらのジビエ肉を使っていくということは食育の観点、そちらのほうがあるということで、こういう問題があるということが提起されましたので、学校長名で調査等はできたらと考えております。よろしくお願いいたします。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。昨年の鹿の捕獲頭数、なかなか聞いてびっくりする頭数だったのですが、これだけの猛暑日が続くとさすがの鹿ちゃんたちも下のほうには下りてこないということがデータ上示されていると思います。

今回ジビエというくくりでいくと、鹿肉以外も含まれることに一応はなります。ただ、イノシシに関してはまだ埼玉県の数値が多分クリアできていないとかいろんな諸問題があると思いますので、それはまだまだ今後の課題だということと、実際にこのアンケート等を取っていただくことが来年度に向けて一つジビエの食育としての価値、そして実際に命の大切さを授業というか、放課後の割合でも構わないのですが、実際に捕獲業者さんと食育に関しての検証というか、こういう経緯でこうやってここに出てきたのだよということが分かるような機会を設けてもらえれば、食育としてもしっかり伝わるのではないかなと思っていますので、これは要望として、回答は結構です。

それでは、1のほうはこれで。

○向井芳文副議長 よろしいですか。答弁もあればですが、よろしいですか。

それでは次に、質問2、災害対策の方針についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項2、災害対策の方針について答弁させていただきます。

要旨明細1、南海トラフ地震に備えてですが、政府の中央防災会議によりますと、南海トラフ巨大地震が一たび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では、震度6弱から6強の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方の太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える巨大津波の襲来が想定されています。被害想定としましては、死者、行方不明者数が最大で32万3,000人、全壊、焼失家屋は最大で238万6,000棟、避難者数は最大で950万人と想像をはるかに超える数値が示されております。埼玉県においても震度5弱から5強程度が推計されており、人口が集中している県南部地域ではかなりの被害が発生することが予想されており、横瀬町においてもある程度の被害が発生することが考えられます。全国的に大規模な災害が発生した場合は、県内市町村と埼玉県で締結している災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を準用して支援体制を整備することとなりますが、埼玉県が窓口となり、被災地との連絡調整を行い、

被災地への職員派遣や被災者の受入れなど、支援内容を決めていくこととなります。

そこで、横瀬町が実際に被災者を受け入れることができるかについてであります。現実問題として多くの被災者を受け入れることは難しいと考えています。横瀬町の地域防災計画では、町内で被災したことを想定しているため、それほど多くの避難者を見込んでおりません。しかしながら、大規模な災害が発生したときには、応援協定にもあるように、町外の被災者に対しても支援を行うことは当然のことであり、できる限りの支援体制を構築することになると考えます。その時点での状況に応じた横瀬町なりの最大の支援ができるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。この南海トラフ地震の備えというのは、本当に宮崎で地震が起きた直後に急にテレビのテロップに南海トラフと関連あるというような話が出て、非常に驚きといよいよ来たかという何とも言えない感情を思いました。実際に東日本大震災が起きたとき、この辺も体験したことのないような揺れを感じて、当時私ぎっくり腰を患っていて、病院へ行ってやっと注射を打ってやっと家に帰ってきたところ、いきなりあの地震に遭遇して、外まではって出たという記憶があるのですが、本来全然動けなかったのに危機的状況になると体が動くということもあのときようやく理解できたというか、火事場のくそ力というか、そういうことなのだろうなと思いました。当時の東日本大震災の後にも、多分埼玉県に受入れ要請的なものが結構出ていたようなものが新聞、ニュースなどでも、いろんなところが受入れを検討してくださいというような、本当に緊急事態だったのだなという、そういう出来事だったと思っているのですが、横瀬町は決して広い面積を有しているわけでもないし、いろんなそういう受入れ体制が大都市に比べたら少ないかもしれないですけども、でもそれでもやっぱり考えておかなければいけない部分があるのではないかなと思って、あえて今回受入れが可能かどうかということをお聞きしてもらいました。実際に今回受入れがそんなにはという想定どおりの回答でしたけれども、実際そのときの被害状況によったら、町民が町内で避難することもあり得ますので、そこも踏まえて、地震には強いと言われてはいますが、地震にも備えた防災計画を改めて考えるべきかなと思っております。

そのことを踏まえて、地震に備えた防災計画、改めてそういう地域との連携ですか、今日冒頭に町長が温泉道場さんと災害時お風呂の関係は協定を結んでいただいたということですので、そういうことの積み重ねがこの地域、あるいはこの秩父地域でどんどん広がっていけばいいなと思っていますので、その受入れ体制の構築についてお伺いします。

もう一点、今回台風が大分想像以上に遅い台風と直撃と言われていた台風が若干東寄りにずれたおかげで、ほとんどこの地域は被害らしい被害はなかったのですが、一方線状降水帯ということで考えると、いつどのタイミングでこの秩父地域も起こるか分からない部分がありまして、その辺の線状降水帯に対する町としての情報収集や対応、あるいはその準備段階、その辺何か新しいものが加わったかどうか、あれば教えてください。

以上2点です。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再質問について答弁させていただきます。

まず1つ目、地震に備えた防災計画、受入れ体制の構築についてであります。今現在横瀬町では地域防災計画に基づいて地震の対策をしております。主に町が被災した場合の想定ということになっているわけなのですが、その中で避難所の整備であったり、災害時における協定の締結、県と結んでいたり、あとは宿泊施設の提供を受けるような協定も結んでおります。それと、あとは仮設住宅になると思われるユニットハウスの提供を受ける協定とか、そういった協定を結んでおりまして、いざというときの災害に備えるというふうな形になっております。最近また南海トラフ地震ということで非常に注目を集めているわけなのですが、この地域防災計画については何年かに1度見直しを行っていくことになっておりますので、その見直しする時期にこういった全国的な部分も含めて、どう取り込んでいけるかというふうな検討についてはできると思います。

それから、2つ目の線状降水帯に対する情報の整理とか、そういったことだったと思いますが、先日の台風とかでも非常に集中的に雨が降ったりとか、突然雨雲が発達して1か所に集中して降るというふうなことが非常に多くなっております。その辺の情報につきましては、気象庁、この辺では熊谷地方気象台になるのですが、そこからかなりの情報が定期的に入ってくるようになっておりまして、そういった雨雲が近づいてくる場合には、気象台のほうからそういった情報が定期的に入ってきております。その辺の状況を考えた上で、町としても体制を整備したりとか、周知をしていったりとか、そういったことをしていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。これから台風シーズン、一番近づきやすくなるシーズンが9月から10月ということで来ますが、この間の避難所の開設、すごくスムーズに開設されていたのをたまたま私近くにいたので、拝見しましたけれども、しっかりエアコンもかかっていたり、いつ誰が避難してきても安全に避難できる場所になっていたのを確認しました。町民会館の和室なんかも本当にエアコンがしっかり効いていて、たまたまそのときにはもう避難者がいなかったのですが、今後の台風であると本当に雨がひどくなる前、あるいは日が暮れる前とか、そういうことが安全上求められると思いますし、今回ラインなんかでも結構いろんな防災情報が、避難時の優先順位的なものが出ていましたけれども、台風がまた起こったときには、町からもそういう情報発信で避難を早めにということを啓発していただくことをお願いしまして、私の一般質問をこれで閉じさせていただきます。

大丈夫です。以上です。

○向井芳文副議長 答弁は。

○5番 黒澤克久議員 結構です。

○向井芳文副議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、大きく3点させていただきます。

最初の質問は、高齢者の事故防止対策として、自動ブレーキ搭載車の購入補助ができないかお伺いします。高齢者ドライバーが関係する交通事故のニュースが報道され、大きな社会問題になっています。運動能力の低下や認知機能の低下に伴う誤作動によるもののほか、高速道の逆走など、これまでに考えられなかったような事例が発生しており、交通安全対策が喫緊の課題になっております。警視庁の調査結果によれば、75歳以上の運転手の死亡事故のうち最も多かった人的要因は、ハンドル操作ミスやペダルの踏み間違いなど運転操作の誤りでした。このうち踏み間違いの割合は、75歳以上が75歳未満の13倍の高さになっております。

こうした中、免許を返納する人も増えていますが、仕事や買物などで手放せない方、車を利用しなくては生活自体が困難になってしまうことも事実です。自動ブレーキが義務化されることで、居眠り運転やペダルの踏み間違い事故を未然に防ぎ、交通事故の軽減が期待されています。高齢の方などは、現在利用している車に自動ブレーキが搭載されていない方、新車など購入できない方もいるかと思えます。一部のメーカーやカー用品店からは、自動ブレーキの代わりとなるような装置が販売されています。事故を未然に防ぐためにも、後づけ可能な装置の取付けは有効です。サポカー補助金は国が補助金を出す制度ですが、各自治体が行っている補助金制度もあります。場合によっては、国の制度よりもよい条件で補助金を受け取れます。事故は、いつどのタイミングで起こるか分からないものです。だからこそ自動ブレーキ未搭載車を利用している場合は、後づけ可能な装置を設置することが望ましいと言えます。

サポカー補助金とは、65歳以上の高齢ドライバーを対象に安全運転のための購入費を自治体で補助する制度です。対歩行者への衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載しているサポカー、対歩行者への衝突被害軽減ブレーキを搭載しているサポカー、後づけ可能なペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置などです。横瀬町としては、サポカーの購入や後づけ装置の設置を行う場合、サポカー補助金に対してどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

2点目の質問は、認知症予防対策についてお伺いします。国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障がい高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人や家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。社会の高齢化が進む中で、認

知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分事として身近な問題として捉えることが重要です。

横瀬町では、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業、経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成、配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組をしており、私自身も認知症サポーター養成講座などに参加し、周知活動をしております。

今後、さらに認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及についてお伺いします。ユマニチュードとは介護の技法です。フランス語の造語で、自分らしさを取り戻すという意味で、単に介護をするのではなく、患者の人間らしさを尊重することを重視しています。手法としては、見る、話す、触れる、立たせるなどを介護手法の中心に捉えています。抽象的なこれらの文言を聞いただけでは、そんな介護の手法として基本中の基本で当たり前だと思ってしまうと思います。例えばこの見るという点についても、認知症の方を大切に思っていることを伝えるために、目線を合わせて話すことを重視します。基本は水平な高さで近い距離で長い時間相手を見ているというものですが、見方にもポイントがあり、同じ目線で見ることで相手を平等な存在として見ていると伝えていきます。また、近くから見ることで優しさや親密さを伝えることができ、正面から見ることで正直さ、信頼感が伝わるができる、このような点を意識することで、認知症の相手と良好な関係を構築することができるかとされています。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度、家族介護者の病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度には市はまちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員、救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。ユマニチュードの導入により、認知症の方の心理症状が改善して薬剤でのコントロールが不要になり、使用量の減少につながったと考えられます。つまりこの技法を学んだ介護者が認知症を改善する薬になれることを示しています。

そこで、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、横瀬町ではどのように取り組んでい

くのかお伺いします。

次に、大きな3点目は、高齢者の肺炎予防について2点お伺いします。新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に移行されましたが、しかしながら、コロナ以前から肺炎は高齢者にとって大きな問題でした。その理由は、肺炎の死亡者のほとんどが65歳以上の高齢者であるとされています。肺炎で亡くなる方は、国内で年間12万人と推計されており、長らく死因の4位だった肺炎が、2011年にはがん、心臓病に続いて3位となり、2018年、2022年では5位となりました。誤嚥性肺炎の6位と合わせると、3位であった老衰を抜いて第3位になります。さらに、老衰とされる終末期の肺炎では、抗菌薬等の強力な治療は控えるとの新たなガイドラインの影響により、死亡した際には肺炎死亡でなく老衰死亡と捉える動きが増えてきております。老衰死亡は、実際には肺炎による死亡が多いとも言われております。こうしたことを考えると、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、肺炎に対する対策はより一層重要になってくると考えられます。

高齢者の肺炎による医療費と介護への影響について、東京大学大学院が個々に行った調査では、高齢者が肺炎により入院治療を行った場合、その期間が長期化する傾向にあり、35歳から64歳の平均在院日数と比較して、75歳以上では2倍になるというデータが示されています。一般論として、肺炎にかかわらず、様々な疾患により入院治療期間が長期にわたることにより、医療費負担の増加や身体機能の低下による介護状態への移行、認知機能の低下なども懸念されるとも考えているとのことでもあります。

肺炎を起こす原因として最も多いのが細菌やウイルスなどの病原、微生物などの感染ですが、その中でも一番多いのが肺炎球菌だと思われまます。肺炎球菌は、主に小児の鼻や喉に存在し、せきやくしゃみで周囲に飛び散り、それを吸い込んだ人へと広がっていきます。免疫力の低下した人が肺炎球菌に感染すると肺炎になることが多く、また高齢者の3%から5%の鼻や喉の奥にも肺炎球菌がすみついていると考えられます。こうした人が風邪やインフルエンザをきっかけに免疫機能を低下したり、誤嚥によって食べ物や唾液と一緒に肺炎球菌を気管に吸い込んでしまうと肺炎を起こしやすくなります。そのために、国をはじめ、地方自治体では積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、2014年からは主に65歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの公費助成がスタートし、インフルエンザの予防接種も公費助成されています。

そこで、1として質問です。高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナのワクチンの公費助成の内容と接種状況をお伺いいたします。また、こうした高齢者の肺炎による医療費と介護の影響、横瀬町としてはどのように捉えているのかお伺いします。

また、最近厚生労働省は、RSウイルス感染症に注意しましょうという、RS感染症Q&Aを公表しています。昨年9月にRSウイルスワクチンが世界で初めて日本で承認されました。最近テレビでさだまささんのRSウイルスワクチンのCMをよく目にすると思います。RSウイルス感染症というのは、呼吸器合胞体ウイルス感染症の略称であり、風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られています。2歳までにほぼ100%の人がRSウイルスに感染するとされており、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。加齢や基礎疾患などで免疫力が落ちた高齢者が感染すると、重症化して肺炎になることが多いとされています。日本では、毎年70万人がRSウイルスに感染し、そのうち6万3,000人が入院し、約4,500人が死亡していると推計されています。

このRSウイルス感染症は、現在、多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化リスクは実はインフルエンザと同等、もしくはそれ以上ともされています。特に肺炎を引き起こす

スクはRSウイルスのほうが高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。また、RSウイルスは飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など抵抗力の落ちた高齢者が多く閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高まると言われております。

そこで、②の質問として、このワクチンについて、2年に1回の接種で効果が保たされるので、接種回数を少なく済みますが、現段階では任意接種のワクチンとなるため、接種するには全額自己負担になります。また、1回2万円以上と高額なワクチンです。少しでも高齢者の皆様が接種しやすいように、接種費用の一部助成を検討していただければと思います。また、肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌とともにRSウイルス感染症についても、疾患の周知と感染予防の注意喚起をぜひ行っていただきたいと思いますが、横瀬町の取組についてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○向井芳文副議長 質問1、高齢者支援についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項1、高齢者支援について答弁させていただきます。

要旨明細1、自動ブレーキ搭載車の購入補助金の取組についてですが、内閣府の資料によりますと、国内の交通事故による負傷者は、平成12年を前後にピークとなる年間120万人に達しましたが、それ以降はドライブレコーダーや自動ブレーキの普及、飲酒運転の罰則化、若者の自動車離れ等の影響から、その数は大きく減少しています。こうした交通の改善は、時代とともに順調に進められてきましたが、近年の地域交通では高齢ドライバーの認知機能、運動技術等の低下により引き起こる操作ミスによる重大事故が新たな社会問題となりました。警視庁が令和元年に行った分析では、75歳以上の高齢ドライバーの場合、ハンドルやブレーキ等の操作ミスによる交通事故の割合が34%と非常に高いことも判明し、喫緊の課題として対策が求められました。

政府は、この課題に対する緊急対策として、高齢者ドライバーに向け、操作ミスを防ぐ機能を持つ自動車、サポカーに限定した新たな運転免許証の創設を決定。その経過措置として、サポカーの購入や安全装置の導入等を行う高齢ドライバーに対して補助金制度による支援を決定しました。その後、費用の面で悩む高齢ドライバーを資金面でサポートするサポカー補助金が令和元年度の補正予算に盛り込まれ、令和2年3月9日から申請受付が開始されました。これに伴い、65歳以上のドライバーが歩行者衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い緊急発進抑制装置の両方を搭載したサポカーを購入した場合、乗用車で10万円、軽自動車で7万円、中古車で4万円の補助を受けることができるようになりました。既に購入している自動車に後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置を設置した場合でも、障害物検知機能つきで上限4万円、同機能がない場合でも上限2万円の補助が受けられました。しかしながら、政府のサポカー補助金は、令和3年11月29日をもって受付終了となり、現時点ではそれに代わる補助金はありません。その代わり令和3年度以降、段階的に新車を対象に衝突被害軽減ブレーキの装着を義務づけています。

一方で、高齢運転者による交通事故を防止するための補助金を独自に交付している市町村もあります。簡易的に調査しているため、現時点で把握できている分を申し上げますと、都道府県別では多いところで岡山県で22の市町村、群馬県では14の市町村が独自に補助事業を実施しています。その他の都道府県でも

独自に行っている市町村は見受けられますが、それほど多くはない状況です。なお、埼玉県においては、狭山市のみが実施している状況です。

横瀬町としては、現時点では町独自のサポカー補助金の交付予定はなく、高齢者の交通安全対策としては、運転免許証の自主返納者に公共交通機関利用券を交付する事業をちちぶ定住自立圏事業として実施しています。しかしながら、この事業だけでは不十分で、議員のおっしゃるとおり、生活をする上で運転免許証を返納できない高齢者が数多くいることも承知しております。今後の政府の動向や他自治体の状況を確認しながら、高齢者の交通安全対策については調査研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。実際に国の補助金は終了しております。ただ、今回この相談をある地元の方から、まだ車の免許を持っているし、運転もできるけれども、これから先車がないと生活できない、やっぱり横瀬町の環境でありますので、何としてもやってほしいという要望をされましたので、今回質問させていただきました。

私も2019年のときに1度この自動車のブレーキ抑制の補助を出してくれないかという質問をさせてもらったのですが、そのときも国、県の動向を見ながらという返事だったのですが、それから何年もたつてこのように高齢者が団塊の世代を迎える一番多い年代になっております。先日も私の知人がブレーキ踏み間違いでゴミ箱の中に突っ込んでしまって車を大破させてしまった、でもあと1年免許があるから乗りたいって、家族は止めるけれども、やっぱり乗りたいという思いが強いつて、そうなれば新車は買えないけれども、そういう補助金制度がたとえ半額でもあれば使いたいという方、この質問を受けたときに何人かの人に聞いたら、そういう新車は買えないけれども、こういうのが町でやってくれれば助かるねというお話を聞きました。それなので、これは高齢者、私ももう65を過ぎておりますので、実際本当にそう思いますので、このような制度をやっていただけるかどうか、町長の見解いかがでしょうか、聞かせてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 この問題に関しては、社会的には大きな課題があって大きなテーマだというふうに、課題感を持って認識をしています。分けると、1つは免許返納ということです。免許返納しても生活ができるように地域社会をつくっていくというのがまず一つの考え方です。やっぱりどうしても補助金があったにせよ、高齢ドライバーの運転の危うさは必ずゼロにはならないので、ついていくと。ですから、適切ところで免許返納していただいて、でも生活ができるというふうな地域社会をつくるというのがまず一つの大きな流れ。もう一つがどうしても安全性のために、交通事故の軽減につながるということであれば、そこを支援するというのもまた一つの方向なのだと思います。そんなことで、現状ではメニューとしては無いのですが、課題としては認識していますので、引き続き勉強するところからだと思うのですが、どんな形があるのかとか、何がし得るのかというのは検討してまいりたいなというふうに思っています。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、認知症対策についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課担当課長。

〔加藤美智子福祉介護課担当課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課担当課長 それでは、質問事項2、認知症対策について答弁させていただきます。

議員が述べられたように、本年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。この法律は、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、町としては基本理念にのっとり町民の方々に認知症に関する正しい知識、理解をより一層深めていただくことが重要であると認識しています。

まず初めに、町が実施している事業についてですが、認知症の方がこれまでどおり地域で安全で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、チームオレンジスタートアップ研修などを開催することで、認知症への理解、普及啓発を行っております。また、これまで養成してきた認知症サポーターの中で特に意欲があり、もっと活動したいという認知症サポーターの協力を得て、高齢者を見守る新たな取組として、昨年10月にチームオレンジよこぜを立ち上げました。以降、町民の方による認知症カフェ等の運営や高齢者の見守り、声かけなどを中心にオレンジメイトとしてご活躍いただいております。引き続き、チームオレンジよこぜの取組を活用し、さらなる認知症への理解、普及啓発活動を発展させていきたいと考えております。

次に、議員お尋ねのユマニチュードは、見る、話す、触れる、立つ4つの基本的な技法で、相手との良好な関係を結ぶために有効な手段であることは認識しております。当町の認知症サポーター養成講座では、幼少期から高齢期にわたる幅広い年齢層に向け、その年代に応じた内容で講座を開催しております。その講座においても、認知症の方との接し方や話し方のポイントについて説明し、ロールプレイを通して学んでいただいております。引き続き、認知症サポーター養成講座の企画立案を担い、講師役を務めていただいているキャラバンメイトの方々と連携し、既存事業の中でユマニチュードの4つの技法を意識した具体的な支援内容を盛り込み、認知症に関する理解啓発を実践していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 丁寧なご答弁ありがとうございました。ユマニチュードの導入を既存事業の中で行っていただけるということに、私もずっと認知症のことに関してはいろいろ勉強させていただいていますので、また今後もさらに協力をしていければと思います。

先日、ある新聞の中に新しい認知症観という記事が載っていましたので、ちょっと読ませていただきます。「誰もがなる可能性がある認知症。症状が出てきたとしても、周囲の支えを得ながら自分らしく安心して暮らせる共生社会の構築を着実に進めたい。政府は2日、1月に施行された認知症基本法に基づく基本計画案を有識者会議に提示し、大筋で了承された。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」を打ち出し、社会に広めることを重点目標に

掲げたのが特徴だ。公明党は基本法の立法化をリードするとともに、認知症の人や家族の声を基本計画に反映させる仕組みを政府に求めてきた。有識者会議には認知症の人が委員として参加しており、当事者の意見を計画案に盛り込んだ意義は大きい。計画案に示された新しい認知症観は、認知症になってからも一人一人できること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるという考え方だ。しかし、当事者をめぐる現状は厳しい。計画案は、過去に痴呆と呼ばれ、誤解や偏見を持たれたイメージが根強く残っていると指摘した。認知症の人が社会的に孤立したり、意思が十分に尊重されない実態が今も見られるという。事態の改善には、何も分からなくなるといった古い認知症観から脱却し、新しい認知症観を社会に浸透させることが欠かせない。認知症や当事者への理解が深まるよう、計画案で示された学校教育の推進のほか、地域や職場での啓発活動の後押しにも力を入れたい。当事者の社会参加の機会を確保することも重要だ。多様な企業の協力を得て、認知症の人が働ける環境をさらに整えていく必要がある。当事者同士が集まり支え合う場となるピアサポートの普及も急がれる。都道府県、市町村には、国の基本計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策推進計画を策定する努力義務が課せられる。公明党はネットワークの力を生かし、当事者や家族が安心できる施策の実現につなげたい」という記事が載っていました。

横瀬町は、認知症に対しても、高齢者に対しても、子育てに対しても、本当に素早く実施できるような体制が整っていると思います。さらにさらに、皆さんが本当に誰一人取り残さないという、そういうところに立って、そういう人を見捨てない、そういう行政をやっていければと思いますので、ここでもまた町長がどのようなご意見を持っているかお聞かせください。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今議員にご紹介いただいた新聞の文章なのですが、その中で「認知症になってからも一人一人できること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるという考え方」、大変共感いたします。次に紹介していただいた「新しい認知症観を社会に浸透させることが欠かせない」、そのとおりだろうというふうに思います。町としてもしっかり啓発活動を進めていきたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、肺炎予防対策についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 質問事項3について答弁させていただきます。

高齢者に対する予防接種であります肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナワクチンの公費助成の内容でございますが、まず肺炎球菌の対象者は、65歳の方と60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方です。1人当たりの接種費用でございますが、

8,140円、自己負担2,500円を除き、助成額は5,640円でございます。インフルエンザと新型コロナワクチンの対象は、65歳以上の方と60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方でございます。インフルエンザは1人当たりの接種費用4,270円、自己負担1,200円を除き、助成額が3,070円、新型コロナワクチンは1人当たりの接種費用1万5,500円、自己負担3,000円を除き、助成額は1万2,500円でございます。

次に、接種状況でございますが、肺炎球菌は令和4年度の接種者50人、接種率12.1%、令和5年度接種者79人、接種率17.8%でございます。インフルエンザは、令和4年度の接種者1,668人、接種率61.2%、令和5年度接種者1,589人、接種率58.5%でございます。新型コロナワクチンにつきましては、国の特例臨時接種として全額公費による接種が令和6年3月31日で終了しておりますので、令和6年4月1日現在での接種者は2,465人、接種率90.4%となっております。

次に、高齢者の肺炎による医療費や介護への影響についてでございますが、埼玉県公表の横瀬町健康指数データ2023によりますと、2018年から2022年までの死因別では、肺炎が65歳以上で6.7%、75歳以上では心疾患、悪性新生物、老衰に次いで肺炎が7.6%、第4位となっております。また、75歳以上の町の後期高齢者医療費のデータを見ますと、肺炎による医療費が令和4年度から入院、外来ともに増加傾向にあり、入院の長期化などにより医療費、退院後の在宅サービス利用で介護費用に影響があると考えられます。肺炎の重症化を防ぐことは、医療費や介護費用の抑制にもつながるものと考えられますので、広報やホームページ等により、予防接種による予防と肺炎の重症化について広く周知啓発してまいります。

次に、要旨明細(2)、RSウイルスワクチン接種の公費助成でございますが、RSウイルスワクチンは予防接種法に位置づけされておらず、接種する場合は全額自己負担による任意接種となります。現在、国において定期接種化について課題や科学的観点などの検討が始まっている段階と認識しております。今後、国の動向に注視しながら、町の対応方針について検討してまいりたいと考えます。これまでインフルエンザや新型コロナウイルスの感染症に伴い、感染予防のための基本的な方針については周知を行ってまいりました。今後もRSウイルスを含む感染症予防について、広報やホームページを活用して感染症への注意喚起に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。本当に肺炎球菌ワクチンの受診率がこれほど低いとはちょっと考えられませんでした。ただ、私も受けなかったほうなのですけれども、意外と65歳ってまだまだ大丈夫って思うのかなというのがあります。ただ、65歳を抜けると、これは全額自己負担になってしまうのかなという方もこの間いましたので、この点で肺炎球菌ワクチンを受けられなかった人に対して、どのように町は取り組んでいるのかお聞きしたいと思いますし、あとこんなにワクチン接種率が低いのに、どのような対策を今後をしていったらいいのか、再度お聞きできればと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

まず、1つ目ですが、65歳で予防接種が受けられなかった方、接種の機会を逃してしまった方に対する接種につきましては、ただいま高齢者肺炎球菌について65歳と申し上げました。66歳以上の方についての助成について、この令和6年の4月から66歳以上の方で高齢者肺炎球菌を打っていない方については、任意の予防接種といたしまして、町のほうで予防接種費の一部助成を行っております。助成の内容につきましては、定期接種の高齢者肺炎球菌の内容と同じになっております。

次、2つ目ですけれども、予防接種率が低いということで、これらの対策をどうしていくかということですが、やはり感染した場合の本人の感染の状況が重くなったりとかという、その症状についての周知であったり、この予防接種の重要性ですとか、あとは感染の予防をどういうふうにしていくかということと併せて、先ほど申し上げましたけれども、広報やホームページ、または流行期などについて、その旨を伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 それでは、早速私も受けさせていただこうと思います。

それと、RSワクチンなのですけれども、去年带状疱疹ワクチンもこの秩父郡市内、横瀬町はいち早く助成をしていただいたということもありますので、このRSワクチンについてもぜひ横瀬町はいち早くできるという、そんなやっていただけると確信していきたいので、町長、またぜひ進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

まず、肺炎球菌は、予防接種をしている中ではやっぱりコロナやインフルエンザに比較して、まだ住民の皆さんに知っていただけていないという部分があるかと思っています。ここは啓発に努めていきたいなと思っています。これが1つ。

それから、RSウイルスワクチンも医学的見地がどうであるとか、その辺確認した上で、必要があれば町のほうでも検討していきたいなというふうに思っています。

○向井芳文副議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時29分

○向井芳文副議長 それでは、再開いたします。

○向井芳文副議長 ただいま町政に対する一般質問中です。

次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、1、人口減少対策について、2、ふるさと納税についてでございます。

我が国の人口は2011年以降減少を続け、減少幅は年々拡大しており、昨年度は80万人以上減少しています。私たちの町でも人口減少は続いており、人口減少対策が喫緊の課題であることは論を待たないところでございます。

本年4月、人口戦略会議は、2023年12月に公表された日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性についてを分析を行った結果を公表しました。今回は、2014年4月に日本創成会議が公表した分析を踏まえつつ、新たな視点として、人口の自然減対策と社会減対策の両面から分析を行ったものでございます。2014年の分析は、日本の地域別将来推計人口における20歳から39歳の女性人口（若年女性人口）の将来動向に着目し、若年女性人口が減少し続ける限り出生率は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからない。人口減少のスピードを考えると、若年女性人口は2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで減少する地域は、70年後には2割に、100年後には1割程度にまで減っていくことになる。このような地域は、最終的には消滅する可能性が高いのではないかと推測したものでした。

今回もこうした前回の考え方を基本的には踏襲し、若年女性人口は2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体が消滅可能性自治体とされています。加えて今回は、日本の地域別将来推計人口で公表されている封鎖人口の仮定した推計結果データ（各自治体においては人口移動がなく、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果）を活用しての分析も行われています。今回の分析で、消滅可能性自治体とされたのは744自治体、消滅可能性自治体から脱却した239自治体でした。

横瀬町について今回の分析結果を見ますと、若年女性人口減少率が若干改善しているものの、残念ながら前回と同様に消滅可能性自治体であると結論づけられ、出生率を上げるための自然減対策と若者の人口流出を防止するための社会減対策が極めて重要とされています。このレポートについては、全国の知事や市町村長から日本全体の問題を自治体の問題にすり替えている、これまでの地域の取組に水を差す等の反発の発信されているところですが、2014年の分析結果公表から10年が経過した現在も、当町の人口減少は歯止めがかかっておりません。

そこでお伺いします。この10年間に実施されてきた人口減少対策についての効果の検証は実施されたのか、人口減少に歯止めをかける新たな施策が必要ではないかという点も含め、このレポートに対する町長のご所見をお伺いします。

ご承知のように、人口減少が進行した場合に想定される生活への具体的な影響は、小売、飲食、娯楽、医療機関等の縮小による生活関連サービスの低下、地域の雇用機会の減少、経済、産業活動の縮小による税収減、高齢化による社会保障費の増加等による行政サービスの低下やインフラの老朽化問題対応、地域公共交通の撤退や縮小、空き家、耕作放棄地の増加、地域コミュニティの機能低下、住民組織の共同機能の低下や歴史や伝統文化の継承困難等々多岐にわたり、住民同士の交流機会の減少によって、生活利便性の低下や地域の魅力の低下によるさらなる人口減を招くことが懸念され、当町でもこれらの課題へ早急な取組が求められております。

人口減少問題については、「今農村に求められていることは、都会のニーズに合わせるのではなく、都会の弱点を補うために農村に何ができるか考えること」であるとか、「人口減は進むが、元からいた人と外からやってきた人等と一緒ににぎやかな地域をつくる」という多極分散型の適応策なども提言されているところです。大きな岐路にあるとも言える今、当町はどのような方向に向かって、どんな地域づくりを目指すのか、今後の具体的な施策についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。ふるさと納税制度は、平成20年4月の地方税法等の改正によってスタートしたもので、人口減少による税収の減少への対応や地方と大都市の格差是正を目的としたもので、自分が応援したい自治体に寄附をし、その金額が所得税や住民税から控除される仕組みです。

当町のふるさと納税の取組は、平成20年頃から始まり、年ごとに寄附件数、寄附額とも増加し、令和3年には寄附件数4,928件、寄附額8,175万4,000円を記録しました。しかし、全国ではふるさと納税の拡大が続いている中、令和4年度は寄附件数2,577件、寄附金額5,109万5,000円、令和5年度はそれぞれ1,343件、3,055万2,000円と大幅に減少しています。そこで、まずこの減少の原因をどう捉えているのか、どう対応してきたのかをお伺いします。

また、寄附件数や寄附金額増加のためには、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容を明確にすることや、ふるさと納税を行った方との関わりを大切にしていくことが重要ではないかと思えます。また、魅力ある返礼品を用意することも必須と考えますが、返礼品の見直しや拡充を含めて、今後どのような取組をしていくのかお伺いしたいと思います。

これまでふるさと納税寄附金は、教育環境充実事業2,250万1,000円、出産・子育て支援事業1,420万4,000円、安全安心なまちづくり事業548万7,000円、雇用創出・産業振興事業499万3,000円、定住促進・交流拡大事業158万1,000円等に使われたと公表されていますが、寄附金が減少することにより、これらの事業の推進に少なからず影響が出るのではないかと危惧しているところでございます。これらの事業について継続していかなければならないもの、止めるべきもの、あるいは大幅な見直しを必要とするもの等の選択肢があると存じますが、継続していくならばその財源はどこに求めていくのか、町のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 質問1、人口減少対策についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから質問事項1、人口減少対策について、まず(1)、人口戦略会議

の分析結果、それから先ほどおっしゃられたレポートに対する町長の所感ということと、それから（２）、今後の人口減少対策についてということに関しまして、答弁をさせていただきます。

これは、６月議会で黒澤議員から同じ質問を受けて答弁をしておりますので、まずは改めて同じ内容をお話しします。若年女性の５０％減少という１点で、ばっさり二元論として消滅可能性自治体をくくり出すことには議論があってしかるべきとは思いますが、横瀬町はこの１０年近くの間、ずっとこのままではいけない町、つまり消滅可能性自治体として自らを捉えて、その前提で政策を組み立ててきています。「消滅可能性自治体の未来を変える」を主たるテーマに設定して計画をつくり、人口ビジョンもつくり、諸施策を実施している。今回も消滅可能性自治体としてくぐられはしましたが、前回比８．７％改善したことは、この間の積み上げがあったからとも言えると思う。今回のレポートを受けての新たな施策はという質問については、既にその前提でやってきている、積み上げてきているので、今回のレポートをもって何かやり方を変えるということはない。改めて危機感を持ってやっていく、鉢巻きを締め直すという理解ですというふうに前は回答させていただいています。

少々付け足しをしたいと思います。まず、議員が言及された若干の改善という部分、この部分は小さくないというふうに思っています。横瀬町は、自らをこのままではいけない町と捉えて、人口減少に対して組織的に粘り強く対応するという方針でずっとやってきました。２０１６年に人口ビジョンと最初の地方創生総合戦略を策定しています。人口動態を見ますと、何もしなかった場合の趨勢人口よりも人口減少は緩和され、こうありたいと設定した戦略人口よりも何とか上で踏ん張っている状況です。ちなみに、９月１日現在の住民票ベースの人口は７、６２９人ですが、人口ビジョンで示した趨勢人口、何もしなかった場合は、これ５年ごとに取っているのですけれども、２０２５年で７、０１２人、同じ２０２５年時点での戦略人口は７、４１４人です。ここまでは、人口減少に対してはかなり健闘はできているというふうに考えています。ここから先は、ここまでも効果を検証しながら進めてきていまして、ここから先も引き続き、今ある第６次横瀬町総合振興計画に沿って施策を進めていく所存です。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

９番、若林想一郎議員。

○９番 若林想一郎議員 ただいま町長からご丁寧に横瀬町は一生懸命やっているのだという、ひしひしとした実感というか、私たちはここまで取り組んでいるというのを感じました。その分析、全国１、７２９自治体の持続可能分析結果リストというのはお持ちでしょうか。この中で７４４自治体が消滅可能性自治体ということになっているわけですが、ここから抜けた団体が２３９団体あると、横瀬町はこれに入るのではないかなと思っておったのですが、なかなか入っていませんでしたので、今回質問をさせていただいた私の経緯です。

この中で消滅自治体から抜けたのは、市でいくと飯能市、北本市、三郷市、幸手市、町でいきますと嵐山町、美里町、宮代町等が県でいくと抜けているわけです。新たにアルファというのが前回消滅可能性自治体で、今回脱却した自治体２３９ということで、今言った町村等が入っております。ベータが消滅可能性自治体に新たに該当する自治体ということで、神川町が入っているのです。この辺の横瀬との関連とか、そういうのがもし分析して結果等が分かれば。横瀬町はガンマ１、消滅可能性自治体に変わりませんが、若

年女性人口減少率が改善されているということで、744自治体の中の362市町村に入っております。これが町長が言ったデータは上がっているのだと、これが根拠かなと思います。ですから、この辺をさらに改善していただいて、あくまでポイントは何かということを見ていただいて、県庁所在地の青森市等も今回消滅可能市町村に入っていると、あるいは大潟村とか、そういうところも入ったということもありますので、この辺をうまく優秀な職員さんと副町長さんを変えて、大いに町の中で人の話を聞いて対話を進めて、ぜひこの次のときには横瀬町が一番初めに抜けたと、全国で一番にチャレンジして、こういう課題を切り抜けたという町村にさせていただければと思うところがございます。ぜひその辺をお願いしたい。町長の意気込みを教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、ご質問がありました関連、神川が入ったりとか飯能が抜けたりとか、そこをどう分析しているのかということなのですが、一番分かりやすく言うと、まずは基礎条件の差だと思います。与えられた条件です。今回の消滅可能性自治体、これ二元論で消滅可能性自治体、その他が分けられていて、その線引きは1点、若年女性人口の減少率で切られているわけですので、その白黒ついた中では多分いろんな地域差、地域事情があります。そういうことなのだろうなというふうに思っています。なので、分かりやすいのは横瀬と飯能を比べて飯能は抜いたのですが、それは飯能は横瀬よりも東京都心に近く、中心地に近く、人口の流動性が高いという要素は大きいというふうに思います。なので、この二元論に反応するというよりも、自然体でいった場合はどういうふうに減っていった、それに対してどういうふうにその減少を抑制するとかということが大事ななと思っていますので、そういう方針で進めてきています。

意気込みということでお話をいただきましたので、お話を申し上げますと、ここまでは積み上げができてきたというふうに思っています。横瀬町はもともと小さな町で、資源や財源があまりない町ですから、まずここからスタートしています。なので、いきなり横瀬町で例えば大きな投資をするとか、大きな大規模開発をするというのは現実的ではなくて、まず町の中に資源を集めていくから横瀬町は始めています。それが人的資源だったり、あるいは企業さんとの連携するということであったり、いろんなことから始めて、それが育ってきたというふうに思っています。分かりやすく言うと、どちらかというとソフト面からつくっていったと思います。それで一定の蓄積ができて、例えば地域おこし協力隊は今23人が活躍してくれていて、若い人たちがたくさん横瀬町に定住してくれるようにはなってきていて、それが人口の社会増減にもインパクトのある数字で出てきています。

ここから先ということなのですが、ここから先もまた大事で、これまで培ってきた横瀬の資源を上手に使っていくということ、それとソフト中心でつくってきた横瀬町が機が熟してきたというのはありまして、1つは中心地づくりが形になってきたとか、それから西武さんといろんな連携ができそうになってきたというのがありますので、ハードの投資、中心地をしっかりとつくるですとかというのもそうですし、ここは意識していく必要があろうかなと。前は子育て支援や、あと若者を呼び込むということを6月のときには言及したのですが、加えて言うと住宅政策、良質な住宅が増やせるようにするというのは大変重要など

ころですので、空き家対策ですとか、あるいは耕作放棄地対策ですとか、土地の有効活用みたいなところは非常に重要になってくるかなというふうに考えています。

いずれにせよ、横瀬のある資源をフルに有効活用して、この消滅可能性自治体から脱却できるようかどうか、横瀬町がより持続可能でいい町になるようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、ふるさと納税についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)についてでございますが、ふるさと納税制度がスタートいたしましたのは、平成20年度からであります。横瀬町ではふるさと納税を受け入れて、平成20年度の寄附額は12万円でありました。その後、平成28年度から寄附額が急激に増加し始め、平成28年度は前年度比で約17倍の寄附額に、令和元年度につきましては寄附額はそれまでの100万円単位から1,000万円単位になり、前年度比で3倍以上の寄附額となりました。直近5年間の寄附額の推移を見ますと、令和元年度は約3,000万円、令和2年度は約5,000万円、令和3年度は約8,000万円、令和4年度は約5,000万円、令和5年度は約3,000万円となっております。この推移は、令和2年度から採用した天然水保存水が大きく影響しているものと考えております。ふるさと納税のルール上、経費総額は寄附総額の5割以下となっておりますが、この天然水保存水は重量があり送料がかさむことから、人気の返礼品であるがゆえに経費を押し上げてしまっており、このことから、令和4年度の途中から天然水保存水を返礼品とする必要寄附金額や内容の変更をした結果、寄附額等が減少してしまいました。このほか影響を及ぼしているものとしてブドウ、とりわけシャインマスカットは人気の返礼品でございましたが、生育状況等の影響により安定的な調達ができず、令和5年度は取扱い数はなく、減少要因の一つとなっております。

次に、要旨明細(2)についての今後の対応策についてでございますが、大きく3点が挙げられると考えております。1点目は、現在既存の返礼品数は70品以上ありますが、これら一つ一つを見直し、魅力ある返礼品づくりを進めていくことであると考えております。例えば天然水保存水の返礼品については、定期配送ができませんので、定期配送する返礼品を検討中でございます。

2点目は、毎年新たな返礼品づくりに取り組んでおりますが、令和5年度だけでも9品目の返礼品を新たに発掘、開発しております。今後も新たな返礼品づくりを進める中で、町内のいろいろな生産者の皆様、団体の皆様、よこらぼなどをきっかけに関係人口になっていただいている皆様方と、今まで以上に連携を強めながら取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、議員お話しのように、これまでにふるさと納税の寄附をしていただいた方々との関わりは非常に大切だと感じておりますので、継続的につながっていけるような方策を検討していきたいと考えております。このほか、今年度はふるさと納税の専門家を招聘して現地調査や講話などを内容とする研修会を来週から3日間開催する予定となっております。この研修会には、町の担当者だけでなく、ふるさと納税支援委託業務の受託者である株式会社ENg a WAのメンバーも受講させ、今後のふるさと納税の取組に

生かしていきたいと考えております。

最後になりますが、ふるさと納税寄附金の使途事業につきましては、町の実施計画に位置づけられた事業のうち、優先的、重点的に取り組んでいく事業を選定しております。これらの使途事業の財源といたしましては、ふるさと納税寄附金を充てておりますが、ふるさと納税制度と同様に、地方創生を目的とした寄附金制度では、企業版ふるさと納税制度もございますので、この2つの制度を併せて財源としていければというふうに考えております。とはいえ、ふるさと納税寄附金は、今後の横瀬町のまちづくりを進めていくためには必要かつ貴重な財源でございますので、引き続きふるさと納税として寄附をしていただけるような魅力あるまちづくりを積極的に進め、財源確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいままち経営課長さんに回答いただきました。

ここに日経新聞からちょっと抜粋したやつなのですけれども、今ふるさと納税が全国で見ると1兆1,175億円になったということがございます。このタイトルは「集めなければ奪われる」と、見たところそういうことがありました。これの紹介などが、北海道の東部、約7,000人が暮らす白糠町はふるさと納税に本腰を入れて、2015年から町長は本腰を入れたのだと、そうしたら届いた寄附は税収の1割を超える1億6,000万円あったと、人口減が進む町に全国が関心を寄せて、赤飯を炊いて町中でお祝いをしたいほどうれしかったというコメントがあります。直近の寄附額は全国4位の167億円、23年度ですが、100倍に膨らんだということがあります。この町は、原動力はサーモンやイクラなどの返礼品だと、生産者らの所得を増やさなければ後継ぎができず、町が立ち行かなくなるということで、ふるさと納税を事業者の支援策として捉えたということがございます。やっぱりいろいろ町も事業者も協働で水産加工というか、サーモンのブロックを独自に調味した人気の返礼品エンペラーサーモンの製法を寄附者に送ったところ大変好評で、これだけ伸びたのだという記事が載っております。

今大畑課長さんの中で新しいものが9品目あると、それから研修会等を行うといろいろありますが、ぜひこの辺を見直していただいて、先ほど出ました芦ヶ久保の水等につきましても、毎日出ているものですから、そしてこれからどういう災難があるか分かりませんので、保存水として使える。今のままですと、生産者からちょっと聞いた話なのですが、1本10リットルを2つやったら20キロになると、それ今の人では持てないぞということで、もっと簡単にやる方法、その辺も検討していただくほうがいいのではないかなという話もありました。この辺の工夫の状況等がありましたら教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

返礼品についての工夫ということでございますが、まず先ほどお話いただきました水の関係につきましては、確かに重さというのが非常に課題となっておりましたので、この辺についてはいろいろな量の問題であるかということについても、この後も検討していきたいというふうにも考えております。

あと、先ほどの北海道の町の例が出ましたけれども、横瀬町は例えば海産物があるわけでもなく、肉もあるわけでもなくというところで、この後やっぱりいろいろなものを試しながらやっていかなければいけないかなということも考えております。そういう意味では、そういったふるさと納税の返礼品等の業務についての委託をしている株式会社ENg aWAさんも若い方々もいっぱいいらっしゃいますので、そういった発想等も拝借しながら、返礼品づくりというものをしっかりやっていけたらいいかなというふうに思っております。

あと、これは1つ例なのですが、地域おこし協力隊でも個々に活動されている方がいらっしゃいまして、その中でも竹細工等をやっている方もいらっしゃいまして、今年度竹細工も活動の中で、青竹の買物籠等も作成をしていただいて、それを商品化していただいたというような例もありまして、これも返礼品の中の商品にラインナップされておりますので、そういったことも今後も取り入れながらやっていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 質問というより希望を申し上げて終わりにしたいと思います。

横瀬町には海産物も肉もないということですが、これだけの人材があるのだから、皆さんが一生懸命町のために何をしたらいいかということを考えていただいて知恵を絞っていただく、これが一番かと思えます。町長が言いますように、やはり日本一チャレンジする町なのですから、皆さんがチャレンジして、消滅可能性自治体でなくて絶対残る横瀬町、横瀬市になってもいいのですから、そのような気持ちでやっていただければと思います。皆さんの人材というか、能力のますますの磨きをかけていただいて、町のために頑張ってくださいをお願い申し上げます、以上で質問を終わらせていただきます。

○向井芳文副議長 答弁はよろしいですか。

○9番 若林想一郎議員 はい。

○向井芳文副議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 それでは、次に、1番、森沢望美議員の一般質問を許可いたします。

1番、森沢望美議員。

〔1番 森沢望美議員登壇〕

○1番 森沢望美議員 1番、森沢望美です。議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

今回質問させていただきますのは移住促進についてです。要旨明細(1)、舎場(ヤドリバ)シンワについてお聞きします。令和6年度より移住を考える方に対して、お試し移住の拠点として利用いただいたり、地域おこし協力隊インターン滞在施設として活用できる舎場シンワですが、まず初めに現在までの利用状況をお聞きします。利用回数の状況と利用の内容の内訳を教えてください。

続きまして、現状の課題があるかどうかをお聞きします。

続きまして、今後の展望についてお聞きします。私見ですが、ホームページ上で探しにくいように思われます。広報の方法や利用者を増やすための活動、類似施設の増設など、現状お考えの今後の展望についてお聞きします。

次に、要旨明細（２）、横瀬町移住支援金の年ごとの申込み状況についてお聞きします。移住に関する要件を満たしていることに加え、就業に関する要件、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件、企業に関する要件のいずれかを満たす方が交付対象となる支援金ですが、こちらの支援金は横瀬町に移住を考えている、または移住を決めた方に対してとても有用な支援金だと思われまます。そのため、申込み状況についてお聞きしたいと思ひます。

壇上からの質問は以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○向井芳文副議長 質問 1、移住促進についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項 1 について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（１）についてでございますが、昨年度にUBE三菱セメント株式会社様のご協力により、親和会館として利用されていた施設を埼玉県のふるさと創造資金を活用して暮らし体験住宅舎場シンワを整備いたしました。今年度に入りまして供用を開始し、5月中旬から7月中旬までの60日間、JICA、国際協力機構のグローバルプログラムの研修生3名にご利用いただいております。3名とも舎場シンワで生活しながらの研修活動が非常に充実していた様子で、海外協力隊としての活動が終了した帰国後は、横瀬町に戻ってきたいとのコメントをいただいております。その後、7月中旬から現在に至るまで、地域おこし協力隊のインターン1名を40日間、地域活性化起業者1名を30日間、それぞれ利用いただいている状況でございます。8月末までで延べ利用日数は253日、稼働率は55.1%で、男性2名、女性3名、計5名の方々に利用いただいております。このうち地域おこし協力隊インターンの方は、舎場シンワを拠点としての暮らし体験や、地域おこし協力隊のインターンとしての活動を経験され、移住を決断し、9月1日から横瀬町に住所を移して地域おこし協力隊本隊として活動を始めていただいております。また、今後の利用予定でございますが、地域おこし協力隊インターン、新たに1名、女性の方ですが、90日間利用いただく予定となっております。

このようにオープンから5か月が経過し、順調なスタートとなっておりますが、この5か月間の間に利用者の皆さんをはじめ、見学会でおいでいただいた町民の方々や視察でおいでいただいた方々から、暮らし体験住宅周辺の樹木などによって、武甲山をはじめとするすばらしい景観が損なわれていて残念であるというような声を多くいただいております。このことから、植栽等の環境整備費用について、この後補正予算でお願いする予定となっております。さらに、施設案内等の周知につきましては、議員ご指摘のとおり、十分とは言えない状態ではございますので、今後ホームページやSNSなどを活用した周知をはじめとして、その周知の方法や内容を充実させていきたいというふうに考えております。

また、類似施設の増設はとのご質問でございますが、舎場シンワは今年度からスタートしておりますので、まずはこの施設の稼働率を上げて安定的に運営できるように取り組んでまいりたいというふうに考え

ております。

次に、要旨明細（２）についてでございますが、埼玉県から補助率４分の３の補助金をいただいている移住支援金の過去３年間の実績でございますが、令和３年度は交付件数２件、交付額２００万円、移住者４名、令和４年度は交付件数４件、交付額２８０万円、移住者５名、令和５年度は交付件数４件、交付額２９０万円、移住者６名となっております。年々この支援金を活用しての移住者が増えており、３年間で１５名が横瀬町へ移住をしていただいている状況となっております。参考に、秩父地域の他の町の令和３年度から３年間の状況は、皆野町では３年間で世帯で１件、単身で１件、小鹿野町は３年間で単身で１件、長瀬町では交付実績はございません。今年度、令和６年度につきましても、現在までに問合せが５件寄せられておりますので、今後とも周知方法等を工夫しながら、多くの方に移住していただけるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

１番、森沢望美議員。

○１番 森沢望美議員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。一般の方がまだ来ていないのかなというのが舍場シンワについてはちょっと思いました。私もホームページで検索したときに、なかなか目的のページにたどり着かなかったりですとか、そういったものがそもそもあるということを知らないという方が多いのではないかなと思ひまして、こちらの質問をさせていただいたのですが、やはりとても素晴らしい施設ができていのに、それが周知されていないというのは悲しいことですし、それが身内だけというか、元から来てくれる人だけに対しては案内できるけれども、移住をちょっと考えている人に対してちゃんと周知ができていないかなというのが今後の課題かと思ひれますので、どういったふうな広報を考えているのかをもう一度お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

周知方法、本当に大事なところだなというふうに思っております。まずは軌道に乗せるということがまず先決でございましたので、そちらのほうの対応ということになっておりました。今議員のお話のように、一般の方をこれからどういうふうに取り込んでいくかということが大きな課題かなというふうに思っておりますので、町内での周知というと町民の方になってしまいますので、外に向けてというと、やっぱりホームページであるとか、SNS系で発信していくのが有効ではないかなというふうに思っておりますので、まずはホームページは分かりやすく、そのページに飛ぶようにしっかり作り込んでいきたいというふうに思ひますし、またいろいろな関係人口の皆さんもいらっしゃいますので、そういった方々に対しての周知、お知らせであるとか、そういったもので口コミでということもあろうかと思ひますので、そういったところでいろんな方々と連携しながらしっかり取り組んでいければというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 ないようですので、1番、森沢望美議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 皆様、こんにちは。2番、関貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回のご質問ですが、放課後子ども教室についてになります。放課後子ども教室についてですが、小学校の授業がないタイミングに余裕教室を活用し、放課後や週末、夏休みなどの長期休業中に児童の体験活動や交流活動を安全で学べる居場所づくりを行っているものであり、横瀬町においては放課後子ども教室を1年生と2年生を対象に活動している事業になります。子ども教室は、利用人数の状況によって多少異なりますが、対象が原則2年生までとなっており、3年生になると今まで学校教室に通っていた子供たちは希望しても入室ができず、学童保育への案内に切り替わっているかと思えます。子ども教室ですが、保護者の就労にかかわらず参加できるもので、参加費用については原則無料となっており、保育料として年間800円となっているのに対し、学童保育は保護者の就労の有無の確認、そして日中に仕事などで保護者がいない子供を預かる、費用については子供1人につき月額5,800円、これに保護者会費として2,000円、合計で月に7,800円、年間で計算しますと9万3,600円となります。利用時の費用を考えると、保護者の負担もかなり増えてしまっている状況であります。また、活動場所については、子ども教室であれば小学校の校舎を利用しての活動になるので、学校の授業が行われる日は移動がなく、そのまま子ども教室の活動ができますが、学童保育については児童館を活用しているので、天候が悪くても小学校からの移動を行わなくてはなりません。このような利用状況の中で、小学生に子供がいる一部の保護者からは、3年生以降も子ども教室が利用できれば助かるなどの意見も耳にします。

ここで質問に移りますが、この子ども教室ですが、埼玉県の放課後子ども教室推進事業の実施要綱の対象とする子供の範囲の中に「本事業の子供の範囲は、地域の子供全般を対象とするものであり、幼児、児童、生徒の一部のみを対象とするものではない」とあります。しかし、横瀬町の子ども教室ですが、対象の学年が1年生、2年生にしているのはなぜなのかをお聞きしたいと思います。また、保護者の意見などを踏まえ、今後対象学年を見直し、これを行っていくのかお聞きしたいと思います。

以上が今回の質問になります。よろしく願いいたします。

○向井芳文副議長 質問1、放課後子ども教室についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1についてでございますけれども、「3年生になると子ども教室の対象外となり、今まで子ども教室に通っていた子供たちは希望しても入室できず」との発言がございますけれども、町の要綱では定員45名に欠員が生じた場合は3年生も受け入れる規定となっておりますので、ご承知おきください。

その上で、まず学童保育についてご説明をさせていただきます。学童保育ですが、児童福祉法に位置づく事業で、共働き、ひとり親の小学生の放課後や長期休業日の生活を継続的に保障する施設及び事業でございます。働く親を持つ子供にとっては、家庭に代わる毎日の生活の場として捉えております。これに対して放課後子ども教室事業は、基本的に子供が自由に入出りできる居場所づくりの事業であり、地域の方々と体験活動などを通して交流を深めるボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではないと文部科学省で説明をしております。また、放課後子ども教室事業の実態は、週に一、二回程度の開設が大半でございます。そのように開設もしてございます。その中で当町においては、課業日、要するに授業があった日は全て開設をしておりますので、令和5年度実績で年間236日の開設をしております。埼玉県から補助申請の段階で、実質横瀬町の場合は学童保育の状態です。非常にまずいのではないかと指摘を受けている状況で現在はございます。当町でも週一、二回を開催して、3年生を含めた全学年を対象にするということであれば可能かと考えられますが、横瀬町が低学年で全課業日に開設をするのか、全学年で開設日を逆に減らすのか、そういった選択肢の中で横瀬町は低学年に絞って、しかも課業日全てにおいて開設をしている状況でございます。

したがって、申請してある補助についても例年削減をされている状況ではございますが、町の単独費を用いて運用している状況でございます。低学年は、学校生活に慣れない状況や家庭の環境で児童が1人で待機しなければならないことへの安全確保など、1年生を優先的に決定をしております。次に2年生の決定となっております。先ほど申し上げたように、本来の定員は45名でございます。45名を超えた場合、抽せんにて決定をするところでございますけれども、令和5年度においては64名、令和6年度においては59名の入室を許可し、実際の定員数よりもオーバーした形を許可をして抽せんは行っておりません。中高学年については、教育の成長過程の段階で学校生活にも慣れ、自宅での待機も可能であると判断できる学年と考えております。

要旨明細2についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、現在の要綱で定員に満たない場合は、対象学年を拡大することができることになっておりますので、これを運用する形となります。また、現在放課後子ども教室では、ほとんどの保護者が4時から5時ぐらいにはお迎えに来ている状況でございます。しかるに、家庭に誰もいない状況ではなく、誰かいる状況と推測されます。このように放課後は、各家庭で面倒を見ていただくことが本来であると私は考えております。

また、もう一つの問題として指導員の確保でございます。ここ数年、指導員の勤務条件から、募集しても人が集まらない状況のため、現在はクラスで使う学級指導員を兼任しながら、ぎりぎりの指導員で運営をしております。以上の観点から、対象学年等の見直しは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。先ほど定数45名に対して、今オーバーしている状況でよろしかったですか。となると、こちらはニーズとしては入れたいという保護者は多いのかなという印象がありますので、幅を広げて利用しやすい状況というのをつくっていただきたいと思いますが、その辺については先ほどの指導員不足というところが絡んでいると思うのですけれども、指導員がいる場合であれば、学年も広げることは可能かどうかというところをお聞きしたいというところが1つと、先ほど指導員不足というところで、なかなか募集をかけても集まらないというところなのですが、この集まらない理由というのが給与面なのか、単に全く本当に募集がなくて人手が足りていない状況なのかをお聞きしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 ただいまの再質問に対してご答弁させていただきます。

定員オーバーの考え方ですけれども、定員オーバーがあるということで、需要があるという考え方なのですけれども、その需要を受け入れるために定員オーバーをしているというふうにご理解いただけたいと思います。本来であれば定員で抽せん会をして、そこで却下という形になるわけなのですけれども、そのところを需要がある分を受け入れているというふうにご理解をいただけたいと思います。

それから、指導員の内容でございますけれども、集まらない理由としては人手そのものもでございます。それから、放課後子ども教室の勤務時間、実際に働いている時間というのが3時半から5時半ぐらいの1日2時間という形になってしまいますので、その勤務時間での募集に対して応募がないという状況でございますので、もう致し方ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。なかなかちょっと難しい問題かとは思いますが、やはりニーズ等あればぜひ今後とも検討していただきたいというところがあるのと、あとこれは要望のような形になってしまうのですが、先日新聞の記事で出ていた内容としては、小学校になった子供の預け先が見つからない、小1の壁と言われるものがあるというところで、今年の秋にこども家庭庁が全国の調査乗り出すなんていう話もあります。もちろん放課後というところもベースとしてはあると思うのですが、逆に朝の通勤時間、共働きをしている世帯というのがなかなか学校が始まる時間まで家にいれず、子供が1人で自宅で過ごして自分で鍵をかけて通学をするなんていうケースもあるそうです。そういったところをカバーをするために、朝の7時半から受入れが可能な体制を整えているとか、そういう市町村というのも出てきているそうなので、今後もしそういった話等もあれば、検討の内容に入れていただきたいと思います。

以上になります。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから少し補足をさせていただきます。

放課後子ども教室とまず学童保育の趣旨の差、学童保育は生活の場であって、放課後子供という形は子供の居場所というのが原点にあるということなので、今放課後子供の運営は割とぱんぱんでやっているわけですが、お金もかかり、指導員を配置し、定員以上の子供たちを受け入れてぱんぱんでやっているのですが、その制度の中でできることは、町の今の資源の中ではかなり限界的だと思います。ただ、子供の居場所を考えるとということに戻って、子供の居場所づくりを様々な工夫をしながらつくっていくという方向で考えるのかなというふうには自分はイメージをしています。例えば今中心地づくりをしている中でArea 899、9は子供たちが安心して遊べる場にはなってきていると思いますし、そういう子供の居場所を町の中でつくっていくということは積極的にやっていく、あとはその組合せの問題かなというふうにも思いますので、もう少し広い視野でやれることを考えていきたいなというふうには自分は思っています。

○向井芳文副議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて、日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時45分

〔副議長、議長と交代〕

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第5、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願を議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長 請願第1号。件名、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願について。

こちらにつきましては、審査経過、本件は、令和6年6月定例会で本委員会に付託となった案件でございまして、委員会審査は8月28日に行い、委員から意見を聴取いたしました。

審査結果、委員に対し意見を聴取した後、採決とすることでよいか確認し、異議がなかったため、採決を行いました。採決の方法は挙手とし、請願に対し採決のほうの挙手を求めたところ、採択ゼロ名、不採

択が4名であり、当委員会としては不採択とすべきものとして決定をいたしましたものでございます。
以上でございます。

○新井鼓次郎議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、反対討論からお受けいたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、賛成討論に移ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する総務文教厚生常任委員会委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

日程第5、請願第1号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を国へ提出することを求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○新井鼓次郎議長 起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○新井鼓次郎議長 日程第6、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、報告第4号、令和5年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての細部説明を申し上げます。

この健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度監査委員の審査を受けた後、議会に報告をし、その後、公表が義務づけられているものでございます。

また、本比率は、地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく統一的な指標により、財政の健全性等の状況を確認するものでございます。

1の横瀬町の健全化判断比率でございますが、4つの指標がございます。まず、1つ目の実質赤字比率は、一般会計の赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計、そして下水道事業の公営企業会計、5会計を合わせた赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和5年度、一般会計、3つの特別会計及び公営企業会計ともに赤字がないことから、数値の記載はございません。

3つ目の実質公債費比率は、一般会計の負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和5年度の実質公債費比率は、前年度から0.3%上昇しているものの、引き続き元利償還金等の負担は低い状態を維持しております。

最後、4つ目の将来負担比率は、一般会計の将来負担すべき地方債等の負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和5年度の将来負担比率は、前年度から1.1ポイント上昇しているものの、引き続き将来負担は低い状態を維持しております。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、下水道事業の資金不足が事業規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和5年度、下水道事業会計は資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

なお、令和5年度の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきましては、監査委員から横瀬町の財政の健全性及び経営の健全性は保たれているとのご意見をいただいております。

以上で報告第4号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

日程第6、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎散会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

令和6年第5回横瀬町議会定例会 第2日

令和6年9月11日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第37号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 令和5年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 横瀬町自治功労者の顕彰についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第48号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長							
山	中	正	広	教	育	長	逸	見	和	秀	総	務	課	長					
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	長					
				課	管	長				課									
島	田	伸	子	税	務	会	平	沼	宏	一	町	民	課	長					
				課	担	当													
				管	理	者													
平	沼	朋	子	福	祉	介	加	藤	美	智	子	福	祉	介	護	課	担	当	長
				課	長							課							
守	屋	則	子	健	子	育	町	田	勝	一	振	興	課	長					
				課	長														
小	泉	達	美	建	設	課	久	古		武	建	設	課	担	当	課	長		
				長															
町	田	一	生	教	育	次	大	沢	賢	治	代	表	監	査	委	員			
				長															

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第1、議案第37号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第37号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 議案第37号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りしました新旧対照表と議案を併せて御覧ください。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い改正するものでございます。

改正内容でございますが、第1条、横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正及び第2条、横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、地域包括支援センター運営協議会を規定する介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、引用する字句を整理するものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からと規定し、附則第2項で、改正後の規定について、令和6年4月1日から適用する旨定めるものでございます。

以上、議案第37号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第37号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第2、議案第38号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第38号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。住民サービスの向上等を図るため、組織の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第38号の細部説明をさせていただきます。

今回の行政組織条例の一部改正は、新たに環境課を創設するために改正したいものでございます。今回、新たに環境課を創設する目的といたしまして、次の3点が挙げられます。1つ目といたしまして、これまで環境分野と衛生分野は振興課と建設課でカバーをしておりましたが、町民の皆様により一層分かりやすくすることで、住民サービスの向上を図ること。

2つ目といたしまして、振興課、建設課の2つの課で事務処理をしていたものを3つの課で事務を分担し処理することで、事務の平準化が図られ、より効率的な行政運営ができること。

3つ目といたしまして、第6次横瀬町総合振興計画において7つの柱の1つとして「景観環境づくり」

が位置づけられており、これまでも重点的に施策・事業に取り組んできておりましたが、環境課を創設することをきっかけに、今後、環境分野の取組を加速させていくことなどを目的としております。

それでは、お手元に配付させていただいている資料、新旧対照表を御覧いただきながら、改正部分の説明をお聞きください。

まず、1ページ、第1条に、9番目の課として、環境課を加えております。

第2条第7号、現行の条例でございですが、振興課の事務分掌で、オ、環境衛生に関する事、そして同条第8号、建設課の事務分掌でございですが、オ、下水道等に関する事をそれぞれ削除しております。

そして、第2条に新たに第9号として環境課を加え、新旧対照表の2ページ目になりますが、環境課の事務分掌として、ア、環境保全及び環境衛生に関する事、イ、下水道等に関する事を加えております。

なお、附則において、施行日を令和7年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第38号 横瀬町行政組織条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第3、議案第39号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第39号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するも

のであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、議案第39号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りした新旧対照表と議案を併せて御覧ください。今回は2点の改正でございます。

1点目は、第6条第2項の往診及び歯科訪問診療に係る一部負担金の規定について、厚生労働省令の一部が改正になったことに伴い、項注番号を整理するため改正するものでございます。

2点目は、国民健康保険法が改正され、令和6年12月2日から被保険者証、いわゆる紙の保険証が廃止され、以後、マイナンバーカードによる被保険者資格の確認を行う、いわゆるマイナ保険証が基本となります。

第14条中、現行条例には、被保険者証の返還を求める規定がございますが、紙の保険証がなくなることから、これらの文言を削るものでございます。

附則で、施行期日を令和6年12月2日からとして、経過措置を規定しております。

以上で、議案の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第39号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎認定第1号～認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 ここで、お諮りいたします。

日程第4、認定第1号から日程第8、認定第5号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第4から日程第8まで、これを一括上程いたします。

日程第4、認定第1号 令和5年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第5号 令和5年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上認定案件5件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第4、認定第1号 令和5年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

また、日程第8、認定第5号 令和5年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により、利益剰余金の処分及び決算について別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 代表監査委員の大沢でございます。ただいま、議長からご指名をいただきましたので、決算審査意見書について、ご説明申し上げます。

お手元に配付してございます令和5年度決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。と存じます。

まず、意見書の1ページをお開きください。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度横瀬町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況について、審査の結果を取りまとめ、令和6年8月20日付をもって町長宛てに提出したものでございます。

2ページに参りまして、第1、審査の対象でございますが、令和5年度横瀬町一般会計歳入歳出決算をはじめ、ここに記載のとおり、全部で8件でございます。

次に、第2、審査の期日、審査の場所並びに第3、審査の手續及び準拠でございます。令和6年7月4日、5日、8日の3日間にわたり、町役場会議室において、監査基準に準拠し、記載どおりの手續により、

審査を実施いたしました。また、7月8日には、町道3175号線、ヤドリ場シンワ、道の駅果樹公園あしがくぼの3か所について現地実査を行いました。関係職員の皆様には、業務繁多の中をご対応いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

続いて、第4の審査の結果でございます。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、定額資金の基金運用状況についても適正であると認められました。

次に、3ページに参りまして、第5、決算の概要でございます。令和5年度は、3年間に及ぶコロナ禍を乗り越え、町民体育祭、よこぜまつりなど、様々な事業が再開、展開されました。他方、長引く物価高騰は、住民生活や経済社会に大きな影響を与え、当町においても、それら諸情勢に対応するため、各種の支援や応援事業が行われたところでございます。

令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算額は、3ページ中ほどの表にございますように、全会計の歳入総額が64億8,096万7,000円、歳出総額が61億9,487万4,000円、歳入歳出差引額が2億8,609万3,000円、実質収支額が2億6,639万7,000円となりました。下の円グラフでも示されておりますように、歳入歳出とも全会計合計の7割近くを一般会計が占めています。なお、介護保険特別会計では、1,427万6,000円の収支不足が生じたため、法令の規定に基づき、令和6年度歳入予算からの充用を受けております。

4ページに参りまして、歳出決算規模及び実質収支の推移でございます。令和5年度の歳出は、一般会計が前年度に比べ6億8,913万6,000円減少し、また特別会計全体では、前年度に比べ1億8,673万9,000円の減少、総合計では、前年度に比べ8億7,587万5,000円減少しています。また、令和5年度の実質収支は、前年度に比べ2億1,355万9,000円減少しており、過去3か年では最小となりました。

続いて、5ページから6ページにかけまして、令和5年度一般会計における各課の主要な事業の内容を記載してございます。個別の説明につきましては省かせていただきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

また、6ページから7ページにかけましては、滞納債権管理の実情について調査した結果をこれまで同様集計表にまとめてございます。7ページの滞納債権集計表（令和5年度末現在）を御覧ください。表の右端、合計の一番下でございますが、滞納債権の件数は1,367件、滞納額は7,184万3,000円となっております。令和5年度から企業会計へ移行した下水道及び浄化槽使用料を除く滞納債権は、前年度と比較して件数が121件増加、金額は113万6,000円減少しています。引き続き債権管理マニュアルに沿って、滞納債権の管理・徴収に当たっていただくとともに、極力新たな滞納を発生させないよう努めていただきたいと思います。

次に、8ページに参りまして、第6、一般会計についてでございます。一般会計の決算状況につきましては、8ページから26ページにかけて記載してございますので、ここでは要点について申し上げます。

まず、1、決算規模の概要でございます。8ページ上段の歳入歳出決算額等の推移の表を御覧ください。歳入歳出とも令和3年度をピークに減少しており、令和5年度はともに対前年度14%程度の減少となっております。

次に、2の決算収支の状況でございます。同じ8ページ、収支決算の推移の表を御覧ください。歳入歳

出の差引額を示す形式収支（C）でございます。令和5年度は1億8,607万1,000円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源確保（D）を除く実質収支（E）では、1億6,637万5,000円の黒字となっています。

次に、9ページに参りまして、3、予算の執行状況でございます。まず、（1）、歳入のA、総括的事項についてでございます。令和5年度の一般会計歳入決算額は44億2,725万3,599円で、前年度に比べ7億6,955万1,624円、率にして14.8%減少しています。減少した主なものは、第14款国庫支出金、第17款寄附金、及び第21款町債などでございます。

10ページにございます款別歳入の執行状況の表、及び11ページの円グラフについても併せて御参照いただければと存じます。歳入の構成比を見ますと、地方交付税が最多の33.2%、次いで町税が26.4%、この2つの科目で歳入全体のおよそ6割を占めています。

次に、12ページにまいりまして歳入の財源別状況の表及びグラフを御覧ください。自主財源及び依存財源の額と構成比について、令和2年度から令和5年度までについて比較しています。自主財源の割合は、令和2年度から令和4年度まで30%台で推移しました。令和5年度は、自主財源の額そのものは前年度に比べ減少したものの、依存財源の減少がより大きかったため、相対的に自主財源の割合が上がって40.5%となっています。

12ページの下段、イ、款別の歳入状況についてでございます。第1款町税から16ページの第22款自動車取得税交付金まで、各款ごとに記載してございます。個別の説明は略させていただきます、16ページのウ、まとめを御覧いただきたいと存じます。

まず、1の歳入に占める自主財源の比率についてでございます。先ほども申し上げましたように、令和5年度の自主財源の額は、前年度に比べ減少しましたが、逆に、自主財源比率は5.2%上昇しました。ここ数年、新型コロナ対策や大規模建設事業など特別な財政需要に伴って、各種の財政措置が取られてきたことと存じますが、それらも一段落し、次第に平準化しつつあるものと思われま。自主財源の確保は、町財政の自主性・安定性を支える元でございますので、引き続きご配慮をお願いいたします。

続いて、16ページ、2の町税収入についてでございます。令和5年度では、前年度に比べ、町民税、固定資産税、鉱産税が減収となった一方、軽自動車税、町たばこ税が増収となり、町税全体では対前年度2,082万8,000円、1.8%の減少となりました。徴収率は96.3%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇しています。引き続き、適正課税と年度内納付の徹底を図り、財源確保をお願いいたします。

同じく16ページの3、収入未済額、不納欠損の状況でございます。令和5年度の収入未済額は1億140万6,000円で前年度に比べ5,031万5,000円増加しています。収入未済額の主なものは、町税と国庫支出金で、合わせて全体の91.1%を占めています。このうち町税は4,259万9,000円で、前年度に比べ189万9,000円少なくなっています。また、不納欠損額は、町税が230万3,000円、学校給食費負担金が42万2,000円となっており、全体では前年度に比べ117万1,000円減少しています。これらの取扱いに当たっては、関係法令や債権管理マニュアルに沿って、慎重かつ適正に処理されますよう、引き続きお願いをいたします。

次に、17ページからの（2）歳出に参ります。まずは、ア、款別歳出の執行状況につきましては、17ページにございます款別歳出の執行状況の表を御覧ください。なお、18ページの円グラフについても併せてご参照いただければと存じます。令和5年度の決算額は42億4,118万2,697円で、前年度に比べ6億8,913万5,369円、率にして14.0%減少しています。款別の構成比を見ますと、第3款民生費が27.2%で最も大き

く、次いで総務費の20.4%、土木費の12.1%、教育費の11.6%と続いています。前年度と比べ、教育費と土木費の順番が入れ替わっています。また、対前年度比では、衛生費や公債費などが増加した一方、教育費は大幅に減少しています。

各款別の概要につきましては、18ページの円グラフの下から20ページにかけて記載してございます。個別の説明は省略させていただきます。20ページの中ほどにございますイの総括的事項のうち、1の不用額について申し上げます。令和5年度の不用額は1億6,260万1,000円で、前年度に比べ5,135万3,000円減少しました。また、予算現額に対する割合は、前年度の4.1%から3.6%に減少しました。今後とも財源の有効活用、行財政運営の効率化の観点から、事業計画の精査や予算見積りの精度の向上、事業執行に当たっての経済性の追求をお願いいたします。

次に、21ページに参りまして、ウ、性質別歳出の状況でございます。下半分でございます性質別歳出の状況の表を御覧ください。令和5年度性質別歳出の対前年度増減額及び増減率を見ますと、義務的経費の小計では3,707万2,000円、2.4%の増加、投資的経費の小計では6億4,457万5,000円、61.1%の減少、その他の経費の小計では8,163万3,000円、3.5%の減少となっております。

22ページの上段でございます義務的経費の推移の表とグラフを御覧ください。義務的経費は、増減しながらも全体的には上昇傾向にあり、令和3年度をピークに令和4年度で一旦減少、令和5年度では増加に転じています。また、義務的経費に充当された一般財源等は、令和2年度まで増加が続いた後、令和3年度に一旦は減少しましたが、令和4年度で再び上昇、令和5年度は過去10年間で最も高くなりました。今後、上昇傾向が続いていくのかどうか、数値の動きには十分注意していただきたいと思っております。

次に、エ、燃料費及び光熱費の推移でございます。22ページの中ほどから24ページにかけて、過去5年間の燃料費及び光熱費の推移がグラフになっています。個別の分析結果については、それぞれのコメントをご参照いただきたいと存じますが、灯油を除いて全般に支出の増高傾向が見られます。その要因としては、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、各種事業の再開による需要増が見られることと、依然価格高騰の影響が大きいと言わざるを得ないと思っております。これらの費用は、価格が高騰しようとも事業活動に欠かせないものでございますので、限られた予算の中で、これまで以上に事業内容の精査と、実施に当たってのコスト意識が求められると思っております。

次に、25ページから26ページは、オ、財政構造の弾力性についてでございます。25ページの表、主要財務比率の年度別推移には、財政力指数をはじめとする各比率の過去3年間の推移が示されております。1の財政力指数は、令和5年度の単年度指数が0.470で、前年度に比べ下がりましたが、3か年平均値では0.478となっております。2の経常収支比率は、令和5年度が84.8%で、前年度に比べ1.1%上昇しました。これは、分子となる経常経費が増加したことによると考えられます。財政の硬直化を示す経常収支比率がここ数年上昇傾向にありますので、今後の動きには十分注意を払っていただきたいと思っております。

26ページに参りまして、3の経常一般財源比率は100.8%で、前年度に比べ0.2ポイント上がり、良好な数値となっております。ほかに人件費や公債費に関する比率についても、今のところは問題ないものと思われれますが、この2つの経費も硬直性の高い経費であり、今後の動向には注意していただきたいと思っております。

以上で一般会計の説明を終わります。次に27ページからの特別会計についてでございます。27ページから29ページにかけましては、第7の国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険税の徴収率は

83.8%と前年度を0.4%上回る結果になっています。引き続き、徴収率の向上に向け、よろしくお願いいたします。

30ページ、31ページは、第8、介護保険特別会計、32ページ、33ページは、第9、後期高齢者医療特別会計でございます。引き続き、事業の趣旨に沿って適切な事務執行をお願いいたします。

34ページからは、第10、財産に関する事項でございます。1の公有財産のうち、建物については、横瀬小学校特別教室棟の解体による減少がございました。

また、出資による権利については、秩父広域市町村圏組合水道事業に対する出資金の増加に加え、令和5年度から公営企業会計に移行した下水道事業会計に対する出資金が増加しています。

次に、35ページの基金でございますが、年度末現在高の合計が16億9,793万3,000円となっています。年度間の財政調整のための財政調整基金では、現在高が減少しています。貴重な町有財産の管理及び取扱いに関しましては、引き続き十分な注意を払っていただきますようお願いいたします。

最後に、37ページから38ページの第11、定額資金の基金運用状況でございますが、1の横瀬町土地開発基金の預金利子が増えたのみで、特段動きはございませんでした。

続きまして、令和5年度下水道事業会計の決算審査意見について、ご説明申し上げます。お手元に配付してございます令和5年度下水道事業会計決算審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページを御覧ください。地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度横瀬町下水道事業会計の決算について審査結果を取りまとめ、令和6年8月20日付で町長宛てに提出したものでございます。

2ページに参りまして、第1、審査の対象、第2、審査の期日・場所、第3、審査の方法及び準拠につきましては、こちらに記載のとおりでございます。第4、審査の結果でございますが、審査に付された決算書その他関係書類はいずれも関係法令に準拠して調製され、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等をした結果、計数は正確であり、また事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、かつ事業の執行は適正に処理されていることが認められました。

3ページから4ページにかけては、予算の執行状況、4ページから5ページにかけては経営成績、6ページから7ページにかけては財政状態について記載してございます。

7ページの上段を御覧ください。(4)、資金収支の状況でございますが、資金期末残高につきましては、現金預金8,753万7,000円と一致しており、期首と比較して5,161万円の増加となっております。

7ページ下段から8ページにかけては、業務状況について記載してございます。このうち(1)の特定環境保全公共下水道につきましては、管渠工事の実施に伴い、前年度に比べ整備済み面積が2.3ヘクタール、水洗化人口が42人増加しています。

また、8ページの中ほど、(2)、浄化槽設置管理事業でございますが、単独処理槽やくみ取り便槽からの転換が4基、新設が8基、既存の浄化槽帰属は4基となっており、前年度に比べ16基増加しております。

最後に、8ページ下段から9ページにかけて、まとめを記載してございます。当町の下水道事業と浄化槽設置管理事業は、令和5年度から公営企業会計に移行しました。公営企業は、その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適切でない経費については、適正な費用負担区分を前提として、一般会計から資金を繰り入れることが認められております。当年度は、この基準内の繰入金として9,198万

1,000円、また基準外の繰入金として1億5,345万4,000円が繰り入れられました。

収益と費用の総体的な関連を示す総収益対総費用比率は107.8%で、理想比率の100%を超えている一方、業務活動の効率を示す営業収益対営業費用比率は18.1%となっております。引き続き、使用料収入の確保や維持管理におけるコスト削減を図り、基準外繰入金の縮減に努めていただきたいと思います。

また、既存の下水道施設、浄化槽等の老朽化に伴い、今後、改修費用等の増加が見込まれることから、経営環境は厳しくなるものと考えられます。そうした中、下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全を図っていくためには、経営の健全性が不可欠であることから、引き続き収益の確保、費用の抑制を推進し、経営改善に努められるよう要望いたします。

以上で令和5年度決算審査意見についての説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 監査委員の決算審査報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ただいま大沢代表監査委員の決算審査報告が終了したところでございます。

決算関係書類等の調査につきましては、9月4日から本日までの間において、実施していただいておりますので、これより質疑を行います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

続きまして、執行部に対する質疑を行います。

質疑の際はページ数をお示しく下さい。

初めに、一般会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 それでは、行政報告書の中から最初にお願いいたします。

ページ数が69ページ、決算書の中では67ページ、公共交通運行事業についてですが、今回「のりあいブコーさん号」で3か所乗降場所を増やしていただきました。その後の効果等を教えていただければと思います。

それと、歳出、決算書9ページ、不用額が前年度と比べると5,000万円以上減少しております。去年、決算審議の中で、不用額が多額にあったのを質問させていただきましたけれども、今回このように減額になったのはどのような施策をしたのか教えていただければと思います。

ページ数61ページ、ウェルビーイング事業負担金ですが、昨年より500万円以上増えております。使い

道の内訳等、詳しく内容を教えていただければと思います。

143ページの防災安全対策事業の工事を行っておりますが、どこの工事を行ったのかお伺いします。

それと、147ページの空き家除却補助金が今年はかなり増えておりますが、何件行ったのかを教えてください。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁をさせていただきます。3点だったと思いますので、答弁漏れがありましたらご指摘をいただければと思います。

まず、公共交通運行事業の「のりあいブコーさん号」の新たに3か所、秩父市内ですけれども、乗降場所を増設した件の効果でございますが、令和5年2月からスタートをいたしまして、現在まで、8月末現在、乗降、利用者ですけれども、1,880名ほどの利用をいただいております。ということで、その中で、3か所のうちベルクの東町店が一番乗降客、利用者が多くて、大体7割近くの方がここを利用いただいているという状況でございます。

実際のところ、令和5年度の1年間で見ますと、この3か所の利用状況というのは大体20%弱ぐらいの割合でそこを使っているということで、今回設置させていただいて、利用者の皆さんは多分利便性が向上したのではないかなというふうに理解をしているところでございます。これが1点です。

2点目でございますが、不用額の減額の関係でございます。不用額の減額の関係につきましては、大きく要因としては2つあるかなというふうに思っております。それは、横瀬小学校の校舎の建築の関係で、不用額が令和4年度よりも少なかったということ、それとあともう一つは、社会資本の整備総合交付金、町道整備とかということだと思いますけれども、その事業についても不用額について差が大きかったというところが、不用額のところに反映されているのかなというところでございます。

これにつきましても、今後とも監査委員の意見もございましたけれども、適正に予算執行していきたいというふうに考えているところであります。

それと、ウェルビーイングの事業の負担金の関係でございます。令和4年度から500万円ほど増えているというところでございますけれども、これにつきましては、負担金の交付団体であるみんなで作る日本一幸せな町横瀬協議会、通称は「しあつく」と言っておりますけれども、そこに対する交付でございます。令和4年度は、令和4年の11月から設立をして活動を始めていますので、実質5か月間の活動費というのがありますと、ですので令和5年度は1年間ですので、その分は活動費として反映されているのかなというのがまず1点ありますところです。

具体的に、令和5年度の活動につきまして、まず町関係でいきますと、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画の1,000人アンケートをやりましたけれども、そのときの設問のウェルビーイングに関する設問であるとか、あるいは一般的な設問についてのご助言をいただいたりというところもありまして、そういったお手伝いをいただいている、集計もお願いしていただきます。

そして、実際に後期基本計画をつくったときに、ウェルビーイング指標等も設定させていただきましたけれども、そのご協力もいただいているというところが1点あります。

それと、主な「しあつく」の活動内容といたしましては、しあわせ未来会議という会議をやっておりまして、町民にとっての幸せ、より幸せな地域をつくっていく、どうすればできるのかというようなことを町民の皆様を巻き込みながら話し合っていく会議でございますけれども、その中で、延べ50名以上の町民の皆様とか、関係人口の皆様にも入っていただきながら、8件のプロジェクトをつくり上げているというようなところもございまして、そういった活動していただいているというところです。

あと、そのほかには、「ウェルビーイングなまちづくり」というようなテーマの中で、イベントや講演会ということで、講演会につきましては町長もそうですし、幸福学の第一人者である前野先生にも来ていただいて、そのときは90人以上の方にも来ていただいておりますけれども、そういった形のイベントや講演等の開催もしていただいていたたり、あるいは健康子育て課の子育て応援講座というものをやっておりますけれども、その中で子育て絵本講座というものをやっていただいたりとかしております。

最後に、あとコミュニティ協議会の研修の中でもファシリテーションの研修もやっていただいたりしているというところで、そういったものが事業の内容というふうになっております。

トータルでいきますと、人件費がほぼでございますので、1年間活動しての金額ということになると思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 建設課長。

○小泉達美建設課長 それでは、建設課のほうから2点お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、防災安全対策事業のどこを行ったかということでございますけれども、委託2本と工事を2本行いました。まず、委託の1本目ですが、橋梁点検でございますけれども、5年に1度実施することが法に義務づけられておりますので、人道橋の定期点検、25橋ですけれども、そちらを実施いたしました。2つ目は、芦ヶ久保橋の塗膜分析調査、そちらを行いました。

工事につきましては、堂の下橋長寿命化修繕工事、字1番地内になりますけれども、そちらの工事を実施しております。もう一つは、上芦ヶ久保橋の防護柵設置工事を行ったところでございます。

続きまして、空き家除却補助金のことですが、こちらは令和5年度では14件の申請がございました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 今の答弁の中で1点私のほうから、不用額の件、3番目の質問について補足をさせていただきます。直接要因は、今回の減少については、横小の建築に係る部分と社会資本整備なのですが、全体の傾向として数年前から枠配分で各課に最初の査定を依頼します。ここの精度が向上してきているかなというのは実感しております。監査委員のほうでもあった予算見積り精度の向上というのですか、その傾向はあるかなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと2点ほどお聞きしたいのですけれども、この公共交通運行事業の「のりあいブコー

さん号」なのですけれども、かなり町の負担金も多くなっております。定住自立圏でもこの公共交通のことは出ていると思うのですけれども、町としては今後、やっぱりもっと利用できるような周知の仕方とか、ちちぶ定住自立圏の中でできるような形をどのように取っていきたいのかをちょっと再度お聞きします。

それと、今回、このウェルビーイング事業負担金なのですけれども、ウェルビーイング自体はかなり町民に浸透してきているのですけれども、この「しあつく」、略語しか私も言えないのですけれども、この「しあつく」の周知というのが、本当に町民の方々にまだまだ周知されていなくて、この間ちょっと我が地域のほうでも会議をさせていただいたのですけれども、ほぼ知らないという方が多かったので、今後どのような周知をしていくのかお聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、お答えさせていただきます。2点でございます。

公共交通の定住での取組ということで、具体的には「のりあいブコーさん号」、デマンドタクシーになると思いますが、小鹿野町であったり秩父市の一部、横瀬町でもやっておりますけれども、そういったものが秩父圏域として利用できるような取組というのが今後求められていくのかなというところもありますので、そういったものも、実は令和7年度からまた共生ビジョンが改定になるということで、今改定作業を進めているところでございますので、そういった場面に、今のような提案みたいなものもしっかり入れて、議論していければいいかなというふうに思っております。

それと、「しあつく」の存在の周知というところでございます。まさに、私たちもその課題感というのを持っておりまして、今回、7月から8月にかけて町長とお話をしましょうというところで、各地区、それとあと全体で1回ということで全部で8回お世話になりましたけれども、その際にも「しあつく」のメンバーにも出てきていただいて、PRというのでしょうか、ウェルビーイングの活動の話もそうですし、そういう形で一步一步進めているところでございます。

あとは、活動の中にも補助金制度等もありますので、私たちも「しあつく」に対して、苅米地区もそうですけれども、つないでいくということも大事なのかなと思いますので、一步一步進めていければというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。3点ございます。

まず、1点目が歳入でいうと29ページになります。また、歳出では67ページ、ここは関連する部分なのですが、地域乗合バスの赤字補填に関してなのですが、予算審議の際に、地域乗合バスの赤字補填について、当初に比べて県の補填割合が少なくなっているように思うが、再度県への働きかけをする等秩父地域で取り組んでいくべきではないかという質問があったかと思いますが、それに対しまして、「そのように県にも働きかけをするとともに、秩父地域として広域レベルでできることを考える必要があると考えている」と答弁されております。

今回、県補助金の額というのは、予算と決算で同額の額でありました。309万6,000円ですか。この間、なかなかここでいきなりその部分が動くとは考えにくいのですが、この間どのような取組を行われたかというのが1点目です。

また、歳出の同じく67ページなのですが、予算書のほうでは、55ページにまち経営課の管轄の国際交流推進事業があったと思うのですが、これが今回決算のほうではなくなっております。ここに関して教えてくださいたいと思います。

もう一点、最後が歳出の69ページなのですが、公会堂等整備事業補助金のところで、公会堂等整備事業補助金が予算65万円だったと思いますが、これが229万9,000円になっていると、これは補正でその都度ご説明いただいておりますので、希望する公会堂が幾つか出てきたということで、これに関しましては、基本的に予算執行していろんな考え方があると思うのですが、その予算内でやるという視点も大事なのかもしれないのですが、地域で早いほうがいいようなことというのは、このように柔軟に補正等でご対応いただけると本当に地域としてはありがたいことだと思います。必要だっとなったときに即対応してくれるという、これはいろんな意味で、地域の利便性もそうですし、やっぱり町に対するそういういろいろなイメージ等もよくなりますし、すごくこれは私としてはいいことだと捉えているのですが、この辺りをどのように考えていらっしゃるかという、この3点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。3点だと思います。

1点目につきましては、路線バスの補助金の関係でございます。確かにそういうふうにご答弁させていただいたという記憶があります。この補助金につきましては、当初は、本当に何十年か前については2分の1とか、そういったところでの補助金ということについていたなというイメージは持っていますが、だんだんやっぱり県としても、予算の範囲内であるところだったので、今となっては定額、300万円ちょっとの金額というのが、今はここ数年続いているというところであります。担当レベルでは、再三県にもお話をしていたり要望もしているところであります。答えとしては大体同じなのですけれども、今後もそういう形で働きかけをしていきたいなというところが1点あります。

それと、あと先ほども宮原議員の質問にもありましたけれども、定住のほうで、地域公共交通のテーマがございますので、今回、共生ビジョンの改定もございまして、その部分につきましてもテーブルにのせて、どんな議論ができるか、どういう働きかけができるかみたいなのところも協議をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それと、あと次の国際交流の関係でございます。ご指摘のとおりでございます。当初予算では、町内に在住する外国人の方々が大体80名ぐらいいらっしゃるということで、その方々が地域の方々との交流が少ないので、そういった日常生活を送っていくためには、情報がキャッチしづらいという状況、コミュニティーができていないという状態もあるのではないかとこのところ、イベントとして自国の郷土料理を地域の方に振る舞ってあげる、一緒に作るみたいな形でコミュニティーをつくっていったらどうだろうかという形での予算をつけさせていただいていたわけなのですけれども、その後、よこらぼの提案事業の中に、在留外国人の多文化共生に向けての官民連携による支援サービスの実証実験という提案事業がござい

ました。これで外国人のみならず日本人もそうなのですけれども、日常生活で気軽に情報交換とか情報が提供できるようなアプリの開発であったりとか、そういった実証実験ができるということが提案がございまして、採択になりましたというところで、そうであれば、前後して、横瀬の暮らしのガイドというガイドを作りまして、それをそういうアプリに載せて情報発信ができれば、より情報等もキャッチできやすくなるのではないかとこのところ、そちらを優先させていただいたために、今回は予算執行がなかったというところでもあります。

この後、実は今後、今月だと思えますけれども、それについてのアプリが完成しましたので、そういった情報も発信できるのかなというところもありますので、そういった意味での国際交流は一旦振り替えて事業を実施させていただいたというところでもあります。

それと、あとまち経営課にはJICA国際交流機構から派遣された職員がいますので、先日も参りましたが、ミドルベリー大学さんとの交流であるとか、そういった交流も進めておりますので、国際交流関係の事業については、停滞することなく実施をしているといった状況でございます。

それと、公会堂の補助金の関係でございますけれども、議員のお話のとおり、当初予算から大幅に事業費は増えました。これは、お話のように、年度に入りまして、多分総会とかいろいろな場面を区で経て、公会堂の改修等の要望が出てきたということだと思っています。ですので、そこで、例えば予算がないので来年度ということになりますと、当然、地域の皆さんも不便を強いられということもありまして、補正予算を組ませていただいているというところで増額になってしまったというところがあります。

ちなみに、今度の9月の補正予算、これから審議をいただくわけですがけれども、これも公会堂の補正予算組ませていただくわけなのですけれども、そういった形でタイムリーにそういった補助金が活用できるみたいなことで、柔軟に対応できたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから公共交通のところは補足させていただきたいと思えます。

従前から申し上げているのですけれども、公共交通は横瀬としてどうあるべきかは、この先々見直していきたいというふうに思っています。とりわけ利用者が減少してきているこの地域乗合バス路線のところ、ここはどこかで考えていけないと思っております。まず、でも入り口で必要なのは利用者の今のくらいの地域住民の方が利用されていて、どう思っているかというところのアンケートみたいな形がいいのかどうかですか、それをどこかのタイミングでやるから始めたいなというふうに思っています。そのタイミングもなかなかどのタイミングというのは難しいのですが、そんなことで利用者が減っている今の西武バスのところを、住民の皆さんの声を拾うから始めていろいろ考えていきたいなと思っております。これが1つと、それと、公共交通を広域で考えれば、もちろんそのとおりなのですが、実はこれ言うはやすしというところがあると思っております。なぜ難しいかという、大きく2つあって、1つは、それぞれの市町の現状が違うということです。現状の今の在り方と考え方が今時点で違うというのが1つ。それから、もう一つは、それぞれのニーズが違うという部分があります。なので、当然、広域にのっけてやるができれば一番いいのだと思うのですが、なかなか私は一足飛びには難しいというふうに思っています。まず横瀬としては、秩父市アクセスです。横瀬の皆さんが公共交通を用いてという出先は、ほぼほぼ秩父市に

なると思いますので、秩父市街へのアクセスを向上させるをまず横瀬は優先かなというふうに思っています、その辺は、現実にでき得ることと、こうありたいをうまく包含しながら進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

1点、これ国際交流推進事業のところ、よこらぼの案件とちょうどマッチングしたということで、これに関しては、よこらぼのほうからちょうど偶然来たのか、それとも何かやり取りの中でうまく調整ができたのか、その辺りをお聞かせください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 答弁させていただきます。

これは、意図的ではなくて、偶然というか、その時期が重なったというところであります。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。偶然ということで、ただこれすばらしい事例だなと思っております。町がちょうど課題として、課題というか、事業としてやろうとしていたことがちょうどよこらぼで、お金が一気にかからなくなるというか、いろんな意味で前向きにできていくという、この形はすごいよこらぼの形としてもすばらしい形、在り方だなと思いますので、こちらに関しては今後よこらぼが変わって、今また動き出しておりますけれども、うまくこういうマッチングを、偶然というのもあると思いますが、うまく引き出してお互いに、探り合いにはなるかもしれませんが、していただけて、今後その辺を有効に活用していただければと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○新井鼓次郎議長 再々質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 その点についてでございますけれども、本件もJICAの方が町に来ていただいて、国際交流、多文化共生の活動を広く熱心にやっていたという中から、外から横瀬町でこういう実証をやりたいという流れになっておりますので、こちらからいろんなことをやって発信していくところ、そういう偶然のように見える何かつながっている提案を呼び込むのかなというふうに思っております。こういった循環はこれからも続けていければなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 それでは、39ページ、155ページの町育英奨学金、これは一応滞納は数字を見るとないと思うのですが、この経済が今悪くなっておりますので、返還金の延期、または延長の申込みとかはないのかということと、あと貸付金が大分減少しておりますが、これは審査が厳しいのか、それとも申込

み者が少ないのかということをお願いいたします。

あと、65、75、多岐にわたって公用車管理事業、公用車管理費、自動車修繕料、これはあまり大きな金額は載っておりませんが、令和5年度の事故の件数と、この修繕料は故障なのか、それとも事故なのかということをお教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

まず、奨学金の延長の部分なのですが、今のところございません。滞納もございませんので、計画どおりに徴収ができていますということでございます。

それから、申込み者の減数なのですが、こちらにつきましては、人口が少なくなってきたところと、具体的に言うと進学者が減ってきているところから申込みが少なくなっていると推測されます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは事故件数につきましては、令和5年度については6件でございます。

先ほどの公用車一括管理事業の中での修繕については、事故ということではなくて単純に修繕という形であります。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 事故6件ということですが、どのような事故で、それはまた車の運行の管理をちゃんとやっているのかという問題と、役場が率先して交通安全もやっておりますので、なるべく事故のないようにしてもらいたいのですが、事故の内容をちょっとお教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

ほとんどがうっかりというか、ちょっとした接触した事故ということで、大きな事故はございませんでした。ですが、やはりこういったものについて不注意が多いので、そういったものについては注意喚起は職員に対してはしております、今後も安全運転には心がけていただくように注意をしているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 18、19ページなのですが、地方交付税についてお伺いします。地方交付税と普通交付税と特別交付税の割合は分かるのですが、交付税の伸び率があるということはいいことな

のか悪いことなのかよく分かりませんが、いいことなのだと思うのです。当然、自主財源が少なくなれば、国の依存財源が増えるということはあるわけですが、特別交付税枠のこれ二億幾らになりますけれども、この特別交付税というのは、簡潔に言えば、地域おこし協力隊も特別交付税枠でやっているわけですが、そのほかに特別交付税枠に算定される事項というか、算定される費目というのですか、こういう事業、それについて分かれば回答していただいて、もし分からなければ調べて、後日、書面で提出いただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

特別交付税の内容につきましては、細かくありますので、追って書面で提出をさせていただきたいと思っております。

ただ、今お話しいただいている中では、例えば過疎地域には横瀬町は入っていませんけれども、準過疎という形でそういった指定を受けていますので、その部分も特別交付税に入っていたりとかということもあります。先ほど議員お話しのように、地域おこし協力隊であるとか、そういった部分も入っておりますので、後刻、書類で提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今、費目であるということなのですね。計算すると、これ町長の方針で地域おこし協力隊は活用して、今23名ということですが、計算すると1億円ちょっとぐらいですね。2億2,000万円、50%がそれに使われているということだと思っております。個人的な考えですが、やはり1つの事業体にその特別交付税の枠があって、その半分を使ってしまうというのは、バランス的にどうなのかなというのをいつも懸念しています。県や国で推進しているから、申し込めばそれがつくのだとは思っているのです。でも、その結果、総枠がもし、決まっているかどうか分からないですが、総枠が何%とか、これぐらいということがもし決まっていれば、ほかにつくはずの事業に対する特別交付税措置というのが削られているというか、つかない、つけてもらっていない可能性もあるような気がします。その辺を今後どう考えていくかというのがあると思うので、そういう費目についてというのは、こっちもよく分かりませんので、法律読むといっぱいあるのは僕知っていますので、それについて、僕はバランスが大事なのかなと思っているので、ぜひその辺についての見解と、今後、そういう精査していかなくてはならないと思うのですが、そういうことについてちょっと町長にお聞きしたい。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 交付税のところ、その総枠の話は多分最後まで分からないのかなというふうには思っています。イメージは、様々な条件があって特別交付税の金額積み上げられると、基本的には、地域おこし協力隊は交付税措置されるのであるという前提では積み上げてきています。だから、地域おこし協力隊、逆に言うと23人いるからその金額でもあります。ただ、それが100%かどうかは検証ができないというところ

ころでしょうか。結果的に100%かどうかは検証がなかなか難しいということかなと思うのですが、少なくとも、公式見解、地域おこし協力隊の制度の前提としては、それは交付税措置されるのであるということです。集落支援員もそうですし、今、もちろんバランスが大事だと思うのですが、横瀬町はやっぱり人口減少という大きな問題がある中で、地域おこし協力隊は非常にそこにヒットする制度だというふうに思っています。これは活躍してもらいたいのもそうですし、端的に移住につながるという部分も大きくて、力の入れどころなのだと思うのです。当然、もしも検証してみて、それで削られている部分があるのだとすると、気にしなければいけないのだと思うのですが、なかなかその検証は難しいかなというふうには感覚的には思っています。

ということなので、今、横瀬町の強みになっていると思いますので、ここは引き続き積極的には運用していきたい。しかしながら、全体のバランスはしっかり見ていきたいというところだというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 バランス見て考えているということですが、確かに検証が難しいことなのです。制度自体の枠がはっきりしないということです。法律には、特別交付税は交付税の8だったか7%程度って書いてあるのですけれども、ちょうど地域おこし協力隊の話になったので、これ埼玉県で地域おこし協力隊員というのは何人ぐらいいるのですか。横瀬町が多分突出していると思うのです。他地域では何で利用しないのかなということもあります。その辺は分かるでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 最大の理由は、埼玉県でも活用できる市町村が限られているということです。これ都市部の市町村は使えませんので、埼玉県で使えるところは、秩父エリアとあと県北幾つかになる、あと比企郡も一部入りますか、ぐらいになってくるのだと思います。なぜ多くないかの、私の肌感覚の最大の理由は、採用が難しいからだだと思います。もっといい人がいれば採りたいというところは多いのではないかなというふうに思います。今、地域おこし協力隊の採用市場がどうかというと、いい人材は圧倒的に売手市場かなというふうに思います。ということと、あと1都3県では横瀬町一番多くなってよく言っているのですけれども、それは東京圏だからです。例えば群馬県でいくと上野村という、秩父の山向こうの村がありますが、上野村は横瀬町よりも多い地域おこし協力隊が活躍をしています。それは、やっぱり早い時期から若い人の移住を進めてきていて、その蓄積があって、ちゃんと上野村の中で協力隊のコミュニティーとか若い人のコミュニティーができてきているというところが大きいかなというふうに思っていて、横瀬町もここは一つ、私としては太い線にしていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 埼玉県内の地域おこし協力隊、総務省が出しているデータでいきますと、大体65から70人ぐらいになっております。大体隊員がいる自治体が十二、三です。

以上です。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、一般会計の決算に対する質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 最後に、一括でもう一回やりますので、お許してください。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

次に、下水道事業会計利益の処分及び決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 令和5年度の横瀬町下水道会計の関係なのですが、これは決算書の6ページを見ていただきますと、損益計算書が載っています。損益計算書の中で、この特別損失が250万3,727円計上されております。特別損失は、本来の事業活動以外で生じた損失が計上されていると思われませんが、どのような内容のものが計上されているのか、教えていただきたいと思っております。

また、同じくこの損益計算書の6ページ、これは損益計算書の中で前年度繰越欠損金592万2,094円が計上されております。令和4年度は、皆様御存じのように下水道事業と浄化槽事業がそれぞれ別の特別会計で運営されておりましたが、令和5年度から一緒になりまして、繰越欠損金等が生じておりますけれども、どちらの事業に関する欠損金がここに計上されているのか、もし分かったら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課担当課長。

○久古 武建設課担当課長 決算書6ページ、損益計算書に記載されております、まず特別損失250万3,727円の内容についてご説明をさせていただきます。特別損失につきましては、議員ご指摘のとおり、当期の通常の経営活動以外の費用でございます。その内訳でございますが、賞与引当金繰入額208万2,000円、法定福利費引当金繰入額40万5,727円及び貸倒引当金の繰入額1万6,000円となっております。

内容でございますが、賞与引当金繰入額208万2,000円と、法定福利費引当金繰入額40万5,727円につきましては、6月分の期末勤勉手当と共済組合負担金に係るものでございます。公営企業会計の場合、6月

分の期末勤勉手当の対象期間のうち、令和5年12月から令和6年3月までの4か月分に係る費用は前年度分とみなされるため、前年度の決算整理をする際に、次年度以降のための引当金として費用計上しておく必要がございます。しかしながら、令和5年度は、前年度の令和4年度が法適用前の特別会計で事業運営されておる関係から引当金の計上ができなかったため、令和5年度の特別損失として経理処理を行ったものでございます。

次に、貸倒引当金繰入額1万6,000円は、不納欠損用の積立金を引当金として費用計上しているものでございまして、こちらも通常は決算整理の際に、次年度以降の回収不能見込額を算出し、貸倒引当金へ費用計上、いわゆる積立てを行うものでございますが、こちらも前年度が法適用前の特別会計で事業運営されていたため、令和5年度の特別損失として経理処理を行ったものでございます。

なお、特別損失への計上につきましては、総務省の法適用マニュアルに基づきます公営企業会計への移行初年度のみの特異な経理処理となっております。

続きまして、同じく決算書の6ページ、損益計算書に記載されております前年度繰越欠損金592万2,094円の内容についてご説明をさせていただきます。前年度繰越欠損金592万2,094円につきましては、法適用に伴い、固定資産を作成した際の浄化槽事業における欠損金になります。固定資産を作成するに当たり、借方の固定資産のところで主に工事費とそれに係る委託料を資産計上しまして、貸方のところで固定資産に充当されております企業債、国庫補助金、県補助金、町補助金などの財源を調べまして、固定負債と繰延収益に整理をしております。その際に、固定資産を作成する際には、消費税及び地方消費税を抜いた形で作成する必要があるため、借方の固定資産と貸方の負債のうち、繰延収益については消費税を抜いた形で作成のほうしておりますが、貸方の負債のうち企業債については、税抜き処理をしてしまうと、実際の償還額と差額が生じてしまうため、企業債のみ税抜き処理が禁止をされております。これを借方、貸方で対比をさせますと、企業債を税抜き処理していない分、借方よりも貸方の金額が多くなってしまい、繰越欠損金を生じる要因となっているものでございます。繰越欠損金が生じてしまう状況につきましては、事業を開始してから年数が経過をしていない事業に起こりやすい状況と言われておりまして、当町の浄化槽事業につきましても、平成26年10月開始、事業開始から8年半ということで、年数が浅い事業のため、繰越欠損金が生じておるものでございます。

なお、前年度繰越欠損金592万2,094円につきましては、当年度の純利益2,334万5,653円と相殺をしまして、令和5年度末の当年度末の未処分利益剰余金として1,742万3,559円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、下水道事業会計の決算に対する質疑を終結いたします。

ここで一括上程中の5件の質疑漏れ、または全体的な質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 大沢代表監査委員の決算審査意見書の説明書を見て、質問というか、すばらしい

意見書できておりますので、この中を参考に質問をさせていただきます。

まず、町税の関係ですが、16ページに町税収入まとめてありますが、税務会計課のほうで徴収率をまた上げていただいたということで、この辺の努力が本当にかいま見ることができました。その中で、不納欠損が決算書の15ページ、230万3,203円あると、こちらについては多分税法にのっって粛々とされたものだと思います。やはり税法にのっって取れないものは取れないということで、中断をしていないものについては、これは致し方ないものだと思うところでございます。この辺の税務会計課長さんの所見等ありましたら、教えていただきたいと思います。

そして、こちらについての2点目ですが、給食費の42万2,000円の不納欠損というのがあります。こちらについては大変珍しいので、この辺の状況等を教えていただきたいと思います。

それから、この意見書の中の26ページの人件費比率、こちらが前年と比べて0.3ポイント上昇している。歳入決算上の人件費の構成比は18.2%と前年度に比べ3.2ポイント上昇していると、こういうことがございます。こちらについては、私のほうでよく職員の適正配置、適正人数とか、そういうものが影響してきたかどうか、こちらについては町長にお伺いしたいなと思います。

以上、3点をお願いをしたいと思います。

○**新井鼓次郎議長** ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○**工藤 学税務会計課長** それでは、私のほうから不納欠損額について考えを述べさせていただきます。

今回、不納欠損額としまして230万3,203円が欠損処理とさせていただきます。前年度は389万6,685円が欠損額として計上させていただきました。今回は159万3,482円少ない形での欠損額となっております。

税務会計課としましては、まず現年度課税分で今年課税した分については、必ず徴収するという意気込みでふだん業務に当たっております。なかなか、長年、過年度からずっと引継ぎで来ております未納額につきましては、なかなか徴収がうまくいかない、思うように徴収できない面もございます。そういった中で、どうしても収納が難しいというものについて、やむを得ず欠損するという処理を行っております。あくまで納税をいただくことが大前提でございますので、納税に至らない部分について、やむを得ない形で不納欠損額にということで計上させていただいておりますので、その点につきましてご理解いただければと思います。

以上になります。

○**新井鼓次郎議長** 教育次長。

○**町田一生教育次長** 私からは、給食費の滞納処分についてご説明をさせていただきます。

まず、対象件数については2件でございます。対象年度につきましては、平成16年から平成22年まで、こちらの2件の方についてなのですが、現実には平成25年10月15日をもちまして、徴収停止という形の処分をしております。そこから10年を経過いたしましたところで、今回再調査をいたしまして、1名の方につきましては、現在所在が不明でございます。もう一名の方につきましても、ちょっと勾留等ございました無資力の状態で、今後、その資力の回復が難しいと判断をいたしまして、全額につきまして回収の見込みができないということで、今回の不納欠損処分のほうに至っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから人件費比率について、前年比0.3%上昇しておりますという数字で、まずは状況としては、これは日本中の状況があって、人件費負担は増えているという大きな流れの中での事象かなというふうに思っていて、特段、去年と今年に比べての特殊事情はないかなというふうに認識をしています。

議員にご指摘いただいた人員の適正配置は、引き続き気をつけていきたいというか、適正配置に心がけていきたいなというふうに思います。適正ではないというのは、多分2パターンあって、無駄があるか、あるいはその足りないかだと思うのですが、全体で言うと、無駄はないかなというふうに思っていて、あとは正職員の今負担が比較的大きくて、重たい部分をどうするかというところが大きな課題かなというふうに認識をしています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 3者の答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、税務会計課長さんから、大変努力されているということでございます。やっぱり滞納者の立場も考えて、現年分はとにかく100%取ってしまうと、繰越し分についてはなかなか去年の部分と今年部分を払うというのは、滞納者にとっては大変だと思いますので、その辺はこれだけ率が伸びているわけですから、今の状況でいいのではないかなと思います。引き続き、6月に県で表彰があると思いますが、それにまた乗るように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

2点目の給食費でございますが、平成16年という、私はちょうど教育委員会にいて、多分この人には何度も私も言ったことがあると思います。無償化が現実化されましたので、それについての学校給食費の無償化があったということでございますので、この前の整備として、こういうことは必要だと思いました。大変すばらしい英断というより、これは当然しなくてはいけないところを10年据え置いてやったということでございます。大変いいことだなと思います。

続いて、町長から、人件費率の関係ですが、適正配置で無駄がないということでございましたので、今後とも人件費の比率が増えるということは、いろいろな手当等あるいは職員の待遇改善等をしていく中で、人件費は上がるものだと思いますので、どうか今後、厳しい財政の中でこういう比率がどんどん上がっていくと、当初の税収等は上がらないところに対して、支出を少なくするという意味での努力をお願いをしたいというところで、よろしいでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ありがとうございます。今のご意見、受け止めさせていただいてしっかりやってまいりたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ページで言うと65ページとか85ページの関係なのですが、非常勤特別職の報酬につ

いてお伺いたします。

過去、ちょっと数年ずっと調べてみたのですが、この報酬についての金額がほとんど変わりがなくて、横瀬町のこの報酬は秩父地域の3町の中で比べると、高いのか安いのかをまず教えていただきたいという点。

それと、もう一つは、長年変わっていないということで、これは見直しは検討しないのかどうかということをお伺いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの非常勤特別職の報酬についてでございますが、当町の場合、平成16年に大きな改定をしております、そのときに全体で12%引き下げた経緯がございます。現状高いのか安いのかという質問でございますが、今時点ではちょっと周りの状況を確認しておりませんので、確かなことは言えないと思いますが、若干安いのかなというふうには感じているところであります。

それから、今後の改定の予定ということですが、そちらについては今のところまだ検討に入っている段階ではありません。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから少し補足させていただきます。当町は、平成16年に行政改革を行ってまして、無駄を省いていったという経緯がありまして、そのときの報酬がそのままになっています。この水準が高いか安いかでいくと、今、数字やデータは持っていませんけれども、肌感覚で言うと全国的にはかなり安いと思います。ただ、3町比較でいくと、秩父郡市はみんな行政改革を非常にちゃんとやった地域ではあるので、3町も恐らくあまり高くないかなというふうに想像します。

今後どうかということになりますと、やはり少し状況も変わってきたかなというふうに思っています。とりわけ、町民の皆さんのご協力をいただくケースにやはり相応のという部分は必要だろうなというふうには思っておりまして、その辺は今後様々な情報を入れて検討していかなければなという問題意識を持っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいま黒澤克久議員の質疑中でございますが、ここで本休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ここで議員の皆様をお願い申し上げます。ただいま質疑を受け付けております。要望に関しましては、この後討論の場を設けますので、思いの丈は討論の場で十分論じていただきますようお願い申し上げます。

ただいま一括上程中の認定第1号から認定第5号の5件の質疑漏れ、または全体的な質疑をお受けして

おりまして、5番、黒澤克久議員の質疑中でございます。

ここで再開をいたしまして、黒澤克久議員の再質疑をお受けいたします。

再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定5件に対する質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。

先に、反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 では、ないようですので、次に賛成討論ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 議長のお許しをいただきましたので、上程されました認定第1号から5号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度は、カラフルタウンを目標として定めた第6次横瀬町総合振興計画前期基本計画の最終年度で、ようやくコロナ禍の影響を脱し、本来の施策が実現できる環境が整った年度になったと思います。令和5年度の決算状況は、一般会計の歳入歳出とも前年度を下回り、歳入は前年度比14.8%減少、歳出では前年度比14%減少となつてはいるが、自主財源は構成比40.5%で前年度と比べると構成比が5.2%増加をしています。決算規模は、前年度と比較して減額となっておりますが、町財政運営はますます厳しさを増していますが、限りある財源を効果的に活用し、町民一人一人のウェルビーイングを推進するために、今後の事業展開において、さらに適切かつ効率的な財政運営を期待していきたいと思います。

特別会計においても、歳入歳出において安定した成果を収めていると思います。各課の事業は速やかに行われ、経済の先行きの不透明さがある影響下において、町財政運営はますます厳しさを増している状況ではありますが、限られた財源の中で適切な活用が行われたと思います。

一般会計及び特別会計、下水道事業会計とも良好に運営が執行されていると確信し、今後とも町長をはじめ職員の皆様のご努力をお願いし、さらに町民福祉の向上に努めていただくようお願いし、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに行います。

日程第4、認定第1号 令和5年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第2号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第3号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第7、認定第4号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第8、認定第5号 令和5年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第9、議案第40号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第40号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,396万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,482万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時35分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 31ページ、町民会館施設の教育委員会の異動に伴う工事だと思うのですが、これが工事費3,000万円計上してありますけれども、内容が全く分からない。この1行だけで3,000万円を認めるというのはちょっと無理があるのではないかと、どのぐらい広がるかも分からない、どのような工事をすることも分からないで認めるというこの考えはどうかと思います、いかがですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

この一文では確かに詳細事項が分かりませんので、こちらのほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、直工で概要をご説明いたしますと、建築工事費がございまして、建築に当たりましては、今現在の事務室を内側と外側にそれぞれ躯体を解体をして広げるような状況でございまして、今現在はおおむね6人ぐらいがそこにいるわけなのですが、こちらの事務局のほうを含めて総勢20人弱がそちらに移って執務を行うような予定で考えております。

それに伴いまして、電気設備工事がございまして、計装電源や通信機器等の改修を行います。それから、消防設備がございまして、非常用の消防設備の改修も行います。先ほど申しました躯体をいじる関係で解体工事費がございまして、そちらの解体工事費、それからちょっと人数が入ることによって大分中がぎゅうぎゅうになる形なので、机等そういうものをちょっと買い改めることによりまして備品購入費、こちらのほうを計上するような内容になっております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 これは、何平米を何平米にするという予定で進めているのですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 申し訳ありません。ちょっと今持ち合わせている資料の中で既存の平米数がちょっと分からないのですが、墨出しで新しいほうについては82.4平米になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 一応、図面でなく簡単な漫画でどちらかに広がるというのが見たかったのですけれども、教育次長を信じてこれで質問を終わりにします。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今回の町民会館の改修のことなのですが、この金額を聞いて3,000万円ということですが、それだけかけるとすればほかにも案があつてしかるべきではないかと思ひます。これどうということかという、町有地に3,000万円で別の庁舎を建てると、なるべく旧役場の跡地とか、僕も聞いているので、町民会館と一体的にあつたほうが利便性があつたり、いろいろいいということの前に町長から聞いたことがあつて、それにしても金額的にそれだけかかるということは、今度あれ取つてしまひますけれども、歩道橋をね、取ることになつてしまつてはいるけれども、旧役場の隅のほうにでも、それだけのものをつくれれば、さらに今後いろんな利用度があるのではないのかなと思ひます。ですから、この案に至つた経緯と、ほかにもどういふ代替案を考へていたり、そういうことをしなかつたのかということをお聞きしたいのです。

だから、金額的にもこれだと新築でそんな強固なものでなければ出来ますよね。だから、そういうことを検討した経緯があるのかどうかをお聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 本件は、まず役場の体制としては、先ほど条例改正させていただいた環境課をつくるのとセット、環境課をつくる、条例改正ではそこしか出てきませんが、というのと町民会館を移転するという事です。ほかの場所は今回は考へていませんで、町民会館にというふうには考へていました。理由は、大きく3つですか、町民会館にする理由があります。

1つは、町民会館の管理体制と教育委員会を併せて人的配置を一番合理的な形にしたいというのが1つ。もう一つが中心地づくりが進んできているので、その中心地づくりのへその部分に常駐の人をしっかりと配置しておきたいという1つ。

3つ目が実は結構大きくて、これ歳入のところで緊急防災・減災事業債を使わせていただひています。もともとの発想は、コロナ禍で感染症対策としてオフィスのスペースに余裕を持たせたいということと、あと感染症になつたときのリスクヘッジ、別場所に欲しいということなのですが、あと町民会館が一つの災害の拠点としても機能するというのは大事でして、避難場所にもなつてはいるということと、それ

と、うちの場合には想定はしにくいのですけれども、役場の本庁舎に何かあったときの代わりの機能があそこで果たせるというところの意味合いは結構大きくて、そのために町民会館に入れる。だから、その趣旨でいくと、必ずしもそこは教育委員会でなくてもなののですけれども、というところの組合せで、町民会館を使って、町民会館の管理が一番しやすい形で、災害対応も一番機動的にできる形ということであそこになりました。

どうしても駆体が、今回はお金がかかるところの結構その駆体をいじるという部分、オフィススペースを広げるのですが、ここもやっぱり制約条件があって、関根議員もご存じだと思いますけれども、喫茶室をどうするかというのは当初議論になったのですけれども、ここは喫茶室機能が今町のコミュニティーにとって大事だということでしたので、教育長は個室がなくなってしまってちょっと申し訳ない、狭くなって申し訳ないのですけれども、という中で今できる範囲で拡張するというので、今回のこの予算に至ったということでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 これは、プロジェクトチームだとか、いろいろ会議だとか、そういう中で、町長の説明は分かりますけれども、到達した意見って解釈していいのかどうかというのですけれども、ほかに何か案は出なかったのですか。そういうのがすごく疑問なののですけれども。だから、喫茶室のほうに広げないでくれたというのはすごくありがたいのですけれども、当初、教育委員会を移すって聞いたときに、もっと機能的なものをつくるのだったら、別枠で、例えば中学の空き地につくるだとか、何かいろんな案があってしかるべきだと思うのです。図書館機能と一緒に、防災ということを考えて、僕はあそこ防災拠点にはマッチしないと思っています。横瀬で起きるとしたら水害が大きいです。そうすると、あそこ僕の家もありますけれども、一番低いので、以前から記録的な大雨って言いますよね。そのときに僕のうちつかるとですよ、多分。前の加藤町長のところもつかると思うのです。そうすると、実は、町民会館って僕のところより低いのです。そうすると、木の間沢が氾濫する。バックウオーターではないけれども、こっち本流から寄せるという、あの辺は水浸しになる可能性は想定できるのです。だから、前回の台風だったか災害のときに、小学校の体育館をということで、うちの周辺の方は呼びかけがあって、初期の方はあそこに入りましたけれども、2階にね。後半の方は、ここではあれだということで、車も来ても置いておけば駄目になってしまう可能性があるからということで、小学校の体育館に避難しました。だから、防災の拠点とするのだったらもっと、むしろこのほうが全然安全だし、地震は分からないです。だから、その辺のことを考えると、一番懸念があるとすれば、和田河原とうちの棚久保、あと向井君家の辺の、あそこは何と言うのだ。寺久保です。という河川沿いが危ないのだと思うのです。だから、防災拠点にすること自体もちょっとあれなので、図書館機能なら図書館機能を充実して、教育委員会の人事配置ですか、そういうものをスムーズにするのだったら、近くにつくるのがいいのかなと僕思いました。

このことでいろんな人に、議員にも聞きました。それで、一番最初出てきたのは、資料館に余っているだろうとか、資料館の会議室があるだろうとか、何かそういうことも聞きました。だから、もう一度立ち止まって精査して、どうしてもここっていうのなら分かるのですけれども、ただ広げるということより

も、もともとある既設のものですから、先人がつくったものですから、形、格好が変になってもおかしいし、張り出すとかいったときに、張り出すのだったら向こうまで張り出したらどうだとかいろいろ出てきてしまうと思うのです。だから、どういうプロセスでそういう案になったかというのがすごく疑問です。

それ聞きたいのと、もう一つ、人工芝のところの施設の件で、教育次長の答弁の中に、現状あるものを皆さんにそういうふうに使っていただくのがそういう趣旨だ、趣旨というか、ちょっと僕は間違ったらですけれども、そういうくだけりがありました。だから、こういうところが必要です、こういうところが必要ですって言われても、今あるものをうまく使って利用していただくのが一番だということですから、これは町民にそういう言い方を執行部としておっしゃるのだったら、あれですよ。行政側の利用側もそういうことを、今あるものをうまく使ってやるということがあります。

もう一つ聞いたのは、その下に自動車入れるところありますよね、倉庫みたいな。あの上だって使えるのではないかということを知ったことがあります。だから、今、連絡のツールだとか、いろんな移動手段とかというのは、このだけの距離ですから十分可能なわけです。リモートだとか何とかって言う時代ですから、だからその辺もう一度考えて、職員がどれぐらい関わっているか分からないですけれども、やっぱりプロジェクトをつくって、もう一度精査したほうが僕はいいと思うのですけれども、一応このままだとちょっとこの部分だけは賛成ができません。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから、まず誤解なきようになのですが、何が何でもあそこを防災拠点ということではなくて、ここが駄目なときのバックアップ機能を果たすところが欲しいということなのです。だから、水害を想定するのであればここでオーケーなのですけれども、何か本庁舎にあったときに、すぐに動き出せるところがどこかで必要ということです。だから、大水のときにわざわざあそこを拠点にするということではないです。

あと、検討したかどうかという、町民会館の中では教育委員会のほうで幾つか検討してもらっています。2階が使えるのではないかと、どことどの組合せがというのがあのですけれども、やっぱりエントランスのセキュリティーも含めて管理等もありますので、今のところを広げるのが一番現実的で機能的であるという結論になっています。

なぜあそこかは、これは先ほどの話の繰り返しになるのですけれども、町民会館の管理運営と教育委員会の業務が一番効率的にできる場所、町民会館の管理ができる場所、中心地づくりの中で目配りができる場所、役場のバックアップ機能を果たせるところとやると、これは町民会館の中でしか今回はなかったかなというふうに思っています。

また、今それやっている中心地づくりの進展によってはとか、あるいはこの先行くと、免沢町有地の活用の話や駅前活用の話があるので、そのタイミングでは、町の今使っている機能の集約だったり移転だったりというのを改めて考える必要があるのですけれども、事このタイミングで、昨今の災害が増えている状況だったり、あるいはその感染症対策のことだったり、やっぱりこれは早ければ早いほどいいだろうというふうには思っていて、このタイミングでやらせていただくということになります。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 何でここでこういうやり取りしなくてはいけないかというのは、これはもちろん計画段階で、例えば以前だったら説明会なり全協なり開いてこういう案があるのだけれどもと、議員にも知恵を貸してほしいとか、そういう部分があってもしかるべき問題だと思います。僕、こんなにかかるのではないと思ったから、別にあれですよ。だって、3,000万円といたらいい家できますよね。十分な、基礎まで入れて。それだったら、もうちょっと、それだったら併設してつくったらどうですかって、駐車場はなくても、何も今までのを壊さなくたって、これで連絡できれば、もうちょっとかけづくりでやっても安くできるし、いずれにしてもこの金額的にも、僕は素人だからよく分かりませんが、個人で3,000万円ぱっと出しますよって言ったときには、かなり考えますよね。だから、やっぱりその辺の姿勢がちょっと分かりにくいです、正直。

それと、災害は何がいつどこであるか分からないです。だから、別に大雨だというのは一例であって、あんまり可能性があるところに別の拠点をつくる必要もない、それだったら小学校だってここ渡れば行けるのだから、小学校の空きスペースにそういうものをつくっていいし、もっと言えば、ここから離れたことによって教育委員会とのコミュニケーションはどういうふうにする、今まではスムーズにさっと行けたけれども、やっぱりその利便性だってありますよね。別に図書館が主ではないのですから、教育行政のね。だから、僕は町長が言っていることよく分かるのです。せっかくあそこに土地があるから、中心地といたら、逆に新しくつくるのだったらそこが中心地になる可能性があります。それには、基盤を整備して、それも効率的に安く、あそこの整地ができるようなことを考えて、そしてあそこにむしろ、その次の段階でって言ったけれども、それを早めに計画して、機能があるものを、そこに教育委員会もあるし図書館もあるし云々というものをつくればいいだけのことであって、第1段階はと言われても、ちょっと第1段階についてはちょっと、いろんな面で理解できないところがあり過ぎるかなって思います。

いずれにしても、このままやるという場合には、僕は予算案には申し訳ないけれども、ほかの案には賛成ですけれども、あえて討論しませんけれども、ほかの案については止まってしまうと困るのであれですけれども、その辺の、今取り下げるわけにもいかないでしょうけれども、そういう気もないのだと思うのだけれども、ちょっと何か疑問が残ります。だから、今、いろんな理由でそこに行き着いたということは分かるけれども、ちょっとまだほかに方法があるかなって思います。もう一度。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 いろんな趣旨を合わせてあそこなわけです。というのは、今回の大きな支出ではありますけれども、入りとセットの話でもあります。町民会館の町の防災に寄与するがゆえに、この緊急防災・減災事業債というのが使われている。町丸々の単独事業でできるというわけです。このセットの意味合いは大きいです。なかなか別の場所で調達とセットで考えたら、なかなか難しい話を今回は防災の意味合い、ここのバックアップの意味合い、町の様々なリスクヘッジ、それから人材の適正配置を考えましたら、ここしかないという結論になって、金額が大きいのはそうなのですが、入りもあってのであります。だから、我々はこれに関しては合理性はあるかなというふうに考えています。

あと、当然、機能的にいうと、教育委員会が今ここにあって、あそこに行くということでプラス面とマ

イナス面は当然あります。そのプラス面とマイナス面を両方勘案して、プラスのほうが多いという判断をして、教育委員会を町民会館に持っていくという判断をしています。難しいですね。逆に言うと、この調達とセットでより意味があるというのかな、ということでは言えるかなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 私からも今の件なのですが、この3,000万円というのは、確かに私も想像していたよりはるかにちょっと多かったかと、ただこの専門的なことが分からない以上、細かいことは何とも言えないのですけれども、その場所というの私はある程度あそこというの、もうその形はその形でありかなと、確かにコミュニケーションの問題というの若干、例えば子育て関連だというと教育と健康子育て課と関わってくる、そういったところは、今はいろんな通信機器ありますから、直接対面ではなくてもできますけれども、でもやはり対面のよさというのがありますので、そういった心配もありますし、恐らくその辺は検討の上で総合的に判断されたのだと思います。

あそこに移ってのメリットももちろん感じますし、かといって今関根議員のおっしゃったデメリットも感じます。その中の総合的な判断ということは理解ができます。ただ、その中でこの3,000万円というところがどうしてもやはり額的に、今ご説明いただいている中だとイメージができないという部分が正直あります。ですので、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいというのが質問としてあるのですが、この部分でこの発言がいいかどうかちょっと何ともなのですが、ちょうど時間も、もしでしたら休憩を入れていただくことがあるかどうか分からないのですけれども、1回その図面というか簡単なこういう図面というのがあると思うのです。なので、その辺りを1回、可能であればもう少し詳しくご説明いただく、またはどういう形でか資料でいただく等というのがちょっと形としては必要なのではないかなと私としては思うのですが、よろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時20分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ただいま4番、向井芳文議員による質疑中でございます。

先ほどありました向井芳文議員の質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 それでは、休憩をいただきましたので、お手元のほうに図面をちょっとお配りをさせていただきます。右下のほうにエアコン云々と書いてあるのですが、これはちょっと違う図面を使っておりますので、そちらのほうご了解いただけたらと思います。

右上のほうに事務室がございます。よく見ていただきますと、手描きなのですが、点線が上下に横に引いてあると思うのですが、この点線で囲まれている内側が今現在の事務室になります。今回の工事は、こ

ちらの内側、外側、上側が平沼商店側になります。下側は内側のほうになるのですけれども、まず上側から申しますと、点線のところの躯体を壊して1.8メートルぐらい外に出して、図書館に行くその通路の中の一部のところをちょっと広げるといって形になっております。躯体を外に造り替える形になります。

それから、下の部分につきましては、点線であるカウンターのところを、階段があるのですけれども、その階段の延長線上ぐらいのところまで約3メートル弱ですか、それをちょっと内側のほうに広げまして、こちらのほうをまた躯体というか外壁を造り直すという形になっております。

ちょっと大まかな説明なのですが、以上でございます。

それから、先ほどの内藤議員の答弁の中で、古い面積がどのぐらいになるのかということの中で、古い面積のほうは分からないという回答をしておったのですが、今確認をしまして35平米でございました。

35平米から墨出しで82.4になるということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 私のほうからも、先ほどの答弁でも幾つか説明が足りないかなという部分がありましたので、少し補足をさせていただきます。

まず、今回、移転の趣旨として人材の適正配置という部分がちょっと分かりづらいなと思いましたが、補足をさせていただくと、まず発端は教育委員会の中にある社会体育のラインです。社会教育、社会体育のラインが休日の仕事が多岐にわたる仕事です。ここの担当がずっとお休みが取りづらいう状況が続いておりというのがありまして、町民会館と一緒にすることで町民会館の管理の部分と併せて人材が適正に配置できるのではないかというのが一つです。

もう一つ、その中心地づくりという中で、町民会館でというのは、これは町民会館の利便性の向上が今回は一つ大きなテーマでして、今横瀬町は30を超える文化団体があそこを拠点に活動して使っていて非常に活況なのですけれども、利用の希望が大変多くて、それも踏まえて、今休館日の月曜日を開館にして、1週間通して町民会館を運用しようということを考えています。教育委員会が移転することによって人も確保されますので、そうすると今まで6日しか期待にこたえられなかった町民会館利用というのが多分1週間通してできる形になるということもあります。

というのと、あと3つ目、先ほどの緊急防災・減災事業債というのが収入のところでも分かりづらいなと思うので、補足なのですが、この緊急防災・減災事業債は100%充当で、7割交付税措置される大変有利な事業債です。ですから、出は3,000万円なのですけれども、緊急防災・減災事業債が使えれば、100%充当で7割交付税で措置されるという今回はセットでのこの計画になります。

以上、補足させていただきました。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 資料もご用意いただき、ありがとうございました。こうやって見てみると、想像していたとおりにあるのですが、より分かりやすくなりました。

この中で、具体的なこの建物に関してになるのですが、図書館に入る階段上ってきたところのスペース、逆で見えますけれども、400、1,400と書いてあるところなのですけれども、ここって実際どのぐらいの幅があるかというのがまず1点目です。ここ、恐らく計算されていると思うので、デッドスペースにはなったり

しないと思いますが、その辺り、そしてまたこの形、私も想像していたのはこの形だったので、これって思ったのですけれども、先ほど関根議員ともお話ししていた中で、この廊下の部分に完全に行ってしまうと、廊下全部潰したとしても、基本的に休館日がなくなるというお話なので、図書館の中から入れば、廊下全部使ってしまうても、外の廊下です。大丈夫なのではないかなというのをちょっと今話していて感じたので、今回、この3,000万円で計上されて2,770万円はもうこの補助金が決まっていますという中で、これ環境課の件も先ほど可決で決まっていますので、来年の4月1日には間に合わせないとだと思しますので、いろいろと壁もあるかと思いますが、例えばそういった変更というのは今後可能なのかどうか、補助金的にもそうですし、この進行上、それを変更するかどうかをご検討いただいている上なので、それはまたご検討いただいているところですが、例えばこの廊下全部使ったらいいのではないかと、私としてもそれ話しているのですけれども、そういった形で、料金変わってきたところというのは、補正等となるのだと思うのですけれども、そういったことが可能かどうかという、この部分をお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまのご質問に対してご答弁させていただきます。

図書館の出入口のほうのお話だと思うのですが、ここはちょっと手書きで400、1,400という形を書いているのですが、墨出し等多少ありますので、ここの通路としては2メートルから2.3メートルぐらいの通路はつくれるという形になっております。図書館の出入りですね。図書館の出入りの関係なのですが、これは設計をしておる中で一応相談をして、向井議員がおっしゃったようなことも検討はしたのですけれども、図書館自体の出入口でこちらはやっぱり建築上必要だという判断になりましたので、こちらを塞がずに一応出入口が2か所あるような形を取っているという形になっております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。お話をさせていただいた上でということで、これ建築法上多分いろいろな、建築法の関係も結構厳しいので、これはやむを得ないのかなと思います。

教えていただきかったのは、通路の幅というよりは内側の部屋の部分、ちょうど400、1,400と書いてあるこの中の部屋、部屋の横幅というのがどのぐらいあるのかなというのを分かれば。これ1,800なのですか。1,800という解釈でいいのですか、単純に計算して。では、単純に足したのでよかったということで、これは1,800ということで、ありがとうございます。1,800である程度、業務的にはここをデッドスペースにならないように利用できるということで考えているのだと思いますが、どんな形の使い方をこの通路、通路ではない、今のこの1,800で縦長の部分、横長と言っても縦長と言ってもですが、考えていらっしゃるかというところだけお聞かせください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 この1,800の部分につきましては、主に書棚を置きまして書庫として扱えるように考えております。書庫につきましては、横開きで我々が通用できるような形で考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 貴重な時間を申し訳ありません。参考までに申し上げたいのですが、町民会館の館長を私は平成7年の7月1日から9か月間させていただきました。町民会館ができたのは、平成2年だと思います。3代目の館長ということでお世話になりました。当時の職員としては、守屋則子さん、平沼宏一さん、そして島田公男さん、そして私の4人で事務をしておりました。当時、大変冷暖房が効率が悪いと、ヒート何とか方式というので、この寒冷地になくはならない方式だったものですから、オール電化で、電気料は年間720万円ぐらいかかったのではないかと。役場本庁舎と電気代が変わらないのではないかと、検討しなさいと言われまして、平沼宏一さんが電気のほうに詳しいものですから、この辺を切り替えて灯油でやるとかいろいろ考えまして、電気料は420万円ぐらいに圧縮できたと思います。

そして、一番欠陥的なのが当初の設計が多分悪かったとしか言えないのですが、エレベーターがなかったのです。エレベーターの取付けです。冷暖房も切り替えて灯油にしたということで、経費が削減できたということです。

ここで一番残念なのは、ステージがありますが、ステージに対して西側から入るところがありません。ヨコゼ音楽祭とか何かやっても西側から入れませんから、舞台装置等についてはこれ大変な関係なのです。それと、音響が悪いので音響板というのを設置してあります。これは移設ができるやつです。それとかいろいろステージの中に配水管があったり、あとはそれから裏の道路に対して荷物の搬入口があるのですが、道路から2.5メートルあるのです。危なくてしょうがないということで、これは北側の道路からの搬出入はやっておりません。

ですから、今回3,000万円かけるということであったとすれば、将来、変更はないように、これをいい機会に改善できるものは改善してほしいし、補助金を持ってくるから、3,000万円かかったっていいのではないかとことですけれども、よくなるものでしたら構わないのですが、また何かの機会に補助金を持ってきて直せばいいのだよという問題ではなくて、とにかく今足りないものは何であるとすれば、これを機会にそこを改めてよくするというのをぜひ勉強というより、町民の一人としてこれはお願いしたいと思います。こちらについてはいかがでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 まず、今回は、教育委員会の移転に係る、金額は大きいですが、中ではミニマムだと思います。町民会館の問題は当然認識していきまして、平成2年から時間もたっており、老朽化している部分や直さなければいけない部分等々ありますので、そこは課題と受け止めています。もちろん財源がどうかとかというところはあるのですが、町民の人に皆さんにとって一番使いやすくいい形をつくるように努力してまいりたいというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 所見を申し上げましたが、とにかく町のお金ですから、何度も同じことというよ

り、無駄になることはしてほしくないし、ぜひ町民が納得できるものをつくってほしいと、こう思うところでございます。町長の決意が固いようですので、こちらも期待しておりますので、どうか町民の声を聞いて、対話をしていいものをつくっていただきたいと、こう思います。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 承知しました。しっかり対話して、町民の声を受け止めていいものをつくりたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ページ数22ページの法定外予防接種費用のところ、带状疱疹ワクチンの増額ということでしたが、今期から始まったこの接種ですが、今のところどのぐらいの人数が申出をしているのか、そしてこの増額費用がどのぐらいの人数を今期、この後追加があると見込んでいるのか教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、ただいまのご質問にお答えいたします。

この4月から助成ということで、带状疱疹ワクチンの予防接種の補助を始めました。ただいまの交付申請の実績でございますが、人数で言いますと34名の方が申請をされております。回数的には57回分で支出額としては56万5,000円になります。今回の補正をさせていただきますと、83回分の補助を予定しております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。一応確認ですが、83回分というのは、先ほどの57回分に83を足すのではなくて、30近く増やすという意味ですかというのが1点と、あと今期の当初の補助金設定額が1回当たり1万円の補助率でしたが、今後この補助率が変更する、例えば来期以降、よその自治体に変更した場合には、当町としても変更するような考えがあるのかどうかだけ教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 では、再質問についてお答えいたします。

先ほど見込み83回分と申し上げたのですけれども、今57回分が申請がありますので、あと26回分を足して全部で83回分ということになります。

この補正予算を組む段階ではもう少し申請件数少なかったのですが、このぐらいで見えていたのですけれども、申請のほうはかなり上がってきておりますので、ご相談もありますので、今後は状況に応じてまた対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、2点目の金額についてでございますが、不活化ワクチンのほうは1人2回接種で1万円の補助、2回分で2万円の補助となっております。こちらのほうは秩父地域の4町と合わせて、同時スタートで同じ金額で始めております。今後、この金額につきましては、町の財政状況ですとか、あとは近隣の市町村

と、あと医師会等さんと相談させていただきながら、方針を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第40号 令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○新井鼓次郎議長 起立多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第41号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第41号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,862万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,770万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑の際は、ページ数をお示しください。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第41号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第11、議案第42号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第42号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,176万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時49分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ページ数9ページの介護予防福祉用具購入費とありますが、何人の方に何を購入、負担をしたのか教えていただければと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ただいま日程第11、議案第42号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題としております。

ただいま6番、宮原みさ子議員の質疑中でございます。

先ほどの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、答弁させていただきます。

先ほどご質問ありました介護予防福祉用具の購入費につきましては、当初の予算では6件の18万円の予算措置をしておりましたが、現在の段階で6件の申請がありまして、11万6,820円の支出をしております。

内容につきましては、浴槽台やシャワーチェア等、介護を自宅で生活できるように使える用具となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第42号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第12、議案第43号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第43号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,751万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第43号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第13、議案第44号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第44号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、第2条では、収益的支出について補正を行うものです。支出については313万3,000円を増額し、予定を3億5,103万5,000円とするものです。

次に、第3条では、資本的支出について補正を行うものです。支出については10万4,000円を増額し、予定を3億1,331万5,000円とするものです。したがって、不足する額6,975万8,000円は、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額585万1,000円、引継金34万6,000円、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金6,356万1,000円で補填するように改めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時16分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は収益的支出、資本的支出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第44号 令和6年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第14、議案第45号 横瀬町自治功労者の顕彰についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第45号 横瀬町自治功労者の顕彰についてであります、横瀬町の自治功労者として該当者4名を顕彰することについて同意を得たいので、横瀬町褒賞条例第4条の規定によりこの案を提出するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 1点だけちょっと確認の意味でお聞かせいただきたいと思えます。

元町長、加藤嘉郎、町長16年となっておりますが、その前に前歴として議員をたしか3期ぐらいやっているとと思うので、そういうのは特にはこの実績の中には入らないのか。本来だと入れてもいいのではないかとと思うのですが、その外した理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

今、議員のお話のとおり、経歴については私たちが存じ上げております。ただ、今回の条例の中に、町長を満10年以上上務めた者というもので、既にクリアしているということで、今回のこの記載には載せさせていただいていないという状況になっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

人事に関することですので、討論を省略し、採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第45号 横瀬町自治功労者の顕彰については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第15、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員浅見きよみ氏の任期は、令和6年12月31日で満了となるため、後任として浅見雅子氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は3年でございます。

浅見さんについて申し上げます。浅見さんは、横瀬町第14区にお住まいで、昭和36年12月27日生まれの62歳でございます。経歴でございますが、短期大学卒業後、昭和57年4月に横瀬町役場の職員となりました。横瀬町役場では教育委員会や健康づくり課勤務を経て、平成28年4月からは子育て支援課長を務め、令和4年3月に退職をされております。人権擁護委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第16、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員小泉昇一氏の任期は、令和6年12月31日で満了となりますが、引き続き小泉昇一氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお任期は3年でございます。

小泉さんについて申し上げます。小泉さんは、横瀬町第2区にお住まいで、昭和32年3月13日生まれの67歳でございます。人権擁護委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第17、議案第48号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第48号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります
が、横瀬町教育委員会委員久米真由理氏の任期は、令和6年10月12日で満了となりますが、引き続き久米
真由理氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第
2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

久米さんは、横瀬町第3区にお住まいで、昭和44年7月19日生まれの55歳でございます。教育委員会委
員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第48号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり同意されました。

◇

◎閉会中の継続審査の申出

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員
会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会
中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思ひますが、ご異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○新井鼓次郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和6年第5回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

副 議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 内 藤 純 夫